

長寿社会の構図

人生80年時代の経済社会システム構築の方向

昭和61年4月

国民生活審議会総合政策部会
政策委員会

はじめに

戦後40年にわたる国民のたゆまぬ努力の結果、我が国の国民生活は著しく向上したが、内外の激しい経済社会の条件変化の中で、現在、大きな転換期にさしかかっている。

長い間、人生は50年であると考えられ、人々の生活構造や社会の仕組みはこれを前提として形づくられてきた。しかし、戦後、日本人の平均寿命は急速に伸長して世界最長の水準に達し、今や、「人生80年時代」を迎えようとしている。また、明治以来急速に増加して、100年余の間に3倍以上になった我が国の人口は・近年、出生率の低下によりその増加率を低め・今後半世紀は、大きな変動のないままで推移する可能性が強く、我が国は本格的な高齢化の時代を迎えることになる。

一方、戦後の経済発展の過程を通じ、所得・消費の面を始めとして、国民の生活は豊かになった。こうした中で、技術革新・情報化は急速に進展し、国民生活の各面に様々な影響を及ぼしつつある。また、我が国の国際社会での経済的地位の高まりの中で、国民生活の面においても一層の国際化が進むものと考えられる。

このような著しい環境条件の変化の中で、我が国の国民生活は、今後、大きな変貌を遂げていくものと考えられるが、これまでの人口急増と「人生50年」の中で形成されてきた就業、社会保障、教育・学習、住宅・生活環境等の経済社会システムの下での国民生活には、現在、様々な問題が生じつつあり、さら

に、今後も予想される急速な環境条件の変化は、国民生活をめぐる諸問題を一層顕在化させていくと予想される。

したがって、「人生80年時代」にふさわしい新たな経済社会システムの構築が求められているが、まさに現在から高齢化が本格化する21世紀に至るまでの十数年間は、働く年齢層の割合が高く、国民の貯蓄率も高いという経済的潜在力が豊かな時期に当たっており、新しい世紀を、国民の一人一人が、長い生涯を安心して生きがいを持って過ごすことのできる長寿社会とするための、貴重な準備期間であると考えられる。

勤勉な国民の総力によって達成した高い所得水準と高度産業社会という、これまでの我が国の成果を基盤にして、従来よりは一段とレベルの高い、真に人間性を発揮できるような人生80年時代の国民生活の実現に向けて、経済発展の成果をより積極的に活用していくことが今や時代の要請となっており、また、それが可能な段階になっている。

以上のような問題意識の下に、国民生活審議会は、昭和59年7月、同審議会に総合政策部会を設け、長期的かつ総合的な観点から、生活の視点に立脚した今後の国民生活の基本的方向を明らかにするため、「人生80年時代の新たな経済社会システムのあり方」について調査審議を行うことを決定した。調査審議に当たっては、総合政策部会の下に政策委員会が設けられ、60年6月には、それまでの審議の成果

を中間的にとりまとめ、審議会の議を経て、委員会中間報告「長寿社会への構図」として公表した。

政策委員会においては、中間報告の成果とこれに対する批判・意見等を踏まえつつ、技術革新・情報化・国際化と国民生活との関わり、21世紀初頭の社会像・人生80年時代の生涯生活像、長寿社会にふさわしい経済社会システムの課題等について様々な角度からさらに検討を深めてきた。

本報告は、そうした成果をもとに、人生80年時代に対応した新たな経済社会システムとその構築に向けての総合的方策のあり方を提示しようとするものである。

本報告の構成は以下のようになっている。

第 部は、いわば現状編であり、「1. 経済社会の変化と国民生活の変容」では、国民生活をとりまく経済社会の条件変化として、高齢化を始め、技術革新・情報化、国際化についてその現状と変化の方向を明らかにし、そうした中で生じている生涯生活構造の変容を分析するとともに、こうした国民生活をめぐる経済社会条件の変化に対してそれを支える経済社会のシステムが対応できない場合の問題点を、「懸念される事態」として描いている。

また、「2. 現行経済社会システムの現状と問題点」

では、現行の経済社会システムの問題点を、主要なサブシステム毎に提起している。

第 部は、21世紀の活力ある豊かな長寿社会に向けての社会の選択を提示することを意図しており、

「1. 活力とゆとりある社会をめざして」においては「(1)人生80年時代の社会像」で、21世紀初頭の社会の姿について、これまでの変化を踏まえつつ、めざすべき社会像として描いている。「(2)人生80年時代の生涯生活像」では、長寿社会における国民生活のあり方を、ライフステージ毎に区切って、典型例を中心として描いている。「(3)人生80年時代の経済社会システムの設計条件」では、(1),(2)を踏まえ、21世紀の長寿社会の経済社会システムを構築するための基本的な設計条件を明らかにしている。

次いで、「2. 人生80年時代の経済社会システムのあり方」では、長寿社会にふさわしい経済社会システム構築のための、基礎条件を含めた共通の課題と、主要なサブシステムについての課題を提示している。

また、「参考資料」は、生涯生活時間配分フレーム分析についての作業の概要である。

なお、本委員会の検討は、就業者のうち、主として雇用者を念頭に置いて行ったものである。

第 部 歴史的転換期を迎えて

1. 経済社会の変化と国民生活の変容

我が国経済社会は、歴史上類をみない高度成長を通じて、急速なスピードで工業化を実現し、今や高度産業社会へと大きな変貌を遂げた。この間、国民生活も世界最長の平均寿命の実現、欧米先進諸国と肩を並べる所得水準の達成、サービス支出の増大等にみられる消費内容の高度化、耐久消費財の急速な普及による生活の質的向上等、多くの面で着実な改善を遂げてきた。

しかし、急速に進行しつつある高齢化をはじめ、技術革新の進展、情報化、国際化等、近年、我が国を取り巻く経済社会情勢の変化は一層著しく、国民生活の様々な側面で大きな影響を与えている。

こうした環境条件の変化の中で、我が国が21世紀

へ向けて歩む道のりは、まさに、我が国経済社会の大きな転換期であり、国民生活のあり方も大きく変容していくものと考えられる。

以下では、(1)で、人口の動向と急激な高齢化の進行についてみた後、併せて今後の国民生活を展望する上で関わりの深い技術革新・情報化、国際化についてもその動向を概観する。

(2)では、こうした中で生じている国民の生涯生活構造の変容を生生涯生活時間、生涯生活コストの両側面からスポットを当てることにより明らかにする。

(3)では、高齢化を始めとする経済社会の環境変化に適切に対処し得ない場合の諸問題を指摘する。

(1) 経済社会の変化

人口の動向と高齢化

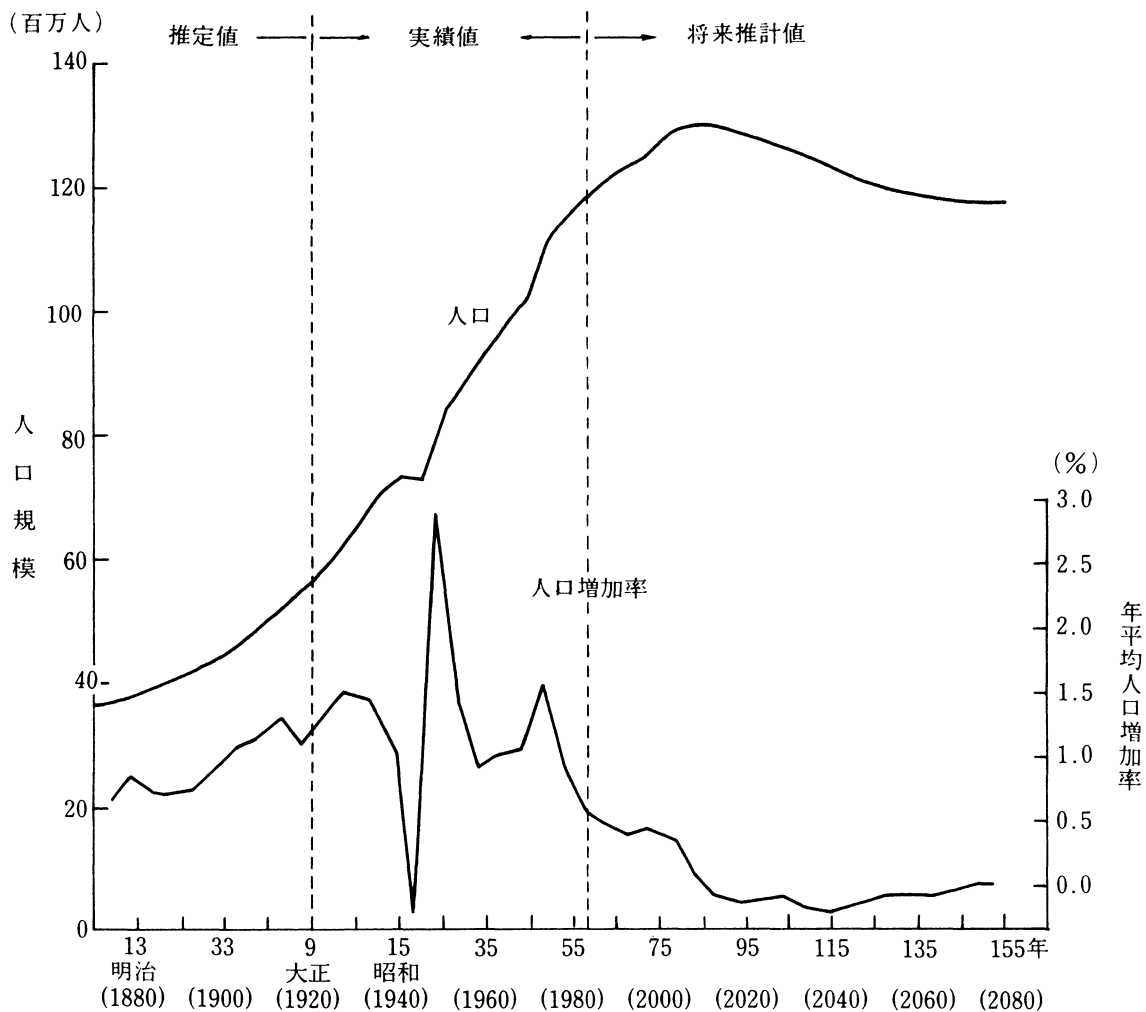
ア 人口の動向

明治初年に約3500万人であった我が国の人口は、その後、急速に増加し、昭和60年10月現在では約1億2000万人と、この100年余りの間に3倍以上になっている。しかし、近年、女子の高学歴化や職場進出に伴う平均初婚年齢の上昇、第一次ベビーブーム世代の高出産期からの離脱等を要因とする出生率の大幅な低下により、人口増加率は鈍化してきており、これまでのような人口急増期は終わりを迎えている。厚生省人口問題研究所の推計（56年11月、中位推計）によると、今後半世紀は、我が国の人口は、1

億2000万人から1億3000万人強の間で推移していくものと見込まれている。地域別には、これまでのような大都市圏への人口集中は緩和されるものの、結婚・出生適齢期人口の多い大都市圏での人口増加が大きくなるものとみられる。

また、世帯について見ると、これまで都市を中心に雇用者世帯が増加するとともに、世帯規模が縮小してきており、こうした傾向には今後も大きな変化がないものとみられる。

図 1-1 総人口の推移



(注) 1. 年平均人口増加率は、5年毎の人口に指数増加曲線をあてはめて算出。
 2. 明治初年～大正9年は、安川正彬「人口の経済学」春秋社（昭和52年）
 大正9年～昭和58年は、総務庁「国勢調査」等、昭和59年以降は厚生省人口問題研究所「日本の将来推計人口—昭和56年11月推計」。
 (出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

イ 高齢化の進行

国民の平均寿命の動向をみると、59年には、男子74.5歳、女子80.2歳と、25年前に比べ、男女とも約10歳伸長し、今や世界最長の水準に達している。こうした平均寿命の伸長と出生率の大幅な低下により、我が国の人口構成は、世界でも例をみないほどの急速なテンポで高齢化しつつある。高齢化の水準（総人口に占める65歳以上人口の比率）が7%から14%に上昇するのに要する年数をみると、欧米諸国では45～115年かかっているのに対し、我が国の場合は、わずか26年で到達するものとみられる。また、高齢化の水準も60年10月現在では10.3%であるが、75年（2000年）には、15.6%とほぼ欧米諸国並みとなった後、更に急上昇し、21世紀初頭には欧米諸国の水準を上回る高さになるものと見込まれる。

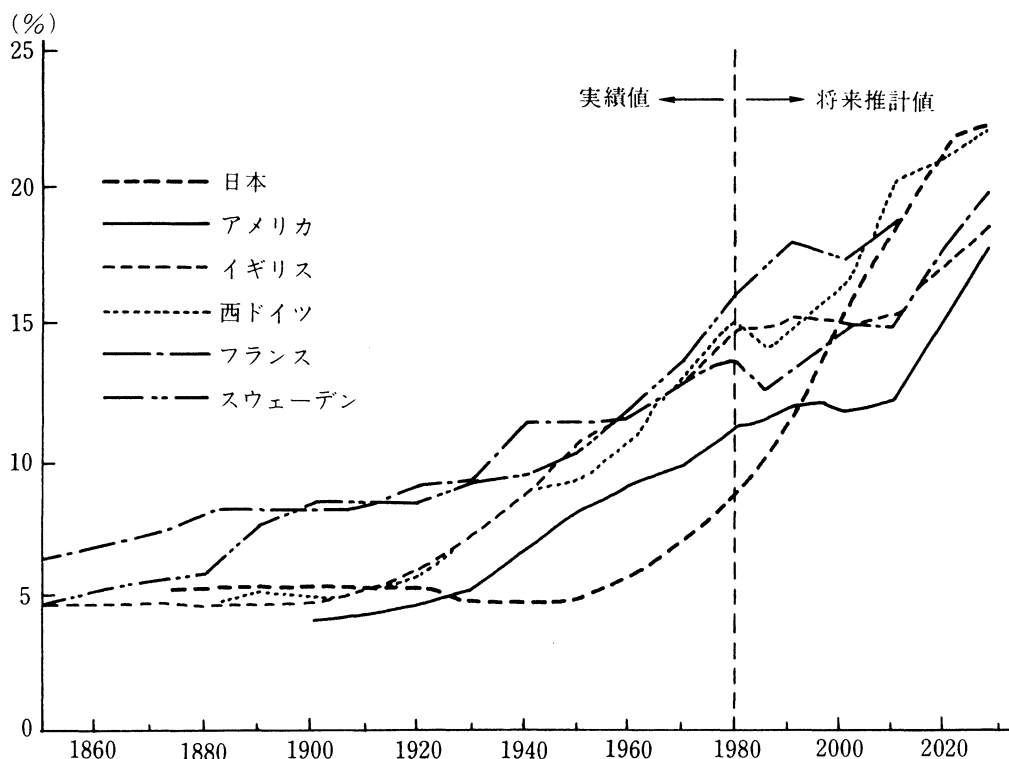
また、地域別にみると、これまで、若年層の大都市圏への移動により非大都市圏で高齢化の水準が高くなってきたが、やがて、特に大都市圏の高齢化が急速に進行する時期を迎えるとみられる。

表 I-1 雇用者世帯比率と一世帯当たり人員

	雇用者世帯比率	一世帯当たり人員
昭和28年	46.9%	5.00人
30	49.0	4.68
35	54.6	4.13
40	60.1	3.75
45	60.4	3.45
50	63.4	3.35
55	63.7	3.28
56	62.8	3.24
57	62.1	3.25
58	63.6	3.25
59	63.5	3.19
60	62.7	3.22

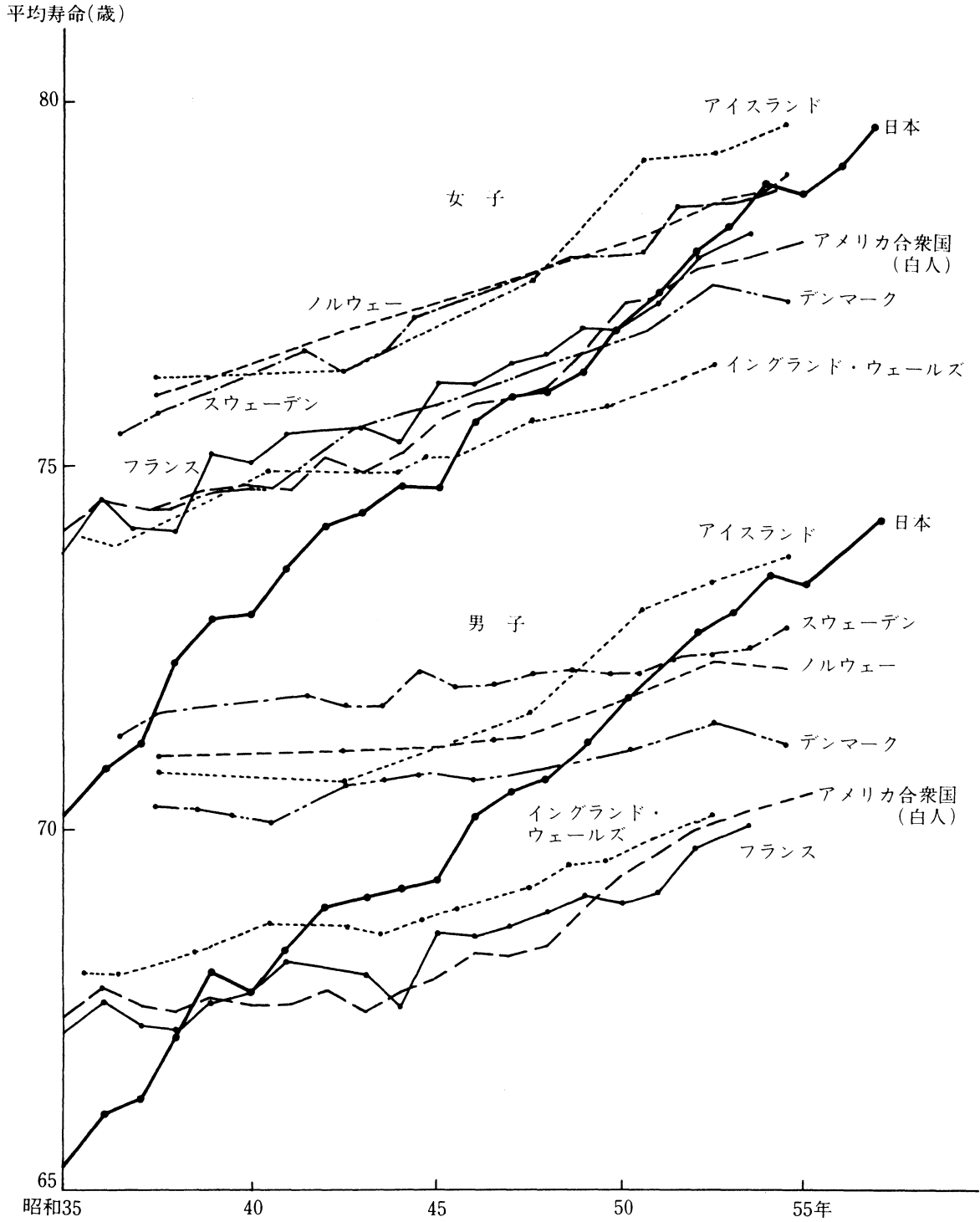
(出典) 厚生省「厚生行政基礎調査報告」

図 I-3 主要国における高齢化の状況



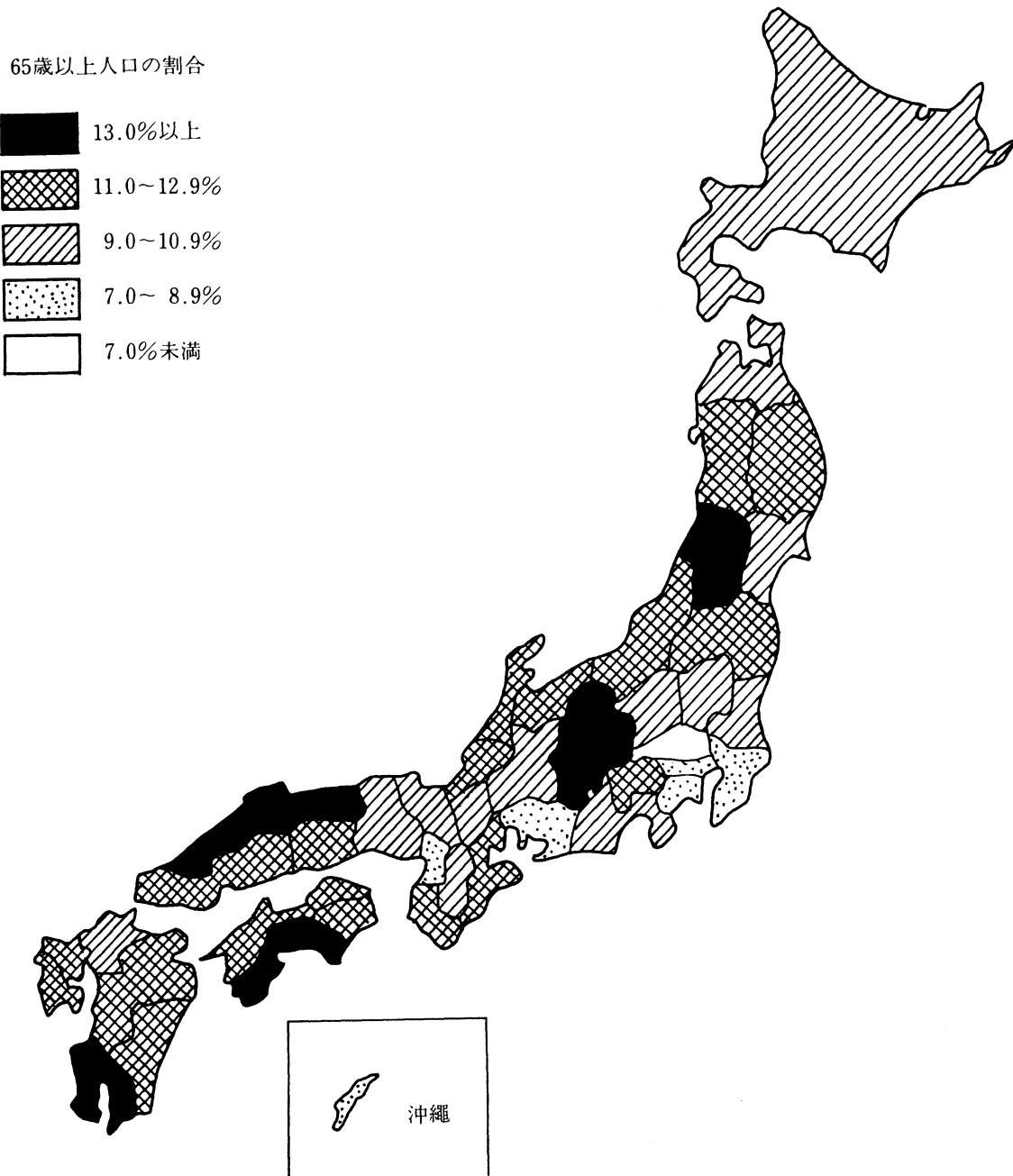
(注) 厚生省人口問題研究所「人口統計資料集」(昭和58年)
 (出典) 昭和59年厚生省白書

図 I - 2 平均寿命の伸びの国際比較



(注) 厚生省「日本人の平均寿命——昭和57年簡易生命表」(昭和58年)
 (出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

図 I-4 都道府県別にみた老齡人口比率



(注) 総務庁統計局「昭和59年10月1日現在推計人口」
(出典) 昭和60年厚生白書

次に、働き盛りの人々がどれほどの高齢者（65歳以上）と子供（15歳未満）を養っているかを示す従属人口指数をみると、現在は扶養負担の軽い時期に当たっており、年少従属人口と老齢従属人口の構成は変化するものの、全体としては21世紀まで、比較的低い水準で推移する。しかし、21世紀に入ると、生産年齢人口と従属人口の相対関係が大きく変化し、従属人口指数は急増するものとみられる。

② 技術革新・情報化, 国際化

(技術革新・情報化)

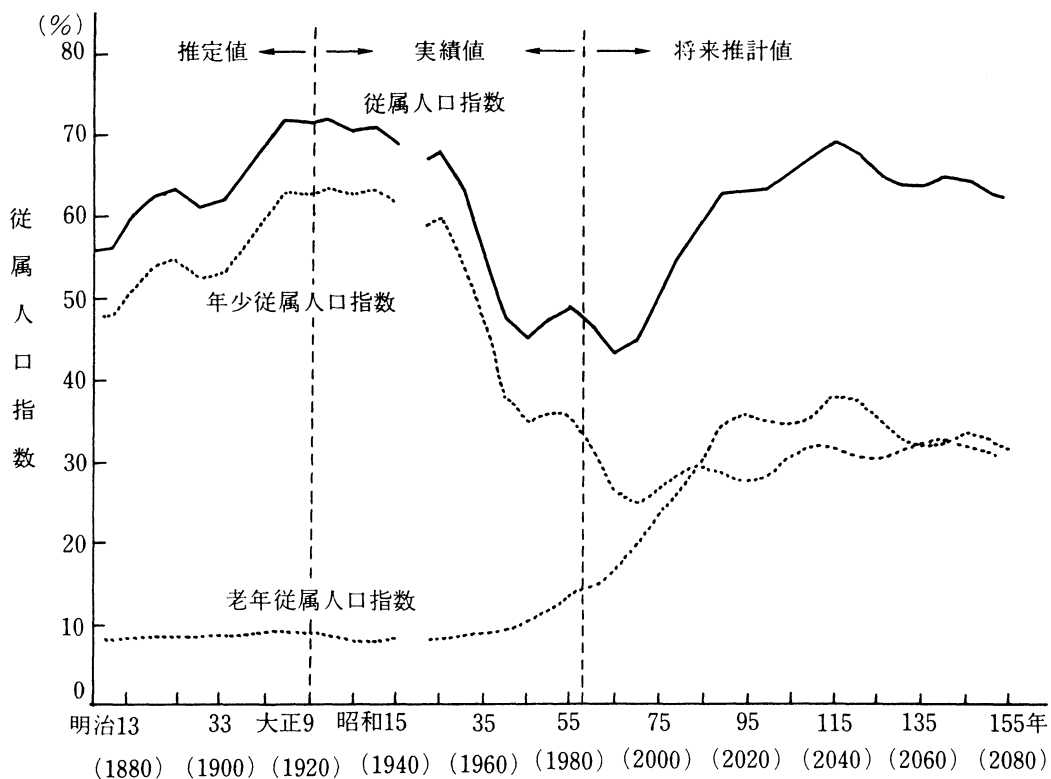
欧米先進国からの技術導入と自己開発の努力により進展した我が国の技術革新は、新幹線のように世界の最先端をいくものも現れるなど、戦後の高度成長と所得向上の原動力となり、技術水準は現在かなりの分野において世界のトップクラスとなっている。

特に、近年、高度集積回路 (LSI) 等に代表されるエレクトロニクス、セラミックス・高分子材料など

の新素材、医薬品生産等多様な利用が期待されているバイオテクノロジー等ライフサイエンスといった新たな技術開発の活発化により「新技術革新の時代」と呼ぶにふさわしい時代を迎えている。中でも、エレクトロニクス技術の進展を中心に、情報処理技術と電気通信技術の結合により高度情報化が進み、国民生活の諸側面での情報化を加速させる大きな要因となっている。

職業生活面をみると、ファクトリーオートメーションやオフィスオートメーションなどにより重労働・危険作業の軽減や事務の効率化等が進んでいる他、データベース業や付加価値通信網 (VAN) 業等の新産業分野が形成されつつあり、新たな雇用の創出が期待されている。また、各方面で研究が進められている人工知能 (AI) は我々の生活に様々な影響を与える可能性がある。

図 I-5 従属人口指数の推移



(注) 明治初年～大正9年は、安川正彬「人口の経済学」春秋社（昭和52年）
 大正9年～昭和58年は、総務庁「国勢調査」等、昭和59年以降は厚生省
 人口問題研究所「日本の将来推計人口——昭和56年11月推計」。
 (出典) 人口問題審議会編「日本の人口・日本の社会」

長寿社会の構図

一方、家庭消費生活面では、マイコン内蔵の質の高い家電製品が普及するとともに、磁気カードによる現金自動受払機等（ATM、CD）の利用などが日常生活に定着しつつある。また、ビデオテックスやCATV等の家庭への導入も始まりつつあり、今後新しい情報通信システムを利用したホームショッピング等の発展の可能性もある。

さらに、社会生活面では、既に大型コンピュータによる一般の行政情報システムや救急医療情報システム等の拡充による行政サービス、医療体制などの効率化、公害監視システムや交通管制システムなどの整備に伴う安全体制の進展がみられる他、近年、放送衛星による辺地難視聴地域をカバーした衛星放送、テレビジョン文字多重放送等が開始され、また、教育機会の拡大を図る放送大学が開校されている。今後は、例えば遠隔医療システムによる辺地医療やコンピュータ支援教育システム（CAI）を用いた効率的な教育・訓練、ニューメディアの新たなコミュニティ形成への活用など、多くの分野において技術革新・情報化が国民生活に一層浸透していくことが期待されている。

（国際化）

資源小国である我が国は経済及び国民生活を維持する基盤そのものが世界との相互依存関係によって成り立っており、経済大国となった今、国際社会における地位も高まり、その主要メンバーとしての責任も重くなってきている。

国民生活や経済と国際化との関わりをみると、まず「モノ」の国際化という面では、貿易依存度を高めつつ先進国の中でも有数の地位を占めるに至っており、製品輸入等も徐々に増加し、外国製品の消費も国民の間ではかなり定着していると言えるが、貿易収支の大幅黒字等を背景に欧米先進国との間で貿易摩擦が生じ重大な問題となっている。また「カネ」の面では、金融政策など国際的影響を多大に受けるようになってきており、金融の国際化が直接・間接に国民生活へ与える影響は一段と増加している。このように、「モノ」、「カネ」の面における国際化は既にかかなり進展してきている。一方、「ヒト」の面では、海外渡航者（60年；495万人、対50年比2倍増）、訪日外国人（同；226万人、同3倍増）、海外長期在留邦人（59年；23万人、対49年比2倍増）など人の交流は数の面では年々増加傾向にあるが、バー

セプションギャップといわれるような相互認識の不足などが指摘されている。また、「情報」の面では、テレビの衛星同時中継、国際ダイヤル通話の普及など国民生活における国際的メディアの急激な発展がみられる。

このように、我々の日常生活の多くの分野において国際化は浸透してきており、今後も一段と進むと予想される。

（2）国民の生涯生活構造の変容

生涯生活時間

国民の平均寿命の伸長に伴い、生涯を通じた生活時間は、男子で約65万時間、女子で約70万時間と、25年前に比べ10万時間近く増加している。

生活時間の内訳をみると、例えば雇用者の年間総実労働時間がこの25年間に約2400時間から約2100時間へと300時間短縮しているなど、生涯を通じて、生活時間に占める労働時間の割合は減少してきている。これに加えて、平均寿命の伸長に伴い、職業生活からの引退後の期間が長くなっていること、また、女子については、早期に子育てが終了し、その後の期間が著しく長期化していることなどから、生涯を通じて有する自由時間は大きく増加している。しかし、我が国の年間総実労働時間は、アメリカ、イギリスの約1900時間、フランスの約1700時間、西ドイツの約1600時間など、欧米諸国と比較すると、依然として長い（図 - 6）。この背景として、週休二日制や長期休暇制などの休日・休暇制度が、我が国は他の先進諸国に比べて普及が遅れているということがあがる。また、生活時間を年齢別にみた場合、20歳代後半から50歳代にかけての働き盛りの世代において、他の年齢層に比べ労働時間・家事時間が長く、自由時間が短くなっている（図 - 7）。

一方、所得水準の上昇や基礎的ニーズの充足等生活の量的充実、自由時間の増大等を背景として、国民の生活意識は個性化、多様化し、高次サービスへのニーズの高まり、文化欲求の増大等が進んできている。このような中で、余暇に対する国民の関心度は高まっており、労働と余暇のバランスのとれた生活を重視する人々や、余暇の積極的な活用の中に生きがいや充実感を見出す人々が増加しつつあり、生活における自由時間の重要性が高まってきている。

このように生涯を通じた生活時間配分をみると、特定の年齢層に労働時間、自由時間が集中し、時間的ゆとりの偏在の問題が顕在化してきており、生活水準の向上に伴い高まりつつある国民の新たなニーズに応えきれない状況となっている。

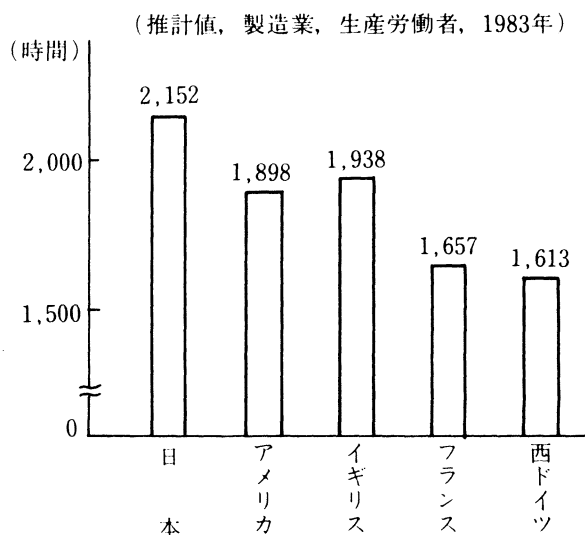
② 生涯生活コスト

昭和59年度「国民生活白書」では、人生80年時代における平均的なライフサイクルに基づいてモデル世帯を設定（夫婦と子供二人、子供は二人とも大学進学）し、生涯収支計算を行っている（図I-8）。

これによると、平均寿命の伸長、出産期間の短縮等によるライフサイクルの変化、生活ニーズの高度化、多様化等により、とりわけ中年期において、各種の生活コストが集中し、家計を圧迫している。なかでも、子供の高等教育機関への進学による教育費負担、住宅取得に伴う住宅ローン支払等の生活コストの集中が、中年期における経済的余裕感を乏しいものにしてている。このことは、子供の教育費は同じ条件として、住宅を取得した場合と取得しない場合について、あるいは住宅は取得しないが、子供が大学へ進学した場合と進学しない場合についての生涯支出のモデル計算を行った結果からも分かる（図I-9）。

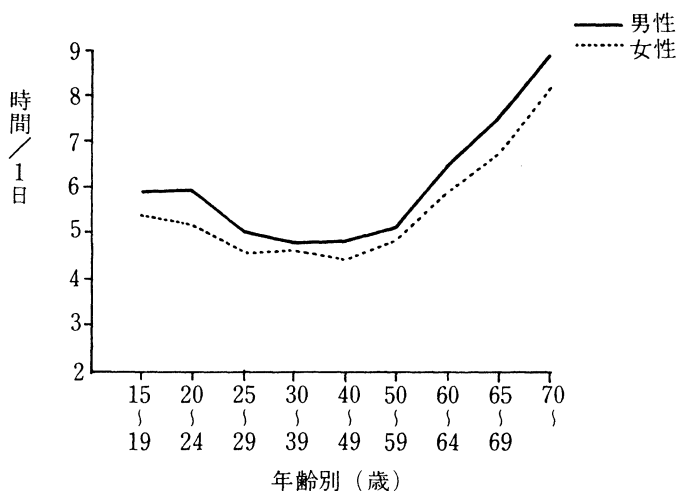
このように生涯を通じたコストの分布をみると、特定の年齢層に大きな経済的負担が集中しており、収入と支出のアンバランスの問題が顕在化してきている。

図 I-6 主要国の年間総実労働時間



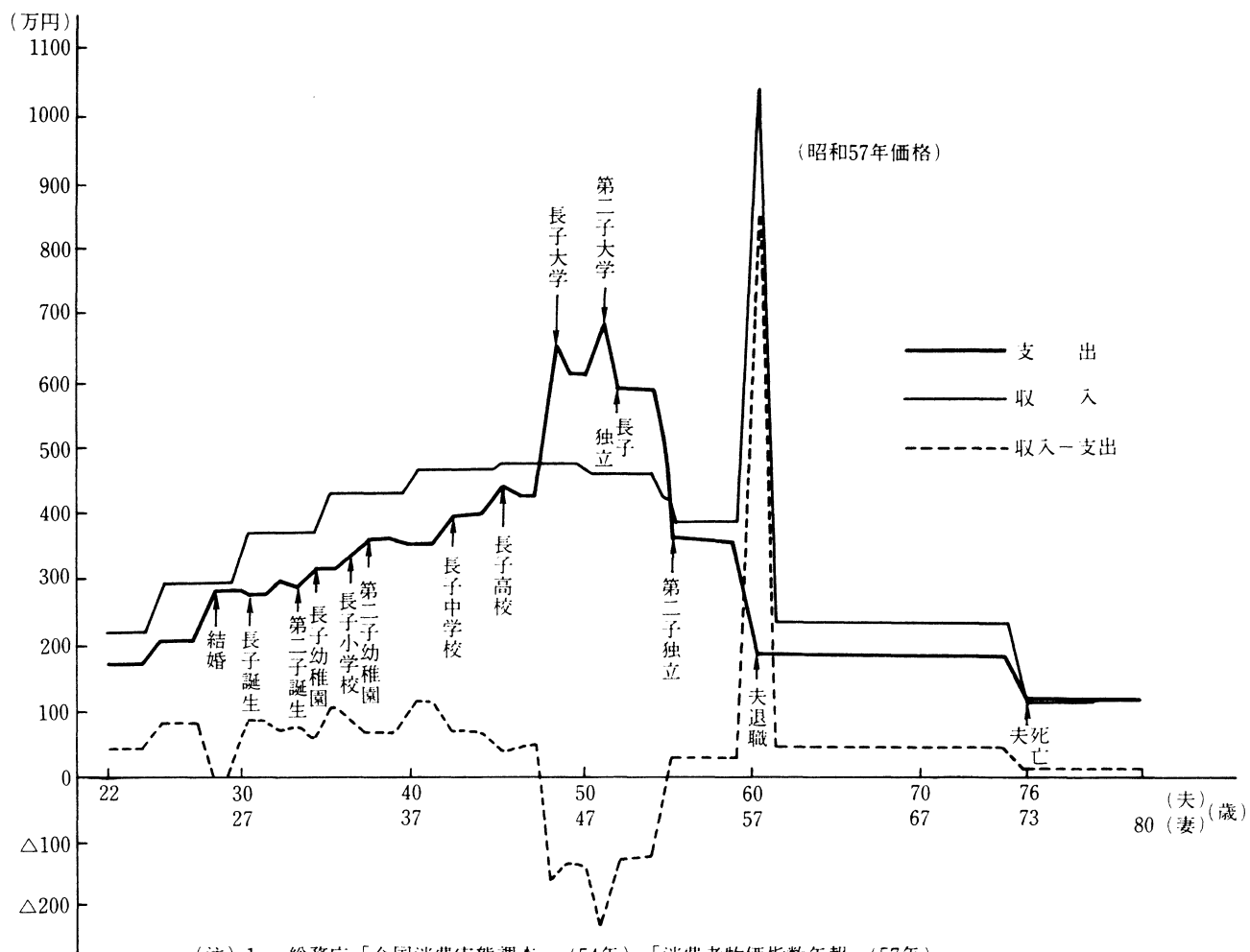
(注) 1. EC及び各国資料による。
2. 労働省労働基準局賃金福祉部企画課推計

図 I-7 自由時間の性別・年齢階層別内訳



(注) ここでいう「自由時間」とは、本調査の「3次活動時間」のことであり、趣味・娯楽、スポーツ、交際等一般に「余暇時間」と呼ばれるものにあたる。
(出典) 総務庁統計局「社会生活基本調査」(昭和56年)

図 I-8 モデル世帯の生涯収支 (57年価格)

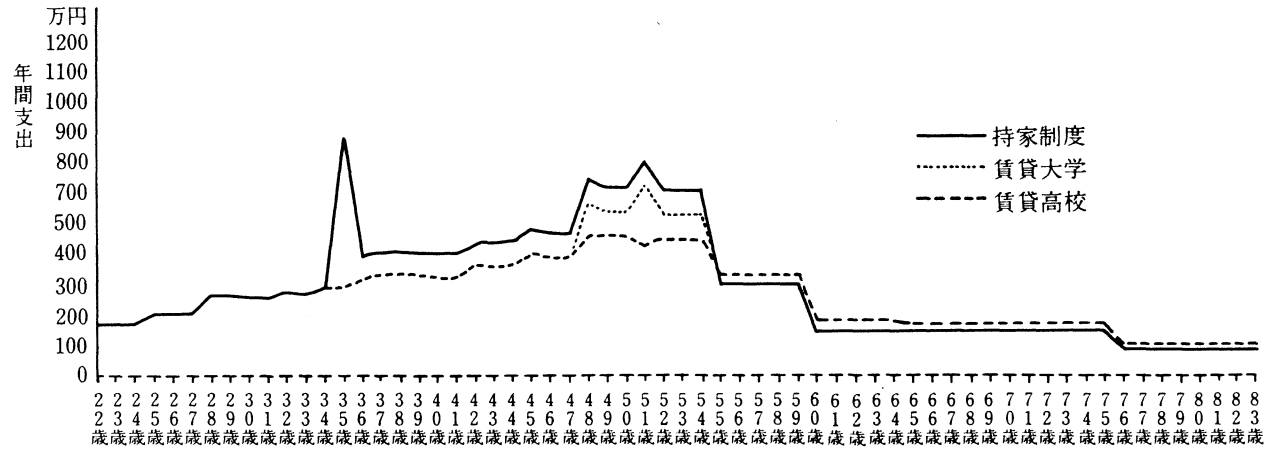


(注) 1. 総務庁「全国消費実態調査」(54年), 「消費者物価指数年報」(57年),
 労働省「賃金構造基本統計調査」(57年), 「退職金支給実態調査」(56年)
 文部省「保護者が支出した教育費調査」(57年), 「学生生活調査」(57年)
 等による。

2. 年金給付の計算は厚生年金保険によるものとした。

(出典) 経済企画庁「国民生活白書」(59年)

図 I-9 モデル世帯生涯支出



(注) 図 I-8 のモデル世帯の生涯支出を基に、各モデル世帯(二人大学・持家、二人大学・賃貸、二人高校・賃貸)の生涯支出を以下により計算したものである。

- ① 二人大学・持家；
夫22歳から34歳までは、モデル世帯の規模に応じた広さの借家に住むものとし、夫35歳時に2,200万円の新築分譲住宅を購入し、1,335万円を借入れ、年利6%で20年間で返済するものとした(家賃については、建設省「住宅需要実態調査」(58年)による)。
- ② 二人大学・賃貸；
モデル世帯の規模に応じた広さの借家に住むものとした(家賃については①に同じ)。
- ③ 二人高校・賃貸；
教育費については、②のモデル世帯の教育費より大学における教育費を差し引いた(家賃については②に同じ)。

(3) 高齢化の進行等に伴う問題点

急速な高齢化の進行とそれに伴う生涯生活構造の変容・技術革新・情報化、国際化等は、国民生活に、既に様々な影響を与えつつあるが、将来は、職業生活・家庭生活など各面にわたって一層大きな影響を及ぼすものと考えられる。その影響は、今後、人生80年時代に対応した経済社会システムの構築などの対応が早期にかつ適切に行われない場合には、大きな歪みとして現れてくるおそれがある。

特に高齢化の進行は、経済社会の活力と世代間の負担の変化を通じて、雇用、社会保障を始めとする既存システムにとって大きな試練となることが確実である。

すなわち、生涯にわたる経済生活の安定という観点からは経済的負担が中年期を中心とする現役勤労世代に益々集中するとみられることである。今後、高齢化が急速に進行する中で、高齢者の能力活用が雇用の面で適切に進められなければ、相対的に減少する若年層における労働力需給のひっ迫、増大する高齢層における就業機会の不足等年齢間の労働力需給の不均衡が拡大し、失業率が上昇することが考えられる。この場合には、年金等の社会保障負担と租税負担を合わせた公的負担は、現在、主要先進諸国の中では最も低い水準にあるものの、今後、高齢化の進展等により20年もの長期にわたる高齢者の引退後の生活を支えるため、長期的には上昇することとならざるを得ず、これを負担する勤労世代は経済面で厳しい状況におかれるおそれがある。

また、生涯生活時間の面でも、現在みられる世代別の余裕の偏在が一層顕著になるとみられることである。現在、生涯を通じた時間的な余裕は現役勤労世代、特に中年期には乏しく、高齢期には多いという状況にあるが、今後、高齢層と青年層・中年層との間で労働機会の再配分が適切に進められない場合には、高齢層においては自由時間が大部分を占める生活を送ることとなる一方で、現役勤労世代においては労働時間が長いままとなり、世代別の偏在が一層顕著になるおそれがある。

このように、生涯生活コスト、生涯生活時間の両面で、勤労世代に負担が集中することになれば、ひいては個人、家庭、地域、企業等経済社会の活力が失われることになるおそれがある。現役勤労世代への負担の集中は、その勤労意欲に悪影響を及ぼすと

ともに就業の意欲と能力のある高齢層が就業できない場合には生きがいの喪失にもつながる。また、現役勤労世代は男女とも勤労生活に追われることとなり、大事な子育て期や老親の扶養期に十分なケアができないなど家庭における養育機能や老親の介護機能が大きく低下することが考えられる。さらに、趣味、社会参加活動等を通じて実現される人々の交流も高齢世代を中心とするものに傾斜し、こうした活動が地域社会等にもたらす活力も現役勤労世代の参加の下に行われる場合と比べて、その内容、多様性等の面で制約を受けることが考えられる。

以上のように高齢化の進行は様々な問題点を我々に投げかけており、早急に対処する必要がある。さらに、我が国における高齢化は、技術革新に伴う情報化及び国際化の進展とほぼ同時期にかつ複雑にからみあって到来するため、これらに対し全体として適切な対応が行われなければ、国民生活に重大な悪影響を及ぼすことも想定される。

すなわち、技術革新・情報化の進展は、職場においては生産性の向上、危険な仕事や肉体労働の減少等を可能とし、家庭生活や地域生活においては安全の確保、質の高いサービスの供給をもたらし、さらには高齢化社会に対応するための新たな可能性をも生み出すものであり、今後とも国民生活の向上に寄与することが期待される反面、技術革新・情報化の進展に伴う産業・就業構造の変化に適切に対応できない場合には、雇用面に厳しい影響を及ぼす可能性がある。また、オフィスオートメーション化や頭脳労働の増大によるストレスの過度の蓄積等労働環境上の問題を深刻にするおそれもある。一方、家庭生活、とりわけ消費生活においては、消費者が情報に過度に依存してしまうことによる主体性の低下、消費の分野における情報量の増大に伴い多くの不正確な情報が流通するおそれ、ニューメディアを用いた無店舗販売等の拡大に伴う消費者トラブルの増大などが懸念される他、家庭サービスの機械化や外部化により、従来家庭が持っていた生活の知恵が世代間で伝承されないこととなり、家庭機能が一段と低下するおそれがある。また、高度に情報化された経済社会は、事故、災害に対して極めて脆弱であること、個人情報に関するプライバシー侵害のおそれがあること、コンピュータ犯罪という新たな犯罪を生むことなど、従来確保されていた安全性が失われる

可能性があることも指摘しなければならない。さらに、現代の技術革新の進展は利用の仕方いかんによっては人間の生活のあり方そのものに大きな影響を与える可能性もある。例えばライフサイエンスの進展は、臓器移植の例に見られるように、人間の尊厳、倫理との関係等人間の生き方、考え方との関係まで大きな課題を投げかけている。

また、国際化の進展に関しては、内需中心の経済構造への転換と国際協調、国際社会で通用する人材の育成等に努めなければ、国際的依存度の高い我が国にとってその存立が脅かされるような大きなダメージとしてはね返ってくるおそれがある。また、今後とも海外で生活する日本人が増えてくることから、在留邦人子女の教育機会の確保及び帰国子女受入体制の充実、医療体制の整備等生活基盤の充実が図られなければ、海外での生活が益々厳しいものとなり、国際化の進展の障害になる可能性がある。

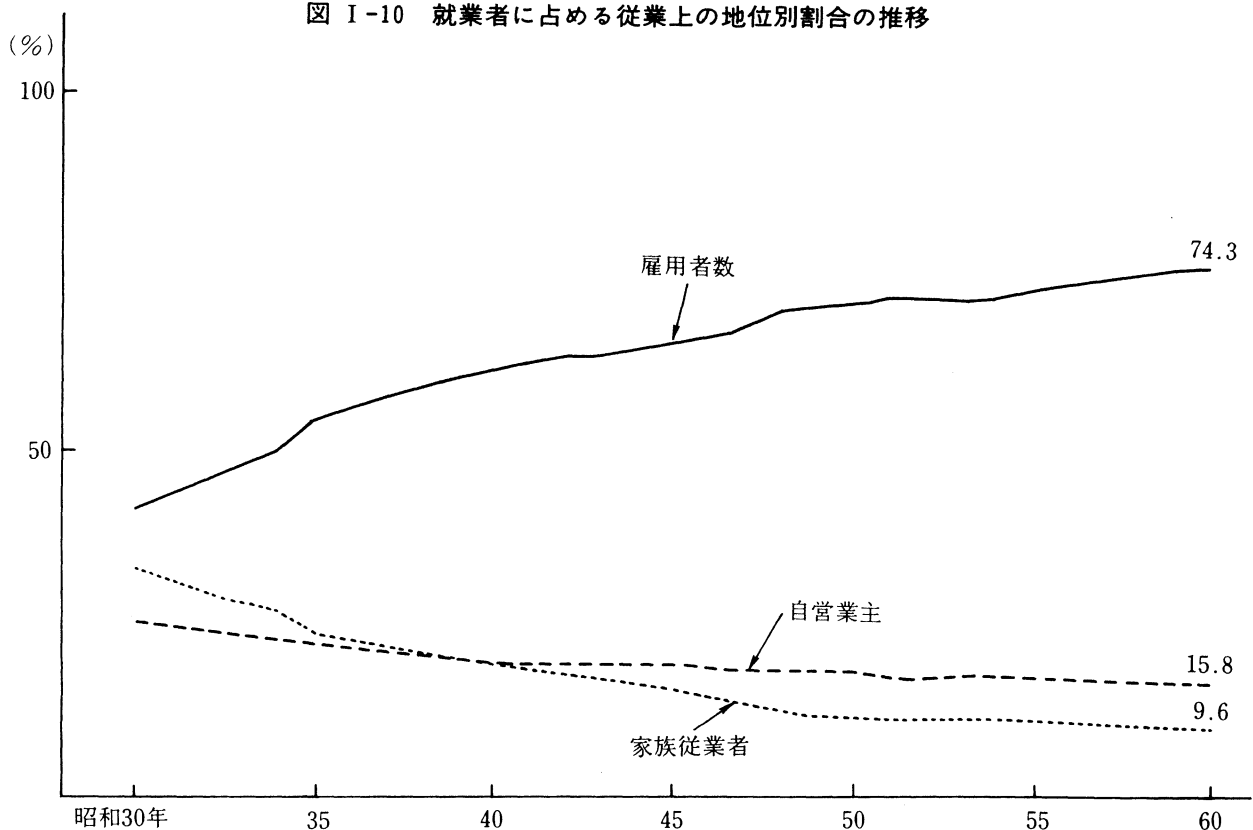
2. 現行経済社会システムの現状と問題点

1. では、急速な高齢化の進行を始めとする経済社会の変化、生涯生活構造の変容、さらには、生活意識の高度化、多様化等によって、我が国の国民生活が、人生50年型から人生80年型へと変貌しつつあることをみた後、人生50年を前提とした現行の経済社会システムが維持されたとした場合の国民生活をめぐる諸問題を指摘した。以下では、こうした諸問題の制度的背景として、国民の生涯生活を規定する様々な制度的枠組みに関し、就業、社会保障、教育・学習、住宅・生活環境の各分野を取り上げ、これらについて、現在生じている問題点及び今後生じると予想される問題点を明らかにする。

(1) 就業

昭和60年において、15歳以上人口の61.4%を占める就業者のうち、雇用者は74.3%と就業者の約4分の3を占めるに至っている(図I-10)。就業者に占

図 I-10 就業者に占める従業上の地位別割合の推移



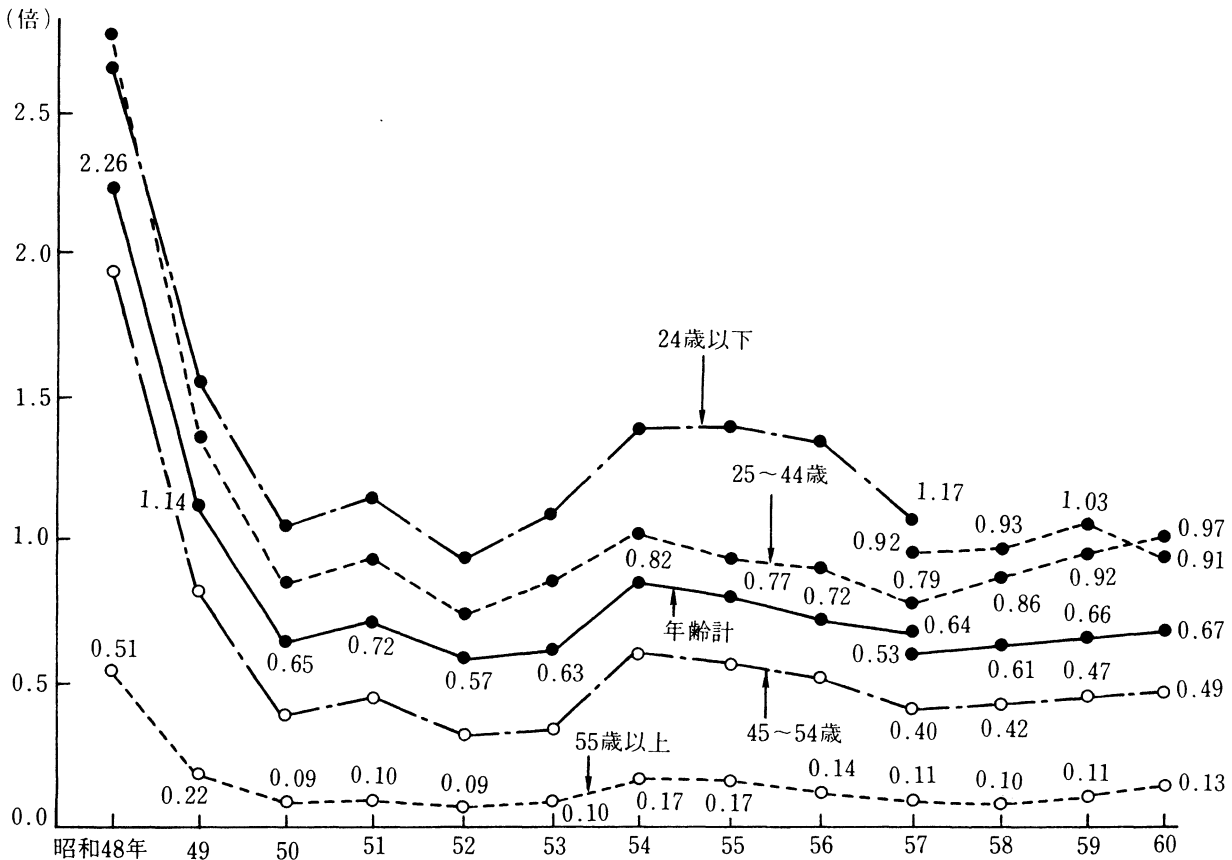
(出典) 総務庁統計局「労働力調査」

める雇用者の割合はここ30年間に約33ポイント増加し、雇用者数は約2.5倍になっている。その中において、終身雇用を基本として年功賃金制、企業内福利厚生等、企業と従業員との緊密なつながりの上に立った我が国の雇用慣行は、従業員の生活保障や勤労意欲の高揚をもたらし、高度経済成長の原動力となり、二度の石油危機を乗り切る等これまでの我が国の経済発展に大きく寄与するとともに海外からも高く評価されてきた。しかし、人口の高齢化、女子労働者の増大、技術革新の進展、経済のサービス化・ソフト化、国際化等雇用をめぐる状況が変化している中で、従来の雇用慣行のままではこれらの変化に的確に対応し、国民のニーズに十分応えることができない面が出てきている。

(高齢者雇用)

平均寿命の伸長により生涯生活時間が大幅に増大する中で、高齢者の就業ニーズは、経済的理由とともに健康上の理由や生きがい、充実感の追求等の精神的充足の面からも高い。高齢者の労働力率をみると、60年に男子で65歳以上は37.0%と低いものの、60～64歳は72.5%と依然高水準にある。しかしながら、高齢者が一たん離職した場合、その再就職の機会は量的にも少なく、質的にも限定されており(図I-11)、高齢者が企業内の教育訓練等を通じて蓄積した技能や経験が雇用の場で再び生かされる可能性は低く、企業における高齢者の雇用の継続が望まれている。

図 I-11 年齢別常用有効求人倍率の推移 (各年10月)



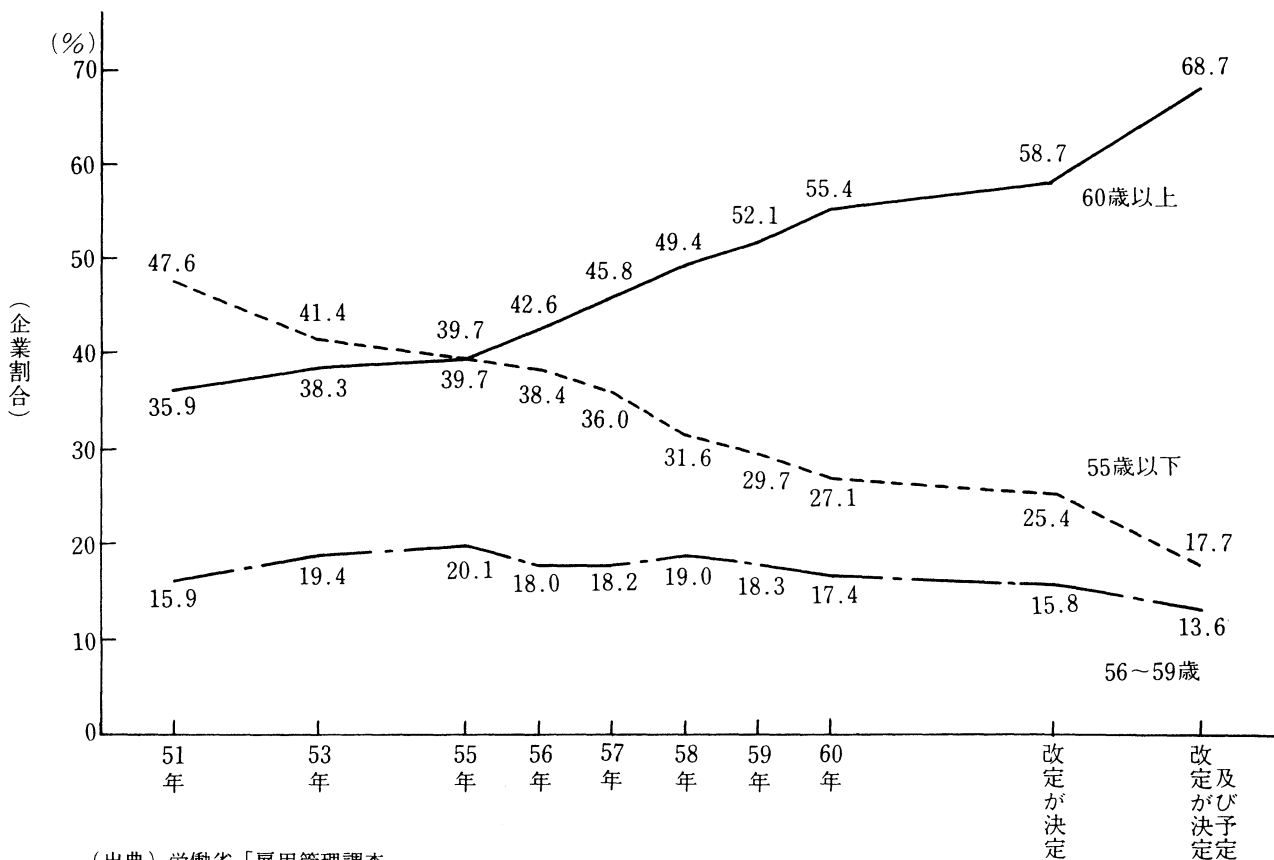
(注) 1. 昭和57年以降の「24歳以下」は「29歳以下」「25~44歳」は「30~44歳」である。
 2. 昭和57年に作成要領の一部改正を行った。
 (出典) 労働省「職業安定業務統計」

このような中で、定年制の状況を見ると、60年において60歳以上定年制を実施する企業の割合は、55.4%と一律定年制を採用する企業(全企業中定年制を有する企業87.3%,うち一律定年制採用企業80.5%)の半数を超え(55歳定年27.0%),今後改定を決定または予定する企業を含めると68.7%に達すると見込まれている(図I-12)。定年制を定めている企業のうち勤務延長・再雇用制度のある企業も74.1%と4社に3社の割合となっており、また大企業を中心とする定年年齢以前からの出向や高齢者会社、関連企業等への転籍等多様な形態での雇用延長が進められている。さらに、新しいポストの創設や中高年教育の充実の一方で早期退職優遇制度の導入等の従業員の高齢化に対する対応もみられる。

このように、企業において様々な高齢化対策が図られているものの、その実態をみると、同一企業で65歳まで制度的に雇用を継続している企業は少ない状況にある。定年延長後の処遇については、資格、仕事の内容では変わらないとする企業が多数を占め

るが、役職や賃金(基準内)については変わらないとする企業が半数を占めるものの、役職が変わったり賃金(基準内)が下がったりする企業も少なくない。勤務延長・再雇用制度については、対象者の範囲が「特に必要と認められた者」に限られている場合が多く、必ずしも希望者全員に適用される制度とはなっていない。特に再雇用の場合の処遇は、役職や資格が変わるとか、賃金(基準内)が下がるとする企業が多い。すなわち、雇用延長後の賃金、処遇は一般労働者とは別体系である場合が多いのが現状である。また、定年延長に伴って人事管理制度等を改定した企業における内容は、賃金体系や退職金の見直し等賃金に関する改定が多く、教育訓練、専門職、資格制度の改定等は少なくなっている。このような企業側の高齢化対策の状況を見ると、これまではどちらかといえば、コストを抑えるための方策に主眼が置かれていたといえる。しかしながら、今後長期化する職業生涯を通じてマイクロエレクトロニクス化、経済のサービス化等の変化に対応していくため

図 I-12 定年年齢別企業割合の推移



には、若年入社時から退職まで、体系的な職業能力の開発、向上の下で適材適所の従業員配置を行う等の一貫した雇用管理が必要となってくる。このような雇用延長後をも含めて人事・労務管理が一貫する中で、労働者は生涯生活設計を立てることが容易となり、企業にとっても、従業員のモラルの向上、ひいては企業活力の維持、向上が図られることになるが、その体制は未だ確立されていないといえよう。

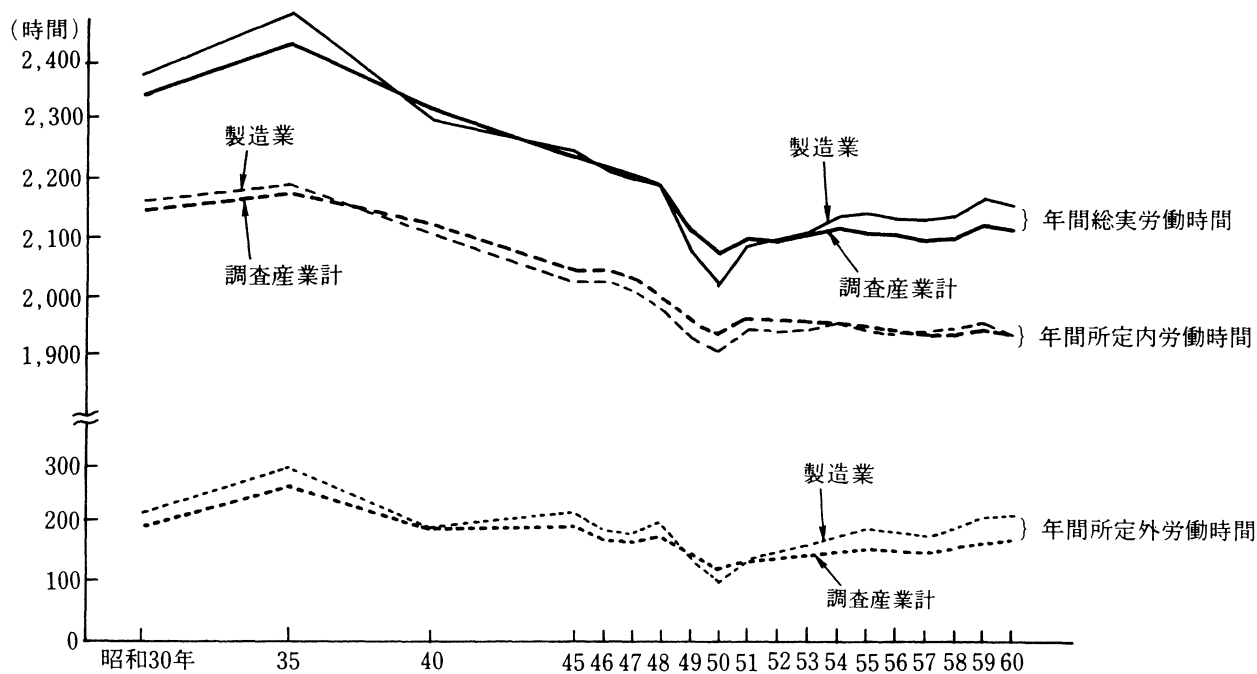
60歳定年制実施企業の割合が一律定年制企業の過半数を占めるまでに増大している現在、60歳代前半層の就業対策が重要な課題となってきたが、一方、この層は健康や能力及び家計維持の手段等において個人差が大きく、短時間勤務や任意就業を希望する者の割合も増える等就業に対する意欲も多様であり、これらのニーズに見合った多様な雇用機会の

確保が十分に図られているとはいえない状況にある。
(労働時間の短縮)

勤労生活の質的向上に対するニーズが高まり、さらに自由時間を単なる休養としてではなく、多様な自己実現の機会としてとらえる傾向の強まりがみられる。特に、経済活動を支えている現役世代については時間的余裕が乏しく、またマイクロエレクトロニクス化の進展から生じるテクノストレス等、勤労者のストレスは増大していることから自由時間の増大、仕事と余暇の調和が強く望まれている。

このような中で、我が国の労働時間を見みると、年間総実労働時間は過去において長期的には減少を続けてきたとはいえ、なお国際的にみても高水準にあり、所定内・外労働時間ともに長い(図I-13)。また、週休二日制の普及率をみると、59年時点では

図 I-13 労働者1人平均年間総実労働時間の推移



(注) 1. 昭和30, 35, 40年の調査産業計はサービス業を除く
 2. 年平均月間実労働時間を12倍した
 3. 規模30人以上
 (出典) 労働省「毎月勤労統計調査」

んらかの形で週休二日制を導入している企業の割合は51.2%、適用労働者の割合は77.3%であるが、そのうち完全週休二日制の普及率については、企業割合は6.7%、適用労働者割合は27.0%にとどまっている(図I-14)。さらに、年次有給休暇の平均付与日数は、59年において労働者一人当たり14.8日であるが、その取得日数は8.2日で、取得率は56%と低い状況にある。

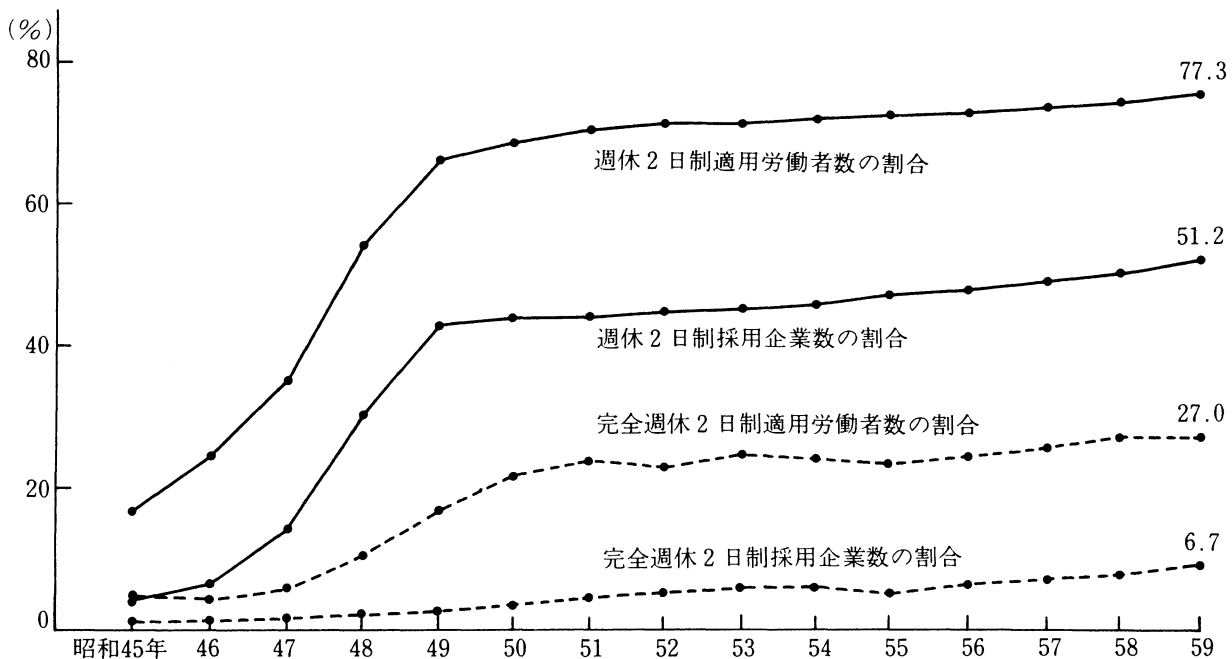
労働時間の短縮が進まない理由としては、石油危機以降に生産性上昇率が低下したため労働力需給が緩和したこと、企業別労働組合が多いため産業全体への波及力が弱いこと、及び雇用調整が主に所定外労働時間の増減により行われるため所定外労働時間が長めになっていることがあげられる。その他、関連企業や取引先に対する企業の横並び意識が強いこと

や、職場の状況が休暇を取りにくい雰囲気にあること及び労働者自身、余暇選好の強まりがあるものの依然として所得選好の意識が強いこと等の問題も重要である。

(女性の就業)

ライフサイクルの変化や高学歴化等を背景として女性の就業意欲が高まり、女性の職場進出が進んでいる。その中において、有配偶女子雇用者が増加し、女子雇用者に占める中高年齢層の割合が増大し、女子雇用者の勤続年数が長期化している。年齢別女子労働力率をみると、30歳前後の子育て期及び40歳代を中心に上昇傾向もみられるが、全体的には20歳代の若年・未婚者と40歳代の中年・既婚者にそれぞれ頂点のあるM字型であり、ライフサイクルを考慮した就労パターンを示している(図I-15)。

図 I-14 週休2日制普及率の推移 (調査産業計)

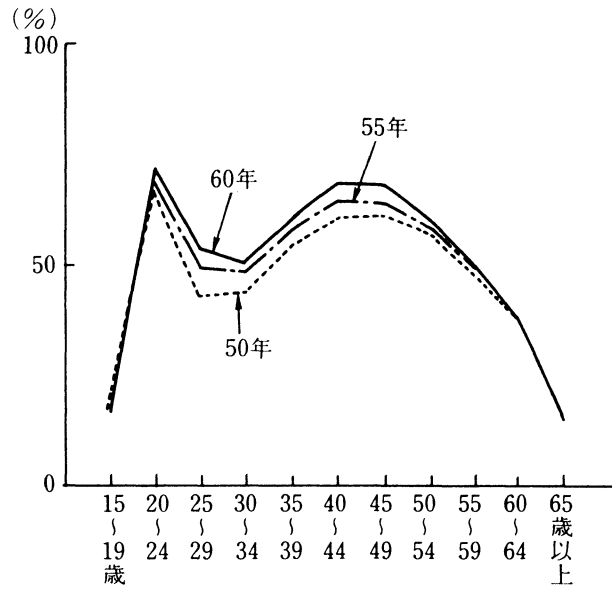


(出典) 労働省「賃金労働時間制度等総合調査」(58年以前9月, 59年12月)

女性の就業意識としては、20歳以上の女性のうち、「職業をもち、結婚や出産などで一時期家庭に入り、育児が終わると再び職業をもつほうがよい」と考える者の割合が半数近くを占め、次いで「職業をもち、結婚や出産の後も仕事を続けるほうがよい」と考える者が約2割となっている(図I-16)。また、15歳以上の無業女子就業希望者の約半数(50.4%)が「パート・アルバイトの仕事をしたい」と考えているが、そのうち約85%は家事をしている有配偶者である。こうした女性の就業意識を反映して、パートタイム労働者は家庭主婦層を中心に急増してきている。パートタイム労働は家事、育児等家庭生活との両立を図りつつ家計補助を行いたいという女性のニーズと、業務量の繁閑や勤務時間の多様化への対処、経費軽減、生産・販売量の増減に応じた雇用調整の容易さという企業ニーズが一致した就業形態といえよう。一方、女子パートタイム労働者の現状をみると、臨時・日雇も多く、職業分野は事務・技術・管理部門よりも現業部門に集中している。また、有期雇用契約が反復更新されたり、労働時間が普通勤務の者に比べて必ずしも短くない場合もある。これらパートタイム労働者の処遇、労働条件等については、雇入れの際の労働条件が不明確である場合が多い等、安定した職場としての適正な雇用管理や労働条件が整備されていない状況にある。

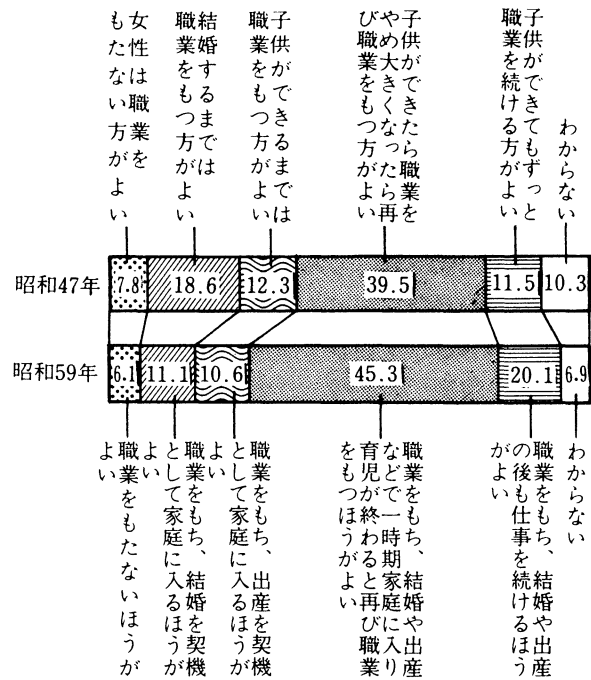
このような中で、出産、育児等の時期に離職した後、それまでに形成したキャリアを生かす形でもとの企業等に再雇用されるいわゆる女子再雇用制度に関心が高まっているが、現在のところ、女子のみに適用される再雇用制度の実施事業所の割合は7.0%(56年)にすぎない。さらに、出産、育児期等にも就業を望む女性も増えつつあるが、職業生活と育児の両立を図り継続就業を容易にする育児休業制度を実施している事業所の割合は14.3%(56年)の水準である。今後、経済のサービス化・ソフト化に伴って、女子の雇用者化が益々進むことが予想され、また勤続年数の長期化等により高齢女子雇用が増加し、高齢女子の能力開発、処遇という問題が顕在化しよう。しかし、これに対して、現在は、女性自身が生涯を見通した職業生活の設計が行い得るような多様な就業の選択肢が整備され、女性の能力が積極的に活用されているとはいえない状況にある。

図 I-15 年齢階級別女子労働力率



(出典) 総務庁統計局「労働力調査」

図 I-16 女性が職業をもつことについて



(注) 47年は18歳以上の女性、59年は20歳以上の女性の回答集計結果

(出典) 総理府広報室「婦人に関する意識調査」(47年)
同上「婦人に関する世論調査」(59年)

(2) 社会保障

我が国の社会保障制度は、これまで目標としてきた西欧諸国と比較しても遜色のない水準に達しているといえよう。

しかし、社会の基礎単位である家庭が核家族化し、地域においても新たなネットワークの形成は不十分な状態にあるなど人々が孤立しがちな社会構造となっていること、また、そのような構造の中で社会の複雑化が進行していること、そして急速に高齢化が進行していること等から、様々な問題が発生している。

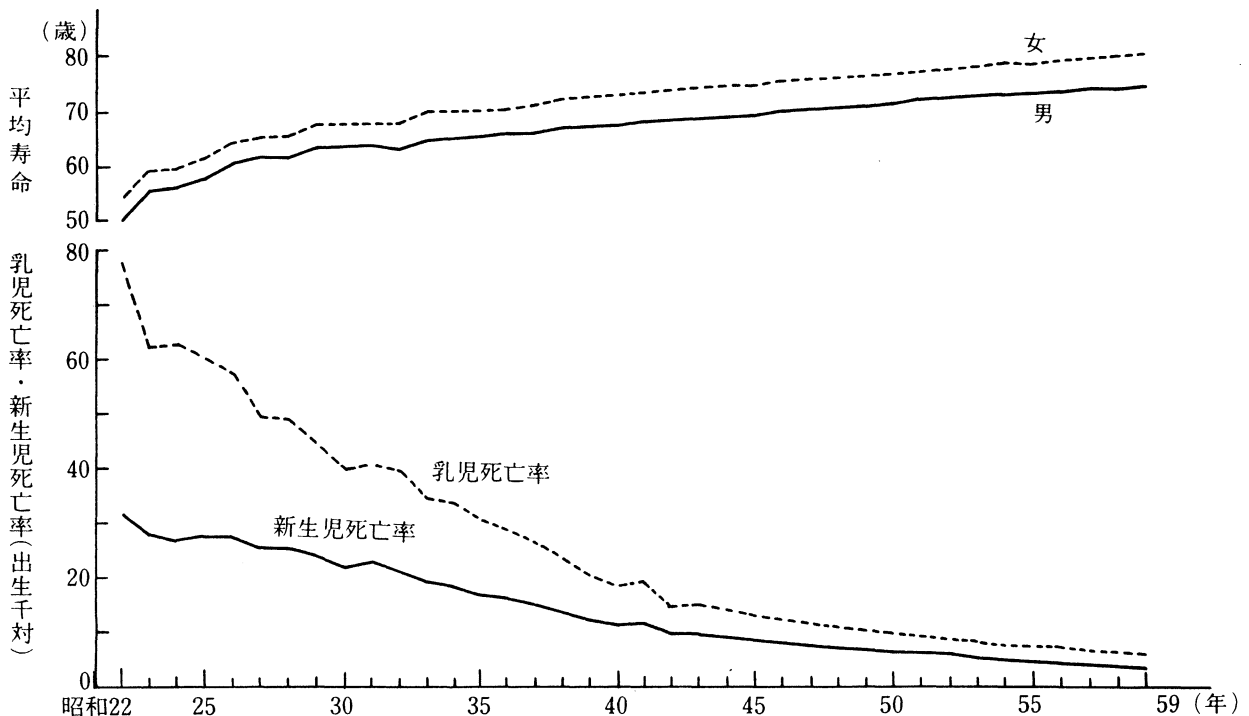
① 健康・医療

「健康」については、病気の反対と考える時代は去り、「肉体的、精神的及び社会的に良好な状態にあり、単に疾病又は病弱が存在しないことではない」(WHO憲章)ととらえる時代に入ったといえよう。このような健康観からは、健康指標は、死亡や疾病等による健康阻害の減少という健康の消極的(ネガティブヘルス)だけでなく、より高い健康度の達成をめざす健康の積極面(ポジティブヘルス)、すなわ

ち、ストレスや環境の変化に負けずに即応できる肉体的・精神的な適応力の強さも含めて考える必要がある。

生涯を通じての健康状態を総合的に示す代表的指標は平均寿命(0歳児余命)であり(ただし、この指標は、病気にかかって入通院した後回復した場合のその間の健康阻害まで反映するものではない)、終戦直後の男性50.06歳、女性53.96歳から一貫して伸長し、昭和59年に男性74.54歳、女性80.18歳という世界最高の水準に達している(図I-17)。平均寿命の伸長には、昭和40年代半ば頃までは乳幼児の死亡率低下の貢献度が大きく、それ以降では65歳以上の高齢層の死亡率低下が貢献している。また、平均寿命伸長の背景としては、医療機関の整備や医療従事者の増加、公衆衛生の向上、医学・医療技術の進歩など医療供給サイドの量的質的充実があり、一方、医療需要サイドでも、昭和36年の国民皆保険を契機とする医療保険制度の充実が医療を身近なものにしたこと、そしてこれらのより大きな背景として国民の生活水準や教育の向上をあげることができる。

図 I-17 平均寿命の伸長



(注) 1. 厚生省「生命表」、「簡易生命表」、「人口動態統計」による。

2. 平均寿命は、0歳の平均余命である。

(出典) 国民生活白書(60年)

国民の健康水準は、以上のように全体として向上してきたといえるが、健康については次のような問題が生じている。

ア 疾病構造・有病率等の変化

我が国の疾病構造は、悪性新生物、脳血管疾患、心疾患といったいわゆる成人病が死因の中心を占める構造になっているが、これら3疾患による死亡数の総死亡数に占める割合は、昭和30年36.5%、40年50.7%、59年61.9%と一貫して増大してきている（図-18）。

国民の傷病の状況を示す有病率や医療機関での受療状況を表わす受療率は上昇してきている（図1-19）。これらの上昇原因の一つは、人口高齢化である。それぞれの指標について人口の年齢構成の差異を取り除いた「標準化有病率」「標準化受療率」と有病率、受療率の動きを対比してみると、昭和40年代後半までは実体としても上昇したが、その後は単に人口が高齢化し、有病率・受療率とも高い高齢者が増加したことで上昇したことが分かる。なお、昭和40年代後半まで実質的に上昇した原因としては、医療保険の充実により医療が身近になったことなどをあげ得よう。

イ 精神障害、自殺の増加

社会が複雑化し都市化・過密化が進んだため、精神的健康をとりまく環境は必ずしも良い状況にあるとはいえなくなっている。このため、ストレスが増大し、重い場合には筒状態や神経症、心身症状を示すようになり、さらには精神障害の引き金にもなり、自殺へとつながる場合もある。また、アルコールや睡眠薬への依存・覚醒剤等の乱用により、精神的、身体的に障害を招くケースもある。

精神障害受療率は全体として増加するとともに、より高い年齢層で多発するようになっている。また、近年、75歳以上で高くなってきており、痴呆性疾患を始めとする老化に伴う精神障害の増加傾向の表れといえる（図1-20）。

また、自殺死亡率をみると、33年に25.7と戦後最初のピークに達した後に急速に低下し再び緩やかな上昇に転じている（図-21）。男女別に見ると、近年は、男性は上昇傾向にあるのに対し、女性では低下傾向にあり、59年には女性は男性の半分以下の水準にある。

ウ 国民医療費の増加

アでみたとおり受療率の上昇等に伴い、国民医療費も増加してきている。国民皆保険体制が整備された昭和36年には5,130億円（国民1人当たり5.4千円）であったがその後急増し、昭和56年以降最近の伸び率は低下しているものの、昭和58年には14兆5,438億円（同121.7千円）となっている。このような推移の中で増加要因を考えると、有病率が高く治療期間も長くならざるを得ない高齢者が増加したこと、治療期間の長くかかる成人病が増加したこと、医療水準の向上をもたらすX線CT（断層撮影装置）のような高度医療機器の開発など医学・医療技術が著しく進歩したことがあげられる。

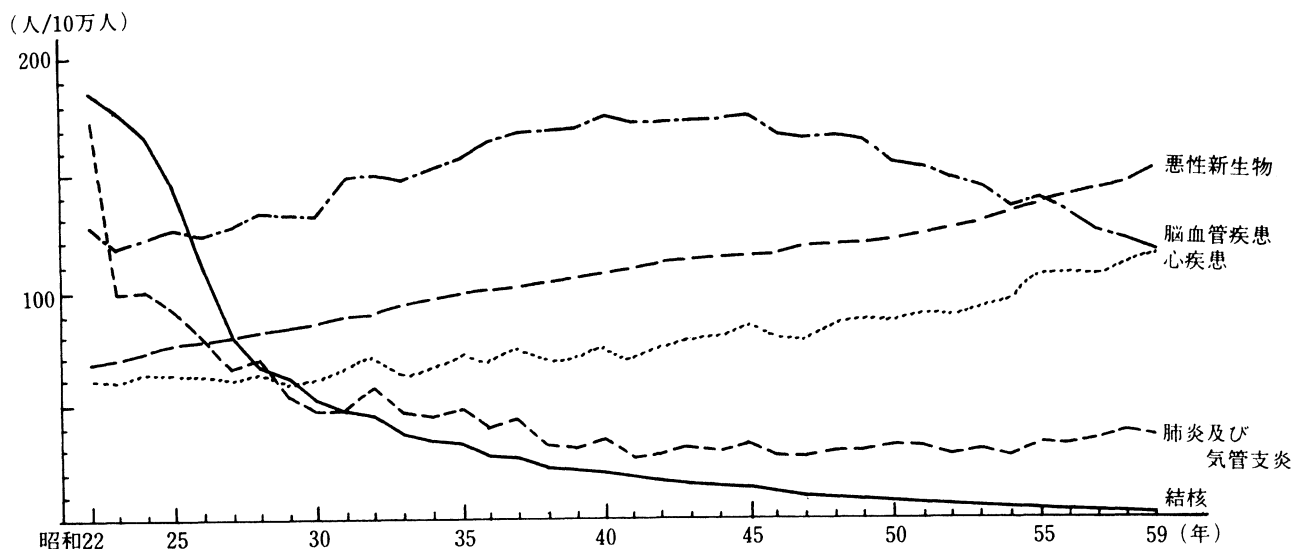
年齢別に医療費の額をみると、70歳以上の1人当たり平均医療費は、70歳未満の者の5.2倍となっている（昭和58年度）。

エ 医療供給体制

我が国の医療供給体制は、病院数や医師数・看護婦数の推移からもわかるように全体としてはかなり高い水準に達している。しかし、問題の一つとして一般病床数や医師数等におけるかなりの地域的な偏在があげられる。都道府県別に人口当たり病床数をみると、最高である高知県と最低の千葉県の間には3倍以上の開きがあり、医師数（人口10万人当たり）についても、最高の東京都と最低の埼玉県の間は約2.5倍の格差がある（昭和59年度末）。

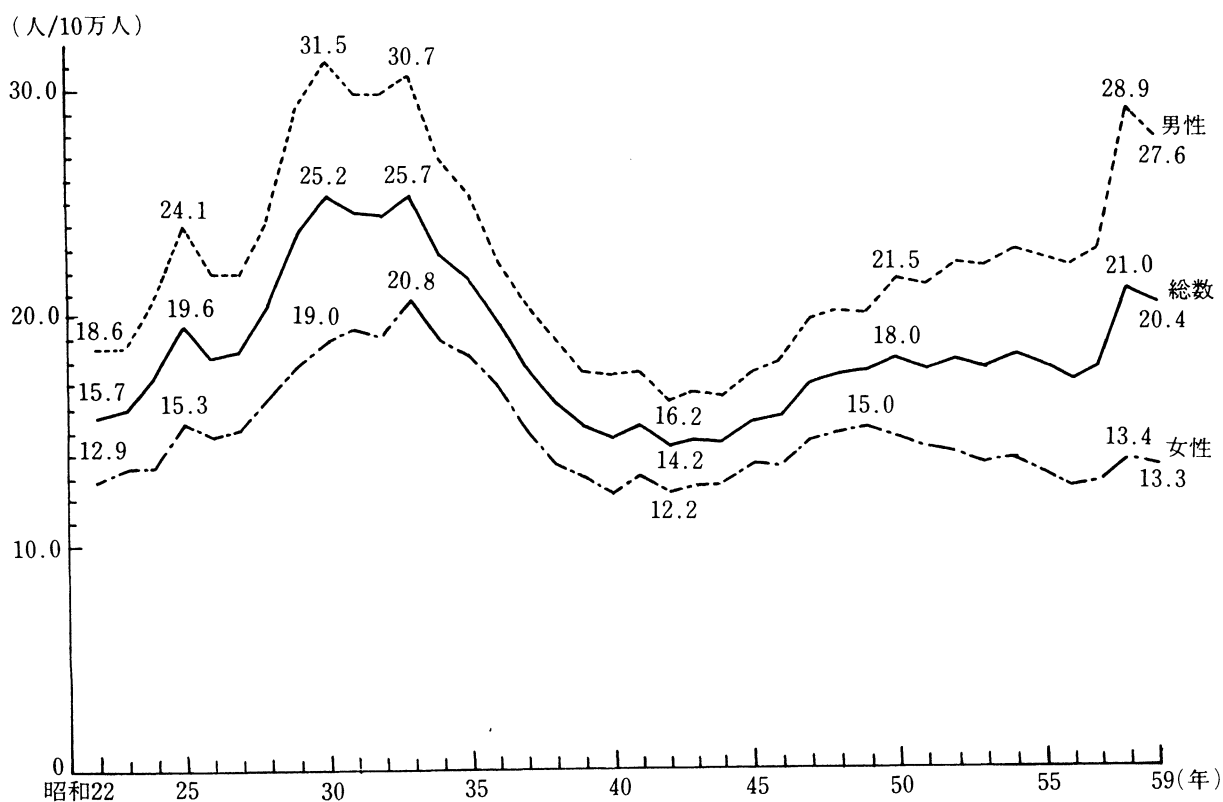
第二に、医療機関の機能分担が不明確であり、したがってこれを前提とする医療機関相互間の連携の有機化が不十分なことがある。我が国は自由開業制を原則としているため、各病院、診療所は独立に設置されており、相互の間では必ずしも有機的な連携がなされていない。また、例えば、高度な機能を有する病院に軽症の患者が多数来院し、そのため、その病院本来の高度な機能が十分発揮されなかつたりというように、医療機関が本来の機能を十分に発揮していない場合も多い。さらに、上記ア及びイでみたように、急速な高齢化や疾病構造の変化に対処するため、近年、保健医療分野において、治療重視の体制から、健康増進・予防から治療・リハビリテーションまでの包括的医療体制へと重点の移行が進められているが、この方向を一層強力に推進する必要がある。

図 I-18 主要死因の死亡率（人口10万人対）



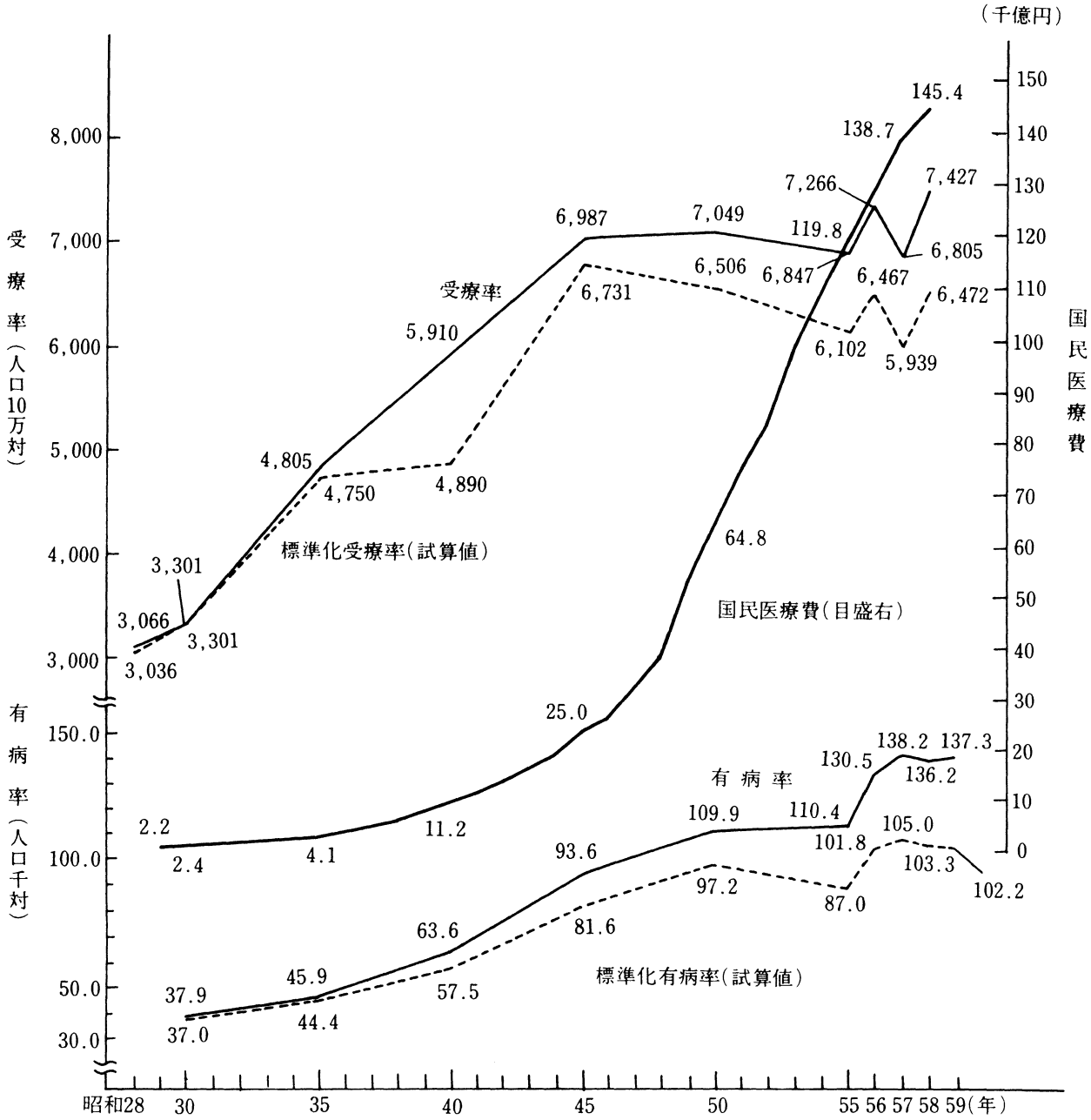
(注) 厚生省「人口動態統計」による。
(出典) 国民生活白書(60年)

図 I-21 自殺死亡率（人口10万人対）の年次推移



(注) 厚生省「人口動態統計」による。
(出典) 国民生活白書(60年)

図 I-19 有病率、受療率の推移



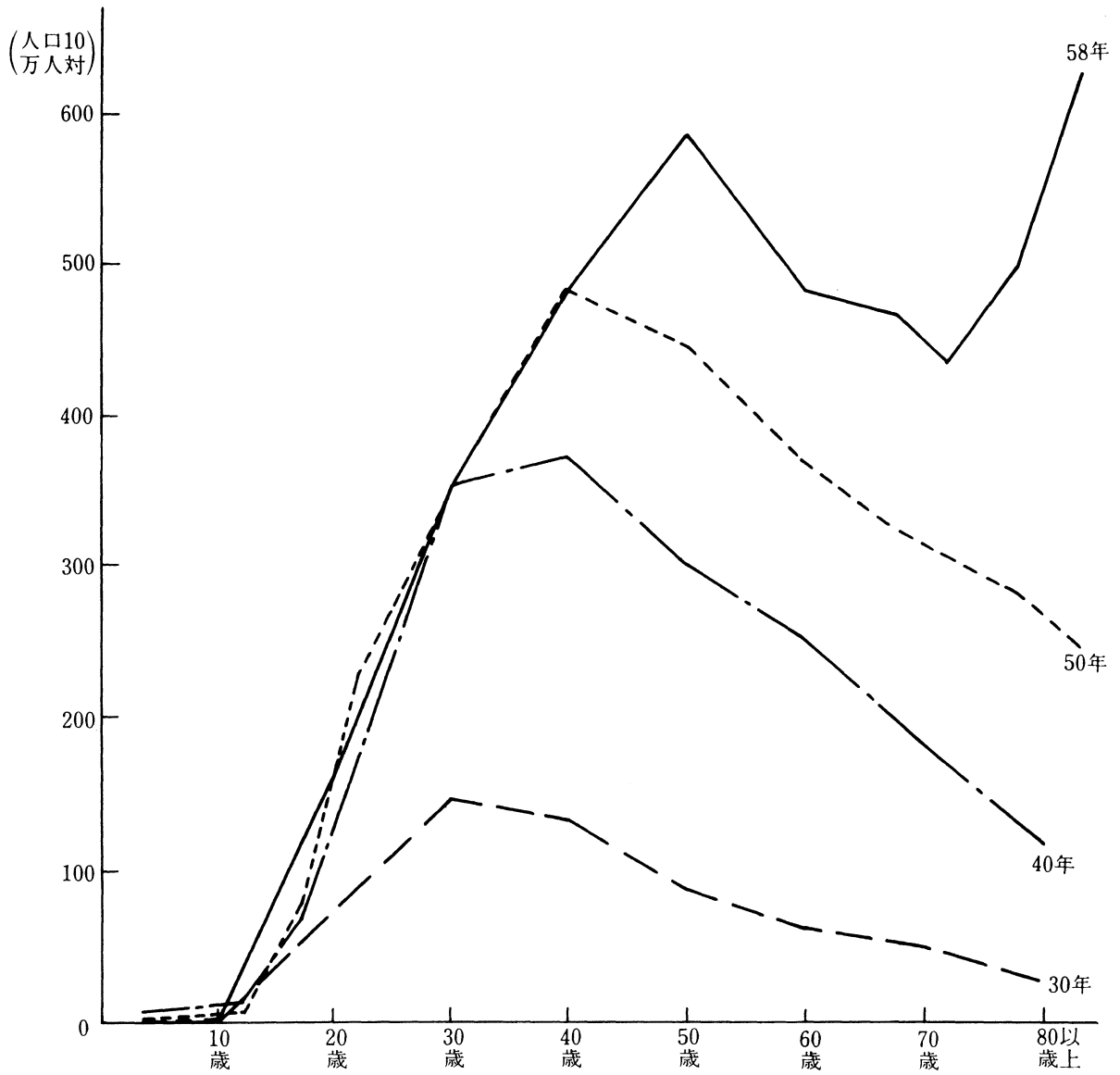
- (備考) 1. 厚生省「患者調査」、「国民健康調査」、「国民医療費」による。
 2. 有病率、受療率の30年から55年までは5年ごとにプロットした。
 3. 有病率、受療率について、人口の年齢構成の差異を取り除いて観察するために標準化率を試算した。

$$4. \text{標準化}\left\{\begin{array}{l} \text{有病率} \\ \text{受療率} \end{array}\right\} = \frac{\left\{ \begin{array}{l} \text{観察集団の} \\ x \text{年齢階級} \end{array} \left\{ \begin{array}{l} \text{有病率} \\ \text{受療率} \end{array} \right\} \times \begin{array}{l} \text{基準人口集団の} \\ \text{その年齢階級の} \\ \text{人口} \end{array} \right\} \text{の各年齢階級} \text{級について} \text{の総和}}{\text{基準人口集団の総数}}$$

ここでは、基準人口集団は昭和10年の日本の総人口を用いた。

(出典) 国民生活白書(60年)

図 I-20 年齢別にみた精神障害受療率の推移



資料：厚生省統計情報部「患者調査」
 (出典) 厚生白書 (60年)

② 福祉

今後の福祉の分野で一層重要になってくる老人福祉サービスの現状をみることにする。

まず、高齢者の生活状況は、70歳以上の人々のうち、過去1年間に31日以上床についた者が17.5%ある一方、50.1%は健康に日常生活を送っているという実態である(表I-2)。また、有病率をみると、70歳以上の人々の場合平均3倍となっている。こうしたことから、高齢期が健康保持に取り組む上でいかに病気と共生するかが課題となるライフステージといえる。次に、高齢者の世帯状況では、核家族化

の進行や単独世帯の増加という世帯全体の動向が反映し、昭和60年において、高齢者(65歳以上)がいる世帯(全世帯の25.3%)のうち、三世帯世帯の占める割合は減少しており(高齢者がいる世帯の46%程度)、全体としては、65歳以上の単独世帯と夫婦のみの世帯が増加している現状にある(表I-3)。

こうした状況の中で、ねたきり老人及び痴呆性老人などの重度の介護を必要とする高齢者への対応が進められている。また、こうした高齢者に対する対策と並行して、健康な高齢者向けの健康保持・健康増進対策の必要もある。

表I-2 性・年齢階級別にみた全世帯員の過去1年間の就床日数及び受療日数

(単位：%)

昭和59年

	過去1年間の就床日数					過去1年間の受療日数				
	総数	全く床に就かなかった	1～10日程度床に就いた	11～30日程度床に就いた	31日以上床に就いた	総数	全くかからなかった	1～10日程度かかった	11～30日程度かかった	31日以上かかった
総数	100.0	64.8	28.4	3.4	3.3	100.0	43.7	37.6	10.1	8.7
男	100.0	66.4	27.0	3.2	3.3	100.0	45.5	37.1	9.2	8.2
女	100.0	63.3	29.8	3.7	3.2	100.0	41.9	38.0	11.0	9.2
0～4歳	100.0	47.0	45.2	6.7	1.1	100.0	25.8	55.2	15.2	3.8
5～14	100.0	56.3	39.8	3.3	0.6	100.0	39.2	49.6	8.7	2.5
15～24	100.0	74.0	23.5	1.7	0.9	100.0	60.4	33.0	4.4	2.2
25～34	100.0	66.4	29.6	2.5	1.4	100.0	50.8	39.3	6.7	3.2
35～44	100.0	71.1	24.6	2.4	1.9	100.0	49.2	37.9	7.4	5.5
45～54	100.0	72.4	21.1	2.9	3.5	100.0	46.8	32.5	10.9	9.8
55～64	100.0	66.7	23.8	3.7	5.7	100.0	37.0	30.0	14.9	18.0
65～74	100.0	57.8	25.8	6.3	10.2	100.0	25.5	26.3	20.4	27.8
75歳以上	100.0	44.9	24.1	9.1	21.9	100.0	18.3	20.9	20.2	40.6
70歳以上(再掲)	100.0	50.1	24.3	8.2	17.5	100.0	20.1	22.1	21.1	36.7

(出典) 厚生省「国民健康調査」

表I-3 高齢者の世帯状況

(%)

年次	65歳以上の者のいる世帯	単独世帯	夫婦のみの世帯			夫婦(片親)と未婚の子のみ世帯	三世帯世帯	その他の
			総数	一方が65歳未満の世帯	ともに65歳以上の世帯			
昭和50年	100.0	8.6	13.1	…	…	9.6	54.4	14.4
55	100.0	10.7	16.2	7.7	8.5	10.5	50.1	12.5
58	100.0	11.6	17.7	8.3	9.5	10.6	47.4	12.7
59	100.0	12.5	18.3	8.6	9.7	10.9	46.0	12.2
60	100.0	12.0	19.1	8.5	10.6	10.8	45.9	12.2

(出典) 厚生省「厚生行政基礎調査」

ア 公的部門

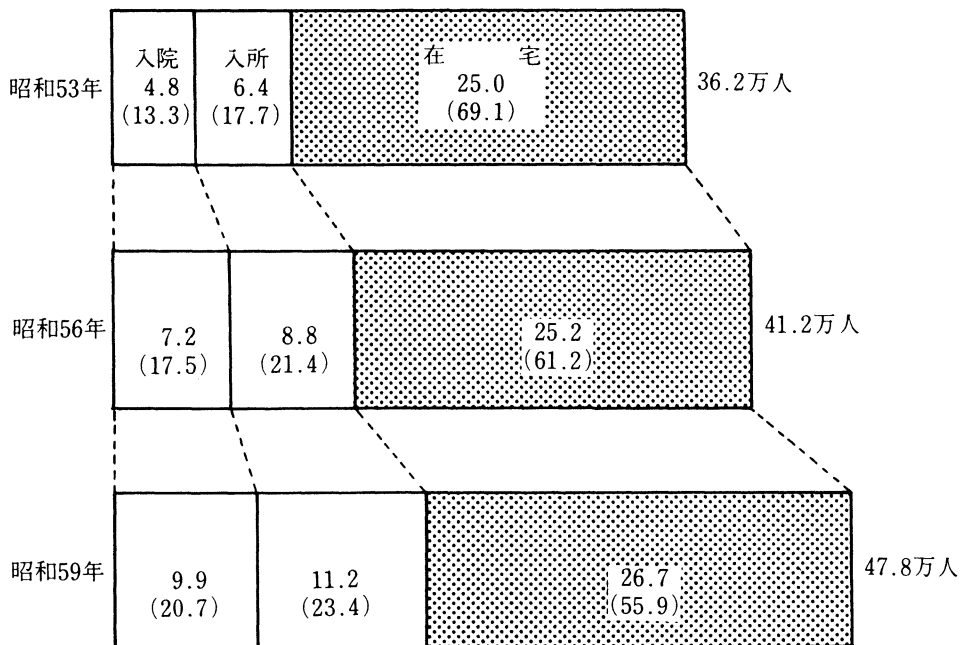
従来の高齢者の福祉施策は、低所得層を対象とする施設収容型の方法であり、私的な扶養能力が社会全体に十分にあった時代の処遇方法といえよう。しかし、高齢者が人口全体の10%を超え、今後さらに増加する趨勢の下では、介護の場、方法などについて高齢者の希望等に沿うことが必要になってきている。こうした点について、高齢者の希望をみると、介護の場としては長年住み慣れた家庭や地域がよいとされており、家族や隣人等とのふれあいが重要視されているとみることができる。高齢者の福祉対策は、こうした状況を背景として従来の施設入所型から在宅型へと大きく転換されつつある。もちろん、一方で、核家族化の進行等私的扶養の条件が大きく低下し、高所得者でも介護者がいないなどのケースや、家族の手におえない重度の老人が増加することから、施設面での対応を行っていくことも重要であるが、全体としては在宅福祉の方向を強化することが求められている。

まず、ねたきり老人については、昭和59年時点

で約48万人に上り（図I-22）男性が約18万人、女性が約30万人と女性が圧倒的に多い。また、その介護の場所は、特別養護老人ホーム、病院及び家庭となっているが、その過半数が家庭内で介護を受け、介護者は、主たる介護者の9割以上が女性という実態にある。高齢者側も、介護を頼む相手として家族を望む者が8割を超え、家政婦等の他人や施設入所を望む者は1割にも満たない（表I-4）。

在宅福祉を進める上においては、ねたきり老人の介護に伴う負担について、一般に、家庭の精神的、物理的な負担はあまりにも大きいと指摘されていることから家庭の負担をいかにして軽減していくかが課題である。このため、在宅ケア向けの対策として、家庭奉仕員（ホームヘルパー）派遣事業、日常生活用具給付等事業、在宅老人短期保護事業（ショートステイ）、デイサービス事業（通所・訪問）等の事業が行われているが、さらに、介護に必要な専門知識の提供等についても保健・医療・福祉の専門機関がバックアップするとともに、心身両面で、地域の人々が支援に加わるよう

図 I-22 入院・入所・在宅別ねたきり老人数の推移



(注) 1. 厚生省統計情報部「厚生行政基礎調査」, 「社会福祉施設調査」
 2. 単位 万人。()内は構成比。なお、「入所」とは特別養護老人ホームの入所者を指す。ねたきり老人とは、65歳以上で6か月以上ねたきりの者をいう。
 (出典) 厚生白書(60年)

な体制の整備が急務である。また、家庭での介護が困難な重度のケースについては、特別養護老人ホーム等において介護等が行われている。特に特別養護老人ホームは、近年、年間100か所以上の整備が進められ、昭和59年現在全国1505か所が整備されているが、依然として入所待機者が全国で多数にのぼっている。

次に、痴呆性老人については、昭和59年度で全国に約56万人程度いると推計されている。介護の場としては、老人ホーム、精神病院に各3万人、在宅が約50万人となっている。年齢と出現率との関係は、東京都の調査（昭和55年）によれば、65歳以上（在宅）の約4.6%となっており、その出現率は年齢が高まるにつれて上昇している。

痴呆性老人対策は、①予防対策、②痴呆性老人や家族に対する介護の援助、③老年期痴呆の発現機序と治療方法等の研究、等が進められている。具体的には、予防対策として、健康教育・健康診査、痴呆の一原因である脳血管疾患等の予防のための保健事業や老後における社会参加促進事業が実施され、また、介護の援助としては、特別養護

老人ホームへの受入れ体制の整備、老人精神衛生相談・訪問指導・家庭奉仕員派遣・デイサービス事業等の在宅向け事業等が実施されているが、今後の後期高齢人口の増加に対応していく必要がある。また、痴呆に関する研究としては、究明中のアルツハイマー型痴呆を始めとして痴呆に関する臨床病理学等の分野における研究が進められているが、高齢者及び社会の双方にとって、健やかに老いることがますます重要になってきている。これらに対応するため、老化に関する研究開発及び福祉機器の研究開発の一層の推進が必要となっている。

さらに、在宅福祉への転換を進める上では、在宅介護と施設入所のケース間でみられる費用負担上の不均衡問題や、あるいはねたきり老人を収容する機関間の機能分担の不明確化等の問題を解決する必要がある。この一環として、「老人保健施設」（いわゆる中間施設）の制度化が予定されているが、その中で、適正な費用負担のあり方、施設間の機能分担等について検討が行われているところである。

表I-4 ねたきりとなった場合に介護を頼む相手方
(60歳代男女の意識)

区 分	実 数	ねたきりとなった場合に介護を頼む相手方								
		配偶者	息 子	嫁	娘	子供達 全 員	その他 の家族 親 族	(家族親族) 小 計	家政婦、 ホームヘルパー、 施設など	わからない
全 体	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
	1,428	36.7	4.0	27.7	11.4	3.6	0.5	(83.9)	8.5	7.6
性 別										
男	638	68.8 (-)	3.6 (15.7)	10.6 (36.8)	4.9 (16.9)	2.5 (8.9)	- (1.1)	(90.4(79.4))	4.7 (12.4)	4.9 (8.2)
女	790	10.8 (-)	4.3 (6.6)	41.4 (45.2)	16.7 (18.7)	4.4 (4.8)	1.0 (1.4)	(78.6(76.7))	11.5 (13.2)	9.9 (10.1)
子同 供別 との居										
同居	913	33.5	4.4	34.6	12.2	3.2	0.3	(88.2)	4.9	6.9
別居	453	44.5	3.8	17.5	11.5	4.9	0.2	(82.4)	10.8	6.8
子供はいない	63	27.0	-	-	-	-	6.3	(33.3)	42.9	23.8

(注) 1 性別欄の()内は、配偶者が面倒みれなくなった場合について再掲したものである。

2 調査対象は、全国60歳以上70歳未満の男女

(出典) 総務庁老人対策室「老後の生活と介護に関する調査」(昭和56年10月調査)

イ 民間部門における福祉の展開

近年、所得水準の向上、自由時間の増大等に伴い、女性や高齢者を中心にして、福祉ボランティア活動に対する関心が高まっており、社会福祉協議会への助成等を通じてボランティア活動が自主的かつ安定的に実施されるようその基盤整備が進められている。また、福祉サービスの分野への民間企業の参入が進んでおり、高齢者を対象としたいわゆるシルバービジネスについて、その健全育成を図るとともに、その持続性と安定性、提供するサービスの質の確保等に関して必要な規制と誘導を行っていくという見地から、検討が進められている。

年金

年金制度については、公平で長期的に安定した年金制度を21世紀においても確保するため、昭和60年に制度改革が行われたところである。年金の将来については、人生80年時代の到来に伴って、受給人口の増大と受給期間の長期化、加入期間の伸長等もたらされることにより、給付費の規模が急速に拡大し、その結果、制度を支える現役世代の負担が増えていくことが予測されているが、改革前の制度では、給付水準が現役世代の負担とのバランスを失するほどに過大なること、職域により制度が分立しているため、産業基盤の変化による制度基盤の不安定化等の問題があること等により改革が行われたものである。今後は以上の措置を含め、給付と負担の両面にわたって制度間調整を進め、公的年金制度の一元化を図る必要がある。また、経済社会の活力の維持、向上という観点からは、高齢者雇用の動向とバランスをとりつつ、支給開始年齢の引上げに取り組んでいくことが今後の課題である。

今回の公的年金制度の改革によって、年金の給付水準は、標準モデルの場合、平均加入期間が今後40年程度に伸長しても、現在と同様の現役勤労世帯の平均収入の69%程度になるように変更された。この水準は、国際的にみても遜色のないものである。しかし、老後生活費のうちこれを超える部分をどう確保するかが次の課題としてあり、企業年金について、中小企業への普及を促進したり、個人のニーズに応じて給付ができるように改善を図るほか、個人年金や貯蓄、生命保険など個人資産の活用も必要になる。

(3) 教育・学習

現在の我が国の教育・学習システムとしては、学校教育をはじめ、社会教育、職業能力開発等の組織的なもののほか、家庭教育等各種の非組織的な教育・学習がある。また、各種社会環境の教育・学習に及ぼす感化力も大きい。

まず、学校教育は、体系的、組織的な教育であり、日常生活や職業に関して必要な知識、技能、態度の習得及び社会性や自主自立の精神・国家や伝統への正しい理解と国際協調の精神、情操のかん養・基礎体力の向上など、知・徳・体の調和のとれた人間形成をめざした総合的な教育を行っている。社会教育では、公民館、図書館、博物館等の学習施設の整備、指導者の養成確保が図られ、各種の学級・講座や自主的学習活動が行われているほか、地域住民の連帯感や生きがいの増進を図る地域活動及び学習活動等のための各種相談事業等が行われている。また、職業能力開発は、企業における企業内教育訓練と公共職業訓練施設における職業訓練を中心とした職業訓練体系の整備により進められてきた。企業内教育訓練は、いわゆる終身雇用慣行と深く結びついた形で、新規学卒者に対する採用直後の訓練とその後の仕事を通して職場で行う教育訓練(OJT)や職場を一時的に離れて行われる教育訓練(Off-JT)により実施されている。さらに、家庭においては、子供に対して、親子の接触を通じた基本的な信頼関係を確立させるとともに生活のための基本的習慣、自律性・自主性を身につけさせるほか、子供の発達段階に応じて適切な援助、協力をするなど、人間形成にとって極めて重なる教育機能を持っている。このほか、人は生活全般の様々な経験をするにより意図せざる学習を行っている。意図せざる学習となる人生経験は、人が生きていく過程で得た様々な情報の有機的体系であり蓄積であると考えられることができるが、その情報源は学校教育、社会教育、職業能力開発、家庭教育のほか、地域住民との接触、テレビ・読書、自然との接触、友人との対話など多様である。

このように、我が国では、学校を始めとした多様な学習機会の下で様々な学習活動が行われているが、近年における生活水準の向上、長寿化の進行に伴うライフサイクルの変化、自由時間の増大等生活の各方面にわたる変化、急速な技術革新、情報化、国際化の進展等を背景として、国民、特に学齢期を過ぎた

長寿社会の構図

社会人の間に学習のニーズが高まっている。

これは、現在の我が国が人生の初期段階における教育の比重が大きい社会であるため、人生の初期に得た知識のみでは、長期化しつつある労働期、引退期の人生における経済社会の環境変化に対応できなくなっていること、国民の生活や教育の水準が向上するにつれ、学習を通して精神的、文化的な充足を求めるとともに、自分の能力や個性を發揮して創造的な人生を構築していこうとする欲求が高まりつつあることを反映するものである。

こうしたニーズに対応するため、生涯学習という観点が重要になってくるが、現行の教育・学習システムでは以下のような問題がある。

第一に、学習機会相互の連携がとれていないことである。生涯にわたる学習機会という観点のみからは、社会教育、企業内教育、公共職業訓練などの充実にみられるように、我が国は比較的生涯学習が発達した社会であるといえる。しかし、例えば、職業能力開発として企業外で他の学校等の学習機会を利用する場合には、各学習機会の連携が図りにくいといった閉鎖性を持つシステムとなっており、生涯を通して、どの学習機会を利用し、どのような内容の学習をするかということ的主体的に決定できるような環境にはなっていない。

表 I-5 大学・短期大学における社会人の受入れ状況

		昭和55年度	56	57	58	59
大 学	国 立	253 人	266 人	367 人	369 (12)人	398 (74) 人
	公 立	38	30	55	69	33 (9)
	私 立	2,964 (510)	3,653 (647)	4,329 (680)	3,595 (969)	4,147 (1,044)
	計	3,255 (510)	3,949 (647)	4,751 (680)	4,033 (981)	4,578 (1,127)
短 期 大 学	国 立	766	794	759	661	561 (17)
	公 立	412 (17)	449 (29)	400 (22)	288 (40)	345 (61)
	私 立	2,248 (71)	2,188 (85)	1,771 (58)	1,573 (113)	1,648 (177)
	計	3,426 (88)	3,431 (114)	2,930 (80)	2,522 (153)	2,554 (255)
計	国 立	1,019	1,060	1,126	1,030 (12)	959 (91)
	公 立	450 (17)	479 (29)	455 (22)	357 (40)	378 (70)
	私 立	5,212 (581)	5,841 (732)	6,100 (738)	5,168 (1,082)	5,795 (1,221)
	計	6,681 (598)	7,380 (761)	7,681 (760)	6,555 (1,134)	7,132 (1,382)

(注) 1. 本調査における社会人とは、高等学校卒業後相当の期間職業に従事する、あるいは家庭人となるなど、専ら大学入学のための学習をしている者(いわゆる浪人)以外の者をいう。

2. ()内は、特別の入学選抜による入学者数を内数で示したものである。

(出典) 文部省「大学入学者選抜実態調査」

表 I-6 大学公開講座実施状況の推移

区分		年度	54	55	56	57	58	59
国 立	実施大学数		70	72	78	78	80	83
	開設講座数		353	381	429	510	543	581
公 立	実施大学数		12	18	19	22	22	23
	開設講座数		50	70	67	120	150	153
私 立	実施大学数		119	155	162	176	189	202
	開設講座数		778	826	983	1,162	1,202	1,428
計	実施大学数		201	245	259	276	291	308
	開設講座数		1,181	1,277	1,479	1,792	1,895	2,162

(出典) 文部省 社会教育課調

第二に、自分の希望する時に学習することが必ずしも容易でないことである。例えば高等教育は、中等教育終了後継続して受けることが一般的となっているため、中等教育終了後に就職した者が後になって高等教育を受けたいと思っても受けにくい状況になっている。

第三に、費用負担面での制約があることである。労働期に学習のため仕事を離れようとする、その機会費用が本人にとって相当な負担となる。また、子供の教育費の負担が大きい場合は、親自身の学習に対する支出を困難にするため、それが親自身の学習を制約する一因となっている。

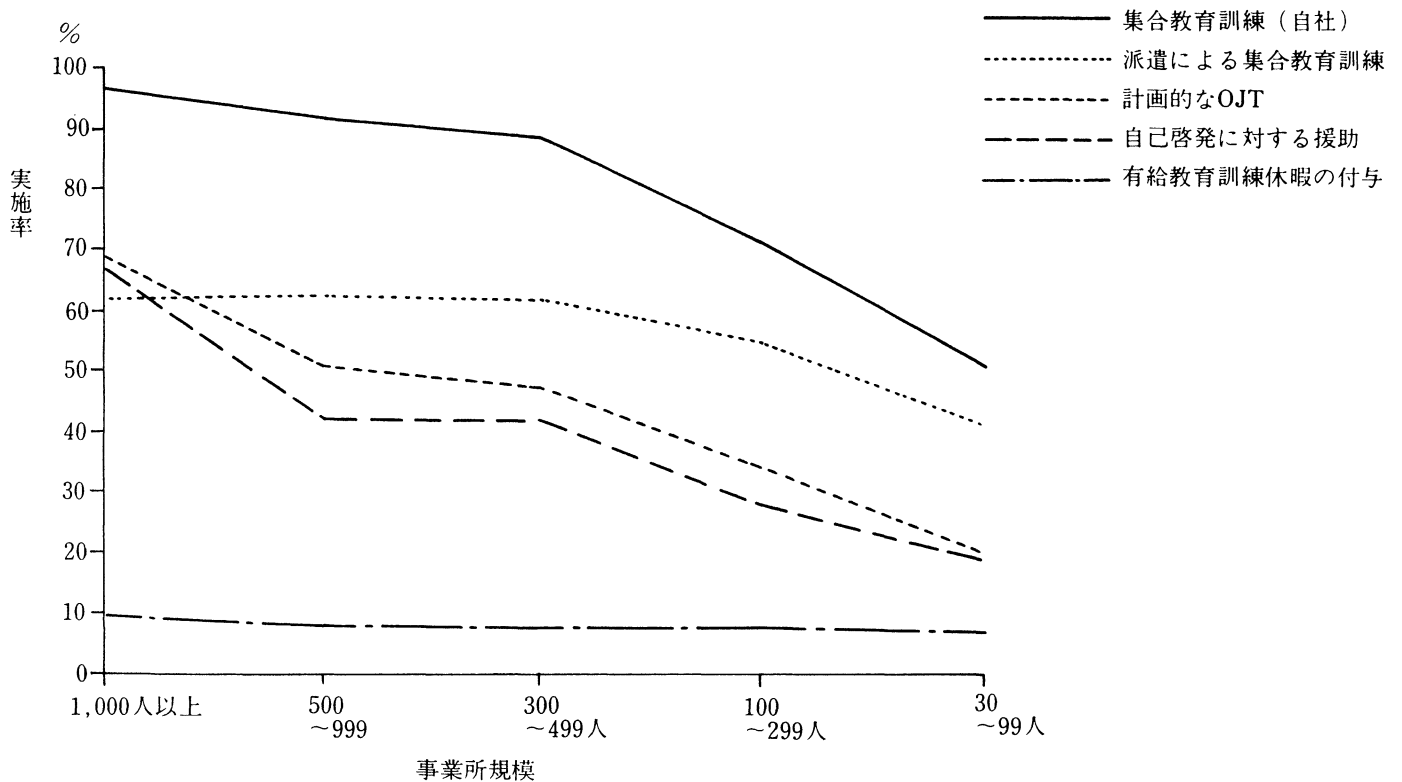
このほか、学歴偏重の社会的風潮や過度の受験競争、さらに、いじめ、校内暴力といった問題行動など、社会的な問題も見られる。

以上は、システム全体に関わる問題であるが、具体的な環境変化への対応という観点からは次のような問題がある。

(国際化への対応)

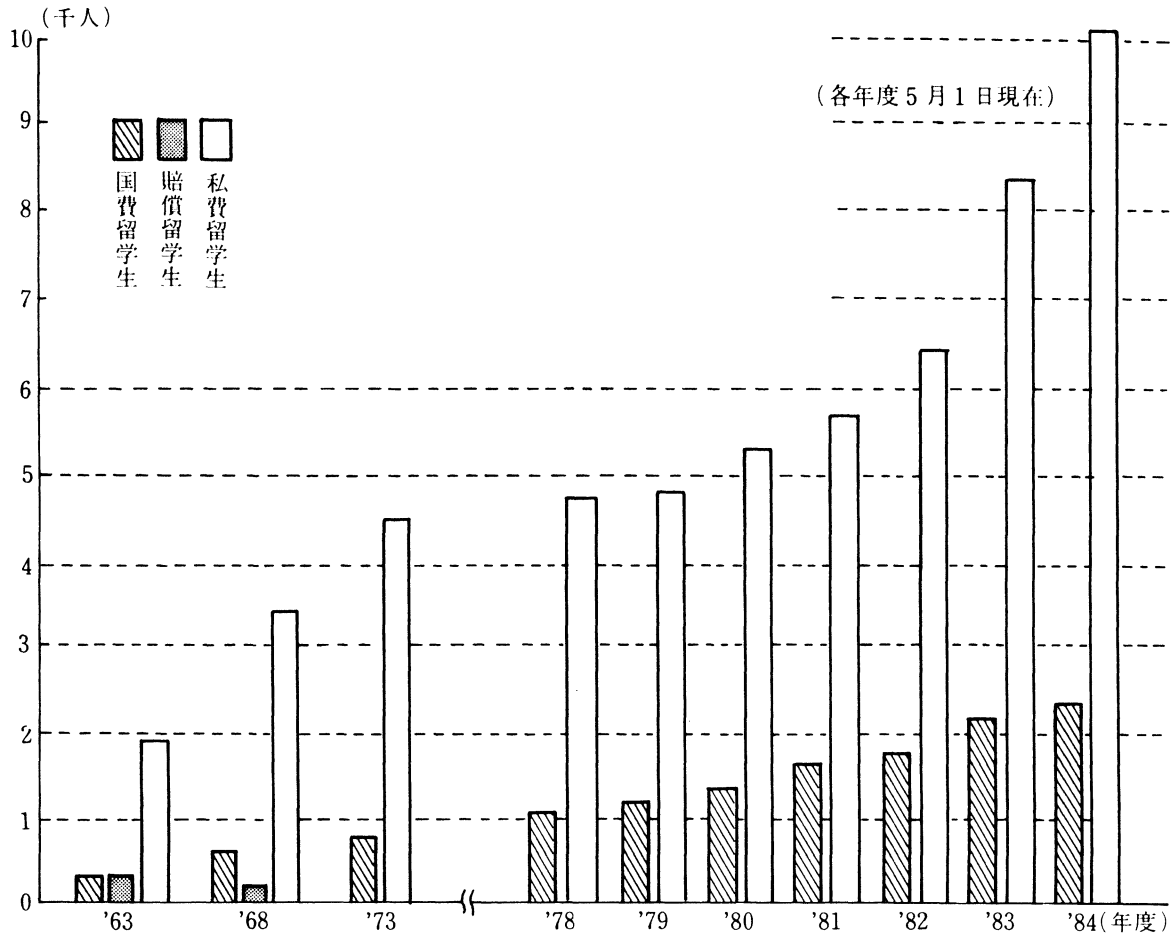
経済、社会の広い分野で国際化が進みつつある今日、教育の分野においても、国際的に通用する人材の育成、外国人留学生の受け入れ、経済社会開発等に必要の人材育成に関わる発展途上国への援助などの要請が高まりつつあるが、これらへの対応はまだ十分になされていない。また、国際的諸活動の拡大、職業生活の国際化により、海外に在留する子女数も増加の一途をたどっており、国内と全く違う環境に置かれたこれらの子女に対して、海外に在留することの長所を生かしつつ、適切な教育機会を確保すること、また、これらの子女の帰国後の受け入れ体制等について問題が生じている。さらに、国民が海外の社会、文化を正しく理解し、言語を習得するとともに、日本についての正しい理解を海外から得るため、教育分野での新たな方策を検討すべき時期にきている。

図 I-23 教育訓練の方法別実施率（事業所別割合）



(出典) 労働省「民間教育訓練実態調査」(60年度)

図 I-24 外国人留学生在籍者数の推移



(出典) 日本教育年鑑'86

(情報化への対応)

教育手段が限られていた時代にあっては、家族や友人との対話、学校教育等が主なメディアになっていたが、現在では、テレビ、雑誌等による情報供給量が著しく増加し、全情報供給量における学校教育、家族や友人との対話等の割合は低下している。このため、学校教育、社会教育、職業能力開発といった、意図的に行われる教育の機会を相対的に減少させ、逆に意図せざる学習の機会を増やしている。また、情報の媒体が文字中心から映像中心へ移る傾向が強まっていること、体験を伴わない学習の増加による人間形成への悪影響のおそれがあること等の意味でも教育環境は変化している。さらに、情報秩序に対する脅威、情報機器の使用や大量の情報処理等によるストレス増大のおそれなどがある。こうした状況のもとで、人格の形成を始め社会生活に必要な資質

を身につけるための学習が十分効果をあげ得ないおそれも生じている。

一方、放送大学など情報化のメリットを活用した施策も見られるが、新しいメディアを使った効果的な学習方法について、こうした試みをさらに発展させるための研究はまだ緒についたばかりである。

(自由時間増大への対応)

長寿化に伴う引退後の自由時間の増大を始め、生涯において増大しつつある自由時間を有効に活用できるようにするためには、高齢者、婦人はもとより勤労者も現役のうちから自由時間の活用能力を高めていくことが必要であるが、現在のところ、このための学習環境は必ずしも適切に整備されているとはいえない。すなわち、現状では、一方的な大量情報におし流された結果の余暇活動など、生活の向上につながらない場合も多くみられる。また、学校教育

や公的社會教育の学習機会が、勤勞成人にはあまり利用されていないことや、スクールビジネスによる学習機会の提供も都市に偏っているという問題がある。

(家庭、地域の環境変化への対応)

少子化、小家族化、雇用者世帯の増加、女性の社會進出等が進み、家庭をめぐる環境が変化している。こうした中で、家庭と学校が果たしていた教育の機能も変わりつつあり、それぞれの役割が不明瞭になっている。また、都市化に伴う地域連帯の希薄化により地域の教育力も低下している。

(4) 住宅・生活環境

国民が豊かで充実した人生を築いていくためには、家庭生活の基盤となる住宅と、そのまわりの生活環境が整っていること、それも住宅・道路・公園・下水道・学校・文化施設・福祉施設、身近な自然、美しい街並み等の物的条件だけでなく、日常生活が便利なこと、安全であること、人と人とのつながりによって連帯感を持てること、人々の協働を通じて生活の向上が図れることといった社会的条件が一体となって揃っていることが重要である。また、環境のあり方についても、經濟社會の發展を支えていくべき、たくましく、知性と感性を兼ね備えた人間形成ができるようなものでなければならない。

しかし、我が國は經濟の高度成長を通じて、國民の消費生活の面では高い水準を実現したが、住宅・

生活環境は必ずしも十分に整っているわけではなく、また、ライフスタイルの変化、自由時間の増大等に伴う國民のニーズの多様化、高度化への対応も遅れている。さらに、國際社會における我が國の地位が向上した今日、狭い國土を有効に活用しつつ、經濟成長の成果を社會資本ストックの整備に積極的に配分することによって、安全で快適な、暮らしやすい住宅・生活環境をつくり、次の世代への遺産として伝えていくことが重要な課題となっている。

① 住宅

住宅については、終戦直後の、破壊・焼失・復員・引揚げなどによる大量の住宅不足という状況から着実に改善が図られ、昭和43年には全國で、48年には全都道府県で住宅戸数が総世帯数を上回るに至った。58年には全國の住宅総数は3861万戸、1世帯当たりの住宅戸数は1.10に達し、住宅は量的には一応充足したといえる(表I-7)。しかし、住宅総数のうちの8.6%、330万戸に達している空き家の実態をみると、例えば東京都、大阪府の場合には建築時期の古い、民営借家の木造・共同住宅(いわゆる木賃住宅)が多く、量的には一応充足したというものの、その内容には問題がある。また、総世帯のうち最低居住水準未達世帯は395万世帯もあり、住宅の広さ等に対して不満を持つ世帯が全体の約5割にのぼるなど(表I-8)、住宅は質的にはまだ十分な水準に達していない。國際的に比較すると、新設住宅1戸当たり床面積はアメリカ134.8m²、スウェーデン95.1m²、西ド

表I-7 世帯数及び住宅戸数の推移(全國)

区 分		年	昭和43年	48年	53年	58年
総世帯(A)	千世帯		25,320	29,651	32,835	35,197
普通世帯(B)	"		24,687	29,103	32,434	34,907
住宅総数(C)	千戸		25,591	31,059	35,451	38,607
一世帯当たりの住宅戸数	戸		1.01	1.05	1.08	1.10
人の居住する住宅戸数	千戸		24,198	28,731	32,186	34,705
(C) - (A)	"		271	1,408	2,616	3,410
(C) - (A)	"		904	1,956	3,017	3,700
空家等	空家(D)	千戸	1,034	1,720	2,679	3,302
	(D)/(C)(空家率)	%	4.0	5.5	7.6	8.6
	一時現在者のみの住宅	千戸	186	344	318	447
	建築中	"	173	264	264	154

(注) 1. 総理府統計局「住宅統計調査」による。
2. 昭和43年は沖縄県を含まない。

長寿社会の構図

イツ90m²、フランス88.6m²に対し日本は84.4m²である(図 I-25)。床面積の国際比較に当たっては、各国の定義の差に留意する必要があるが、我が国の住宅は、これらの数値の上では欧州諸国の水準におおむね近付きつつあるといえるものの、その一層の

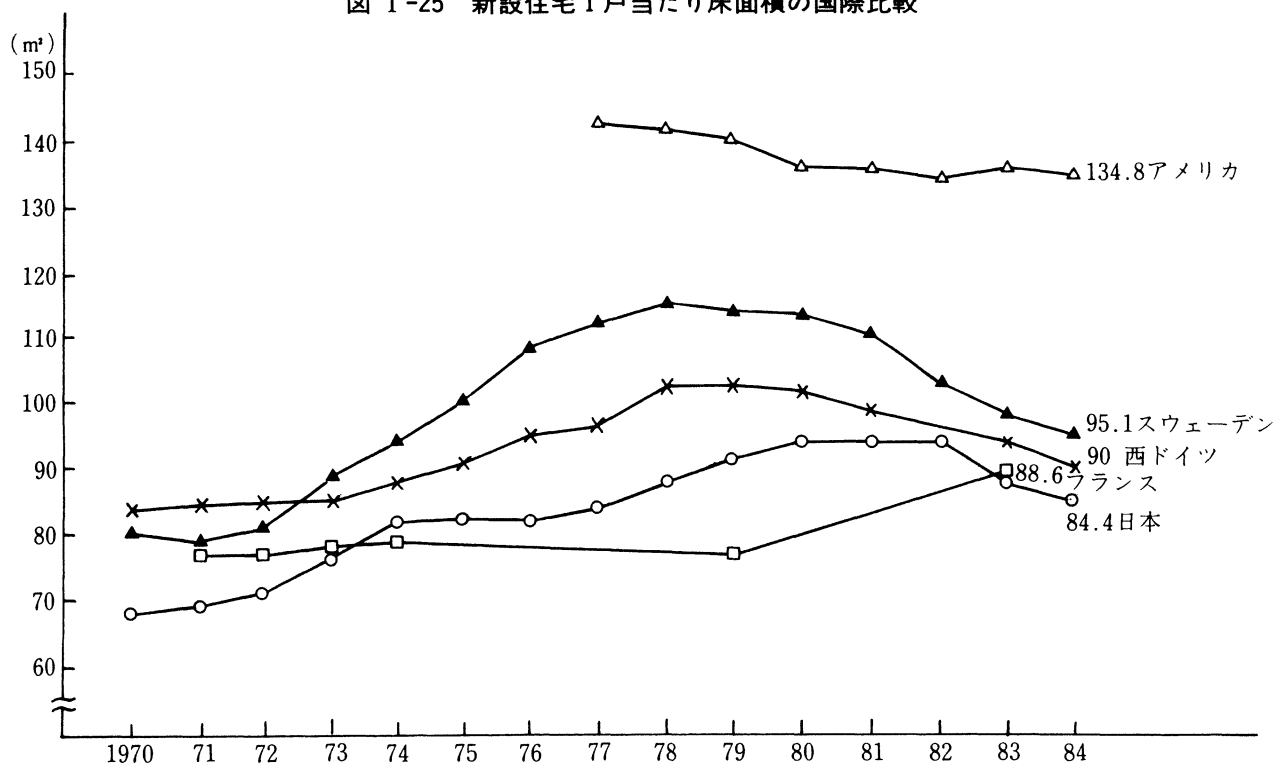
向上を図っていくことが重要な課題となっている。都道府県別に、58年の1人当たり畳数をみると、富山県(11.54畳)、石川県(11.31畳)、秋田県(11.04畳)、新潟県(10.60畳)等と、沖縄県(6.80畳)、東京都(7.18畳)、大阪府(7.24畳)、埼玉県(7.50畳)

表 I-8 住宅に対する評価 単位：%

	住宅に対する評価				
	満 足	まあ満足	多少不満	非 常 に 満 不	不 明
全 国	9.1	44.1	37.2	8.9	0.7
東 京 国	8.0	41.1	40.0	10.1	0.8
大 阪 圏	7.6	40.5	39.8	11.2	0.8

(出典) 建設省「住宅需要実態調査」(昭和58年)

図 I-25 新設住宅1戸当たり床面積の国際比較



- (注) 1. 建設省住宅局住宅政策課資料による。
 2. 床面積の定義は国により異なるが、日本と外国の定義には概ね以下のような差がある。
 外国—外壁の内法で計測し、地下室、居住不能な屋根裏、共同住宅の非用部分等を除く。
 また、一定面積以下の室は算入しない場合がある。
 日本—壁心で計測し、地下室、共同住宅の共用部分のうち、壁等で囲まれた階段室等は含まれる。
 3. 外国：“Annual Bulletin of Housing and Building Statistics for Europe” (U.N.)、米商務省資料
 日本：「建築統計年報」(建設省)
 (出典) 経済企画庁「NSI 国民生活指標」(昭和61年)

等との間の格差は極めて大きく、特に、大都市圏の既成市街地において居住水準の低いことが問題となっている。

所有形態別には、根強い持家志向を背景として持家比率は58年で62.4%となっているが、1戸当たり平均住宅価格の年収倍率は全国平均で58年には6.7倍、首都圏平均で7.9倍に達し(表I-9)、住宅価格と所得のかい離が生じている。また、住宅を中年期に取得した場合には、ローン返済等の負担が中年期に集中し、経済的余裕を圧迫しており、これは基本的には個人の生涯生活設計の問題ではあるが、二世帯住宅ローン制度等住宅取得を行いやすいような方策が求められている。しかし、持家という安心感には考慮に入らずに資産としての価値という側面からみれば、住宅取得の有利性は薄れているといえよう。一方、59年度の新規住宅着工戸数121万戸のうち持家系(持家及び分譲住宅)は約6割、借家系(借家及

び給与住宅)は約4割を占め、持家系が伸び悩む中で、単身世帯の増加等を背景に借家系が伸びていることなどから(図I-26)、借家需要が高まりつつあるとみられ、こうしたニーズに対応した賃貸住宅の供給が必要となっている。さらに、持家、借家ともに、住替えをしようとする人々が豊富な不動産流通情報の中から適切な選択ができるような情報提供システムや、増改築をしやすくするための技術開発等が求められている。

住宅のあり方と密接な関係にある世帯の動向をみると、30年には45.4%であった全世帯に占める核家族世帯の割合は、30年代後半以降急速な増加を続け、55年には60.3%に達したが増勢は鈍化し、60年には61.1%となっている。核家族化は進行しつつあるものの、その伸びは鈍くなり、むしろ数世代にわたる家族が、コミュニケーションを保ち、互いに助け合いながら生活したいという同居、隣居、近居等に対

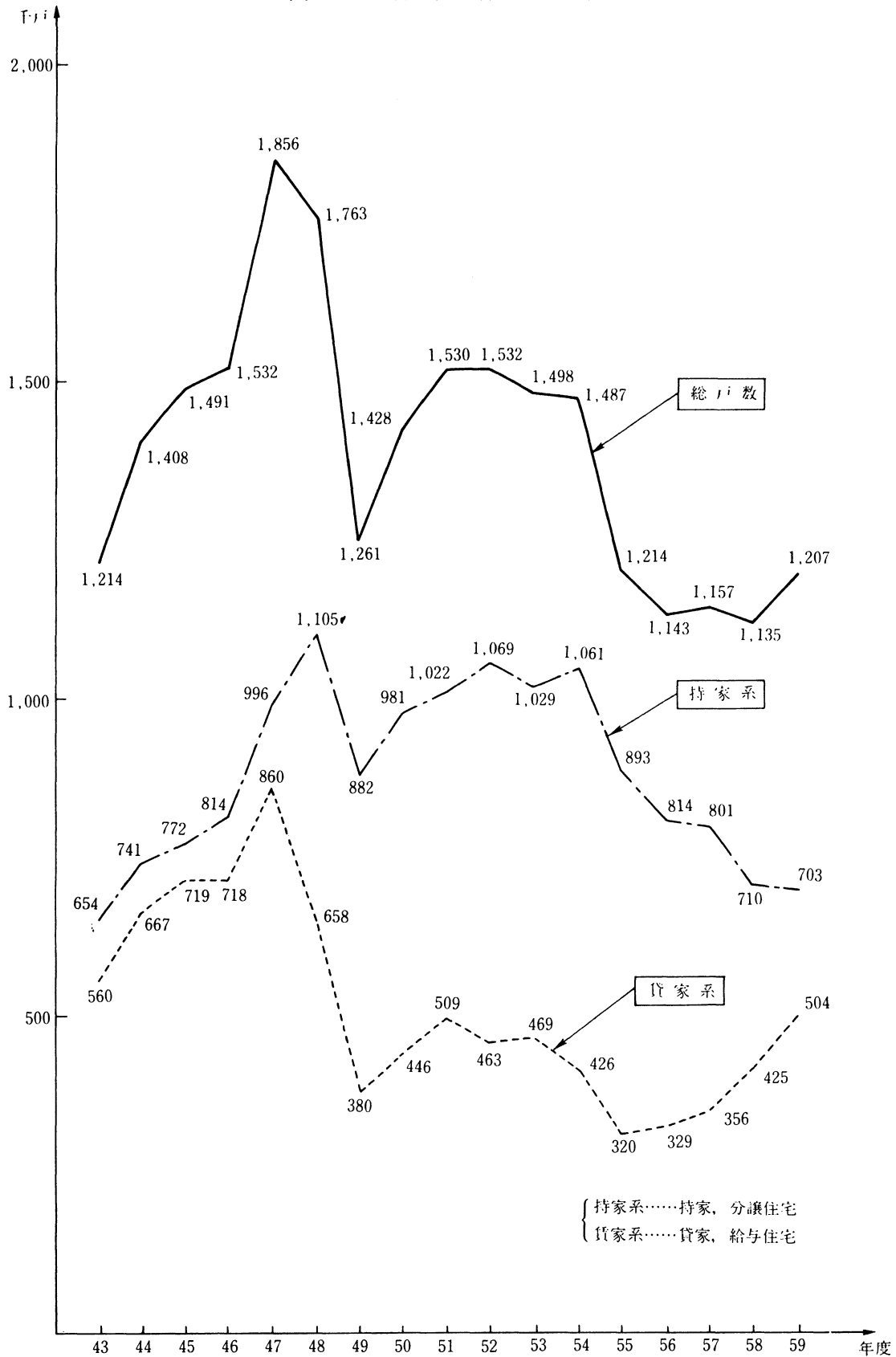
表 I-9 住宅価格年収倍率の推移

(単位:千円, m², 倍率)

項目		年							
		昭和25	30	35	40	45	50	55	58
全 国	住宅価格	223	810	1 570	3,598	7,406	17,580	26,894	32,695
	土地価格	44	262	744	2,044	4,555	10,431	15,794	20,445
	(面積)	(115)	(132)	(149)	(157)	(176)	(191)	(214)	(217)
	建物価格	179	548	826	1,554	2,851	7,149	11,100	12,250
	(床面積)	(58)	(66)	(74)	(78)	(88)	(96)	(107)	(108)
	年 収	198	350	491	809	1,374	2,827	4,196	4,876
	住宅価格/年収	1.1	2.3	3.2	4.4	5.4	6.2	6.4	6.7
首 都 圏	住宅価格	222	758	1,618	4,643	8,499	19,856	33,261	38,826
	土地価格	27	221	809	3,008	5,704	12,690	22,153	26,747
	(面積)	(78)	(91)	(111)	(119)	(129)	(137)	(57)	(155)
	建物価格	195	537	808	1,635	2,795	7,166	11,109	12,079
	(床面積)	(47)	(55)	(67)	(71)	(77)	(82)	(94)	(93)
	年 収	224	418	581	927	1,463	3,019	4,424	4,890
	住宅価格/年収	1.0	1.8	2.8	5.0	5.8	6.6	7.5	7.9

- (注) 1. 建設省「建築着工統計」、住宅金融公庫「住宅敷地価額調査報告」、(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」、総務庁「家計調査」による。
 2. 建築費単価は、居住専用建築物の工事費予定額を床面積で割ったものとした。また、床面積は、着工新設住宅のうち持家、分譲住宅の床面積を戸数で割ったものとした。首都圏については、埼玉、千葉、東京、神奈川の値を用いた。
 3. 住宅地単価は、「住宅敷地価額調査報告」の58年度における敷地価額の全国平均および東京圏の平均を用い、全国については「市街地価格指数」の全国住宅地価格指数で58年度の全国平均敷地価額を、首都圏については六大都市住宅地価格指数で58年度の東京圏平均敷地価額を過去にさかのぼった。
 4. 住宅地面積は、全国は容積率50%首都圏は容積率60%と仮定して算出した。
 5. 年収は、「家計調査」から全国については全都市、首都圏については東京都区部の勤労者世帯の実収入をとった。
 (出典) 経済企画庁「昭和60年度国民生活白書」

図 I-26 新設住宅着工戸数の推移



(出典) 住宅着工統計 (建設省)

表 I-10 子供夫婦との住まい方

単位：%

将来の住まい方 現在の住まい方	総 数	将来のすまい方希望							
		同 居	同一敷地別住宅	同一住棟別住宅	すぐ近所 (歩いて10分)	同一市区町村	他の市区町村	わからない	不明
総 数	100 (8,949)	45.2	9.3	1.1	9.0	5.5	13.8	13.2	2.8
同 居	100 (2,435)	76.5	6.4	0.7	2.4	1.1	1.8	5.7	5.4
同一敷地別住宅	100 (331)	22.6	50.8	1.5	4.2	1.8	5.1	10.3	3.9
同一住棟別住宅	100 (75)	28.0	11.6	28.0	5.2	2.6	6.5	13.0	6.5
すぐ近所 (歩いて10分以内)	100 (772)	30.2	10.0	1.3	27.7	2.5	13.7	12.4	2.2
同一市区町村	100 (1,782)	34.7	8.1	0.9	10.8	12.1	16.3	15.7	1.5
他の市区町村	100 (3,552)	34.8	7.8	0.8	9.2	6.3	21.9	17.6	1.6
不 明	100 (1)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100

(注) 1. 現在の住まい方別, 将来の住まい方の希望である。

2. ()内は実数(単位:千世帯)

(出典) 建設省「住宅需要実態調査」(昭和58年)

するニーズが出てきていることから(表 I-10), これらのニーズに対応した住宅の供給や情報提供等を拡充することが必要となっている。

② 生活環境

生活水準の向上, 自由時間の増大, 価値観の多様化等を背景に, 生活環境に対するニーズが高まり, また, そのニーズの対象も基盤的な生活環境だけでなく, 快適な生活環境に向けられるようになってきている。また, 定住化や国際化の流れの中で, そこに住む人々がふるさととして愛着を感じるような, 国際的評価にも値する美しく魅力的な生活環境の形成が重要な課題となっているが, その際, 健常者だけでなく高齢者や身体障害者にとっても暮らしやすく, 日常的な生活が可能となるようにするとともに, 国際的な目で生活環境を見直し, 道路標識ひとつをとっても外国人に分かりやすくするといった配慮が必要となっている。さらに, 都市づくり等においては, 安全性を十分に考慮することが必要となっている。生活環境における施設面では整備が進み, その整備に一応満足している人が増えてきてはいるものの, 未だに十分な水準に達していない分野もある。例えば, 基盤的な施設である下水道の普及率につい

ては, 昭和45年度の16%から59年度の34%へと整備が進んできたが, イギリス97%, 西ドイツ91%, スウェーデン86%等欧州諸国と比較すると, 大きく立ち遅れており(表 I-11), 一層の整備が求められている。都道府県別にみても, 全国平均を上回っているのは東京都(75%), 大阪府(61%)等の9都道府県にすぎない状況にあり, 特に和歌山(2%), 島根県(3%), 佐賀県(5%)等においては極めて低い水準にとどまっている。

快適な生活環境をつくるには, 代々伝わってきた街並みなどの歴史的な環境や, 緑, 水辺, 野鳥, 小動物等の身近な自然にふれることができるようにすることが特に重要である。しかし, その中から緑について現況をみると, 例えば東京都区部においては全面積の約9割が市街地となり, 平地林, 草地等の緑地率が47年の8.4%から58年には5.0%に減少するなど, 大都市圏を中心として緑の喪失が問題となっている。また, 自然の中での健康づくりやバードウォッチング等に見られるような自然志向にこたえていくためにも, 既存の自然はできるだけ保全し, 必要などころには新しく自然を創出して緑化を進めていくことが必要となっている。緑豊かな街は, 都市公

園の整備、道路緑化等公共による緑化と、住宅地、工場、企業厚生施設の緑化等民間による緑化があいまって、はじめて実現される。しかし、現実には、公共の緑について、例えば1人当たり公園面積を国際比較すると、ロンドン30.4m²、ニューヨーク19.2m²、パリ12.2m²に対し東京23区では2.1m²にすぎず、欧米主要都市に大きく立ち遅れている。また、民間の緑については、国民の緑に対する関心が高まり、緑化への参加欲求が出てきてはいるものの、その参加欲求が十分に目に見えるかたちとして現れるには至っていない。

生活環境における施設の整備・管理運営に当たっては、高齢化等に伴う生活時間構造の変化、とりわけ自由時間の動向に特に配慮しなければならないが、自由時間を有効に活用するために文化施設、スポーツ施設等に対するニーズが高まる中で、これらの施設の現在の整備状況では、地域によっては十分に対応できないというのが実態である。また、既存の施設の管理運営状況を見ると、利用手続きが煩雑である、利用できる時間帯が限られている、催物の内容に住民の意向が反映されていないなど、必ずしも利

用しやすいものになっていない場合もある。なお、職住間の距離は生活時間構造に大きな影響を及ぼすと考えられるが、主として大都市圏にみられる住宅立地の外延的拡大に伴う通勤の長時間化は、自由時間を有効に利用する上での制約ともなっている。

以上のような施設等、生活環境におけるいわば物的側面と併せて、暮らしやすい生活環境という点では、連帯感のある人と人とのつながり、人々の協働を通じる生活の向上という、いわば人的側面がこれに劣らず重要である。こうした観点から地域社会をみても、高度経済成長の過程において、産業構造の変化、都市化の進展の中で、旧来の地域における人間関係は希薄化する一方、核家族化、一人暮らし老人の増加、女性の職場進出等により家庭機能も変化し、ともすれば人々が孤立しがちな社会構造となっている。

こうしたなかで、自治会、町内会等の旧来からある地域的組織に加えて、新しい活動団体が増えてきている(注)。こうした団体による活動を動機の点から大別すると、主として個人の生活の充実を動機とするもの(自己充実型)と、主として社会への貢献

表 I-11 都道府県別下水道普及状況 (%)

都道府県名	普及率	都道府県名	普及率	都道府県名	普及率	都道府県名	普及率
北海道	46	新潟県	13	鳥取県	15	沖縄県	36
青森県	15	富山県	21	島根県	3		
岩手県	12	石川県	22	岡山県	18		
宮城県	27	長野県	18	広島県	26		
秋田県	9	岐阜県	24	山口県	25		
山形県	15	静岡県	19	徳島県	8		
福島県	13	愛知県	38	香川県	17		
		三重県	9	愛媛県	18		
茨城県	15			高知県	9		
栃木県	17	福井県	24				
群馬県	23	滋賀県	11	福岡県	40		
埼玉県	30	京都府	49	佐賀県	5	全 国	34
千葉県	26	大阪府	61	長崎県	22	一般都市	23
東京都	75	兵庫県	49	熊本県	21	指定都市	78
神奈川県	47	奈良県	22	大分県	15		
山梨県	15	和歌山県	2	宮崎県	12		
				鹿児島県	20		

(注) 1. 都道府県普及率には、指定都市分を含む
 2. 昭和59年度末現在
 (出典) 建設省調べ

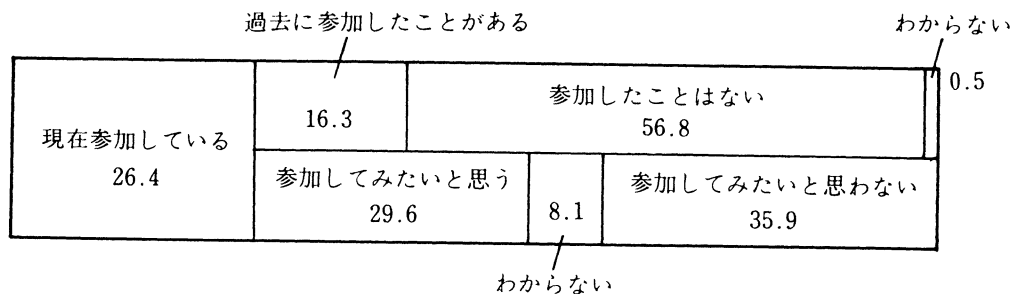
を動機とするもの（社会貢献型）とに分けられる。前者は例えば、趣味やスポーツのサークル活動、読書会、学習会等であり、中には居住地近隣のレベルを超えて、国際レベルの活動を行っているものもある。また、後者の例は、在宅のねたきり老人や障害者に対して地域住民が介護サービスを提供する活動であり、これは、ハンディキャップを有する人たちが、できる限り住みなれた生活環境の中で、普通の人に混じって日常生活を送ることを可能にする上で、家族や公的部門の役割を補完するものである。この

ような、人々の協働を通じて、個人ではできないことを、地域全体で達成するための活動は、安心して生活できる暮らしやすい社会を形成していく上で、貴重な役割が期待されている。

しかし、総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」（昭和60年）によれば、現在、何らかの社会参加活動に参加している人は全体の26%であるが、社会貢献型の活動に参加している人は、福祉の分野で1.3%、生活環境改善の分野で1.2%、健康・医療の分野で0.5%と著しく少ない。一方、参加欲求を持

図 I-27 社会参加活動への参加経験及び参加の意向

(単位：%)



(注)「参加の意向」は「過去に参加したことがある」と「参加したことはない」、「わからない」と答えた人について、それぞれ聞いた。

(出典)総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)

表 I-12 現在参加している社会参加活動の分野

	該当者数	趣味・文化	スポーツ	教育・学習	健康・医療	福祉	生活環境改善	消費生活改善	活動分野は特定しない	その他	計
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総数	621	37.2	34.6	5.3	1.8	4.8	4.5	2.9	4.3	4.5	100.0
[性]											
男	280	26.8	47.5	2.9	0.7	3.9	6.8	1.1	6.1	4.3	100.0
女	341	45.7	24.0	7.3	2.6	5.6	2.6	4.4	2.9	4.7	100.0
[年齢]											
20～29歳	65	27.7	47.7	4.6	—	4.6	4.6	4.6	3.1	3.1	100.0
30～39歳	161	26.7	46.0	6.8	3.1	1.2	4.3	5.6	4.3	1.9	100.0
40～49歳	148	39.2	37.2	2.0	0.7	5.4	4.7	1.4	4.7	4.7	100.0
50～59歳	108	49.1	21.3	6.5	3.7	3.7	4.6	1.9	3.7	5.6	100.0
60～69歳	99	43.4	19.2	6.1	1.0	9.1	4.0	2.0	6.1	9.1	100.0
70歳以上	40	40.0	32.5	7.5	—	10.0	5.0	—	2.5	2.5	100.0

(注)「現在、社会参加活動に参加している」と答えた人(全体の26.4%)に対する割合
(出典)総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)

長寿社会の構図

ちつつも、諸般の事情で現実に参加できていないとする人は、30%にもものぼっている（図I-27、表I-12）。

社会参加活動は、国民の生涯学習に対するニーズに応えるという面もあり、また地域の文化の向上にも寄与するものであるが、個人にとっても、社会にとっても有意義なこのような活動が十分に活性化していないのは、第一に、活動に必要な時間が取れないこと、第二に、こうした活動の意義と役割についての普及が十分でないこと、第三に、活動の拠点、人材等に関する情報などの活動を行うことを可能とする基盤的条件が十分に整備されていないことにより、これらへの対応が求められている（表I-13、14、15）。

（注）当審議会総合政策部会報告（「自主的社会参加活動の意義と役割」、昭和58年10月）は、こうした活動に焦点を当て、政府部門及び市場部門（企業等）よりなるフォーマル部門に対して、それ以外

の地域、家庭、グループ・サークル、団体等において形成されるインフォーマル部門において、同一の目的を有する人々が自主的に参加し、集団で行っている自主的社会参加活動について、その意義と役割を明らかにするとともに、その活性化の必要性を指摘している。

同報告は、自主社会参加活動の意義として、参加する個人にとって、活動欲求の充足及び人間関係欲求の充足という二つの面で精神的充実感を高めること、社会全体の見地からと、協働により生活の向上を図るなど社会全体の創造性の増進に寄与し、連帯感のある社会を形成することにより、安心して暮らしやすい安定した社会を構築することをあげている。

活動の内容は、①趣味、スポーツ、文化、②教育・学習、③健康・医療、④福祉、⑤生活環境改善、⑥消費生活改善の分野に大別される。

表 I-13 現在参加している人が社会参加活動に参加して困ったこと・不満なこと

複数回答

	該 当 者 数	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	計
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	621	20.0	6.0	4.8	3.2	9.8	9.7	2.9	4.8	1.6	56.8	0.6	120.3	
〔性〕														
男	280	23.6	6.1	5.4	3.9	15.7	11.4	3.9	6.8	2.1	47.9	0.7	127.5	
女	341	17.0	5.9	4.4	2.6	5.0	8.2	2.1	3.2	1.2	64.2	0.6	114.4	
〔年齢〕														
20～29歳	65	30.8	6.2	13.8	4.6	13.8	12.3	4.6	9.2	1.5	40.0	—	136.9	
30～39歳	161	24.2	3.1	3.7	5.0	13.7	8.1	1.9	4.3	—	52.2	—	116.1	
40～49歳	148	25.0	7.4	2.7	3.4	8.1	10.8	2.0	5.4	2.0	54.7	0.7	122.3	
50～59歳	108	13.0	6.5	5.6	2.8	10.2	9.3	2.8	1.9	1.9	63.0	1.9	118.5	
60～69歳	99	12.1	9.1	4.0	1.0	3.0	8.1	5.1	4.0	4.0	63.6	1.0	115.2	
70歳以上	40	5.0	2.5	2.5	—	10.0	2.5	2.5	7.5	—	77.5	—	120.0	

（注）「現在、社会参加活動に参加している」と答えた人（全体の26.4%）に対する割合
（出典）総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」（昭和60年）

表 I-14 過去に参加したことのある人が社会参加活動に参加して困ったこと・不満だったこと 複数回答

	該 当 者 数	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 上 の 人 間 関 係 が わ ず ら わ し い	大 き い 経 済 的 な 負 担 が	身 体 的 ・ 精 神 的 な 負 担 が 大 き い	活 動 に 必 要 な 場 所 を 確 保 す る こ と が 困 難 で あ る	活 動 に 必 要 な 指 導 者 や 仲 間 が 不 足 し て い る	活 動 に 関 す る 情 報 が 不 足 し て い る	他 の 団 体 と の 情 報 交 換 ・ 交 流 が 不 足 し て い る	そ の 他	特 に な い	わ か ら な い	計
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
総 数	385	24.9	11.2	8.6	7.0	8.8	10.6	2.1	4.2	1.0	44.9	0.8	124.2
〔性〕													
男	148	25.0	10.8	11.5	8.1	15.5	12.2	1.4	5.4	0.7	38.5	1.4	130.4
女	237	24.9	11.4	6.8	6.3	4.6	9.7	2.5	3.4	1.3	48.9	0.4	120.3
〔年齢〕													
20～29歳	46	26.1	13.0	15.2	6.5	8.7	15.2	2.2	10.9	—	34.8	—	132.6
30～39歳	103	29.1	10.7	4.9	4.9	7.8	11.7	2.9	2.9	1.0	40.8	1.9	118.4
40～49歳	107	29.9	11.2	11.2	8.4	13.1	10.3	0.9	2.8	0.9	42.1	—	130.8
50～59歳	67	26.9	11.9	4.5	6.0	6.0	11.9	3.0	6.0	3.0	46.3	1.5	126.9
60～69歳	33	6.1	9.1	15.2	12.1	6.1	3.0	—	3.0	—	63.6	—	118.2
70歳以上	29	6.9	10.3	3.4	6.9	6.9	6.9	3.4	—	—	62.1	—	106.9

(注) 「過去に社会参加活動に参加したことがある」と答えた人(全体の16.3%)に対する割合
(出典) 総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)

表 I-15 社会参加活動に参加しなかった理由

複数回答

	該 当 者 数	社 会 参 加 活 動 を 知 ら な か つ た こ と が あ る	活 動 に 必 要 な 時 間 が 足 り な い	活 動 に 必 要 な 場 所 を 確 保 す る こ と が 困 難 で あ る	活 動 に 必 要 な 指 導 者 や 仲 間 が 不 足 し て い る	活 動 に 関 す る 情 報 が 不 足 し て い る	他 の 団 体 と の 情 報 交 換 ・ 交 流 が 不 足 し て い る	そ の 他	特 に 理 由 は な い	わ か ら な い	計				
	人	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%				
総 数	1350	4.1	6.8	51.9	5.9	11.0	4.7	1.7	11.2	11.3	10.4	4.1	13.4	1.0	137.4
〔性〕															
男	604	3.3	6.3	54.8	6.6	9.3	4.1	0.5	10.9	12.7	9.8	2.8	13.2	1.0	135.4
女	746	4.8	7.2	49.6	5.2	12.3	5.1	2.7	11.4	10.2	10.9	5.1	13.5	0.9	139.0
〔年齢〕															
20～29歳	193	5.7	11.9	47.2	8.8	15.0	10.9	2.1	9.8	19.2	1.6	5.2	12.4	1.6	151.3
30～39歳	291	3.8	10.7	57.7	6.2	11.7	5.5	1.4	10.3	10.0	4.1	3.1	12.0	—	136.4
40～49歳	283	3.2	4.6	62.9	6.0	9.5	2.5	2.5	13.8	10.6	6.0	1.8	10.6	1.1	135.0
50～59歳	279	5.4	5.7	58.1	3.6	10.8	2.9	1.4	12.2	7.5	8.2	5.7	13.3	1.4	136.2
60～69歳	212	2.8	4.2	38.7	4.7	11.8	4.2	1.9	9.4	13.2	22.6	4.7	18.4	0.9	137.7
70歳以上	92	4.3	—	21.7	7.6	3.3	2.2	—	9.8	8.7	40.2	5.4	17.4	1.1	121.7

(注) 「社会参加活動に参加したことがない」、「わからない」と答えた人(全体の57.3%)に対する割合
(出典) 総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)

第 部 21世紀への選択

1. 活力とゆとりある社会をめざして

第 部では、人生80年時代が到来したことにより国民生活に大きな変化が生じていること、そして、こうした変化は人生50年時代に構築された経済社会システムが問題を拡大する形で関わっている面もあることなどを指摘した。こうしたことから、現在の経済社会システムを再構築することが必要になっているが、我が国の高齢化の速度等を考えると、21世紀初頭までに再構築を行うことが急務となっている。

この第 部では、まず、今後の経済社会全体の方向とめざすべき社会像を明らかにし、次に、その社会像に沿って経済社会システムの再構築の基本的な条件を考えることとする。

(1) 人生80年時代の社会像

人生80年時代の我が国の社会がどのような姿になるかは、国民の価値観・意識や個人のあり方、家庭や職業生活の変化等により大きく変わる。以下は、これまでの動向を踏まえた上で、21世紀初頭の社会像を示すものである。

これまでの変化

ア 国民生活と生活意識

明治期以降我が国は欧米先進国の水準に到達することを目標としてきた。とりわけ、戦後においては、経済面でも国民生活の面でも、豊かな物質文明をもつ米国の生活スタイルを始め欧米へのキャッチアップをめざした。昭和30年代後半からの経済の高度成長やその後の安定成長への移行を果たした我が国は、現在、経済面を中心に国際的にも極めて大きな影響力をもち、また、国民生活においても豊かな消費生活を享受するに至っている。

この間、我々の生活意識や生活の重点も大きく変わってきている。高度成長期には、重点を職業生活におく生活パターンがかなり一般的なものであったが、生活水準が向上していく中で、マイホーム主義など生活のゆとりを重視する志向が生じた。現在は、価値観等の多様化を反映して、職業

生活中心の生活パターンの人々・仕事と家庭・余暇の両立を重視する人々、そして家庭・余暇を重視する人々と、三分している状況にある(図 - 1)。

このような生活の重点に関する変化の背景として、個人のあり方が変化したことをあげることができよう。すなわち・高度成長期には、人々の仕事中心の姿勢を反映して、個人のあり方は、職場集団や会社中心のあり方が一般的であり、個人は自分の利害よりも組織・集団の利害を優先する姿勢を強めていたと考えられる。しかし、その後、物質的な豊かさが増し「勤労が必ずしも全てではない」など多様な考え方が広まる中で、個人主義的傾向や自己実現欲求の強まりをみた。また、こうした状況の背後には、社会の複雑化、管理化が進む中で個人がアイデンティティを確かめたいという欲求や安らぎ感を得たいという欲求の強まったことなども関係していよう。「物から心へ」という志向は、このような時代の流れの中で生まれ、精神的・文化的な豊かさへの志向も定着しつつある。また、これに伴い、自由時間選好も強まりつつある。

こうした生活意識の変化は女性の生き方にも大きく反映しており、家庭にあっても自らの生き方を見出そうという姿勢を強めており、一方、「男は外で仕事・女は内で家事」というこれまでの男女役割分担意識は、若い世代を中心に、家事の男女協働を当然とする方向で変化しつつある。

イ 職業生活

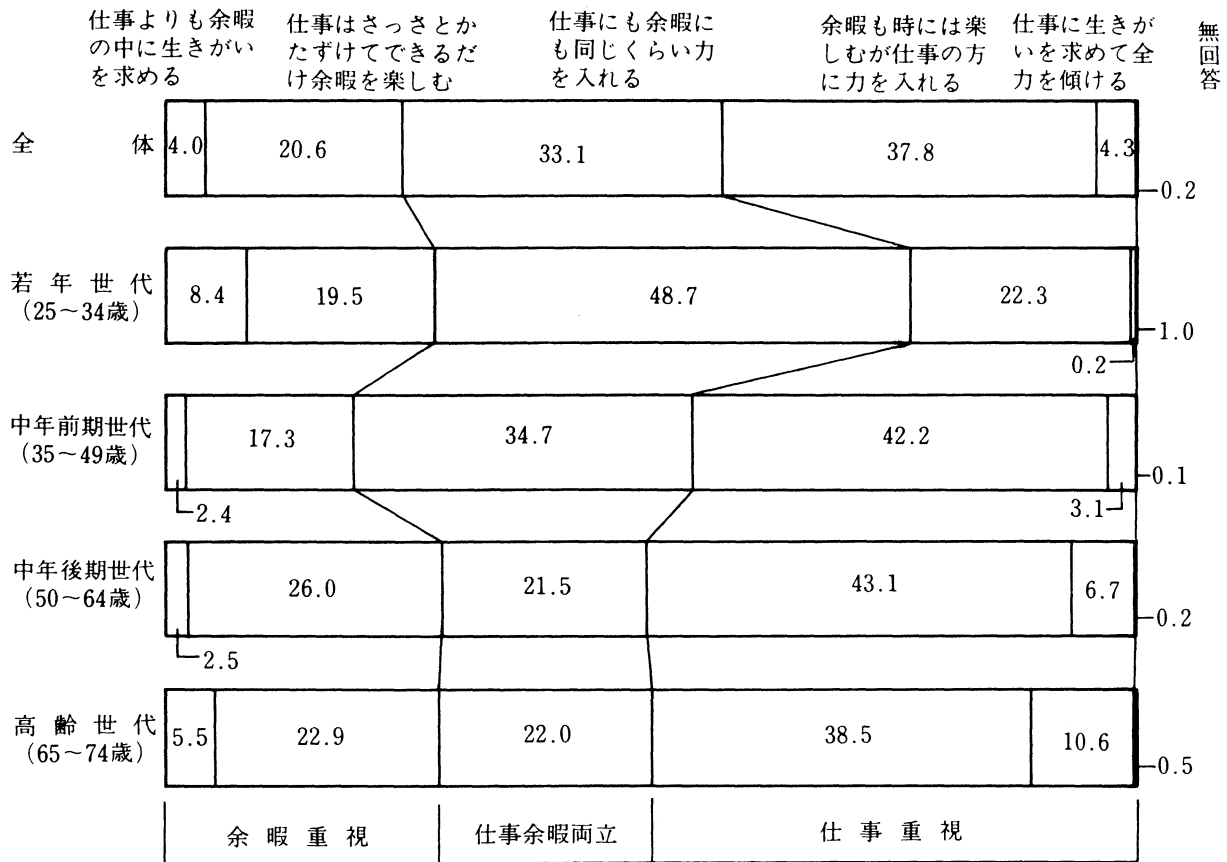
人々の仕事に対する取組みの姿については上に述べた通りであるが、経済発展を通じて産業構造の高度化が進展したのと並行して、就業構造面でも、その中心は第二次産業、そして昭和50年代に入ってから第三次産業へと変化しており、この間、雇用者比率も昭和35年の53%から60年には74%へと大きく増加するなど、日本の社会は雇用者化したといえよう。また、経済活動の場も海外へと拡がり、欧米を始め世界各地と結びつきを一層深めている。

図 II-1 仕事と余暇のあり方

〔問〕 仕事と余暇のあり方についていろいろな意見があります。

あなたはどれがもっとも望ましいと思いますか。

(年齢別, 単位%)



(出典) 経済企画庁「昭和60年度国民生活選好度調査」

職業生活面では、このような産業社会の高度化と国際化の進展につれて、職業能力として行動力や創造力が重視されるようになってきている。また、仕事への取組みを世代別にみると、企業内で管理的立場にあること等を反映して、特に中年期の人々に仕事を重視する人々が多いという実態となっている(表II-1)。このほか、最近では、経済のサービス化が進展する中で、専門職等への女性の進出、家庭婦人のパートタイム就業の増加など女性の職場進出が進んでいる。

ウ 家庭

家庭については、戦後新しい理想像を探る段階から出発し、その後、核家族化の進行により世帯の小規模化が進んできている。また、最近では、

高齢の単独世帯の増加も顕著である。このような流れの中で、現在、家庭は、主として消費・未成年子の養育・家族の情緒的交流の場として機能しているが、世帯の小規模化のために、これまで家庭が担っていた生活文化の世代間伝承や老親介護等の機能は大きく低下している。

以上の状況を踏まえると、現在の家族の問題としては、第一に、核家族世帯の比率が高いことから家庭内外の急激な変化への対応力や余裕が乏しい構造になっている点である。例えば、家族に万一の場合が生じたときや老親の介護が必要になったときにかなりの困難が生じていることを指摘できよう。第二に、家族の規模が小さく、特に、孤立している場合、日常生活に多くの困難が生じ、

長寿社会の構図

表 II-1 仕事と余暇のあり方

	問 仕事と余暇のあり方について、どれがもっとも望ましいと思いますか。						
	合計	余暇の中に生きがいを求める	できるだけ余暇を楽しむ	仕事と余暇、同じくらい力を入れる	仕事の方に力を入れる	仕事に生きがいを求めて全力を傾ける	無回答
合計	2,375 100.0	96 4.0	490 20.6	785 33.1	898 37.8	102 4.3	4 0.2
男性計	1,238 52.1	4.1 53.1	17.2 43.5	31.1 49.0	42.1 58.0	5.5 66.7	— —
25～29歳	107 4.5	13.1 14.6	12.1 2.7	46.7 6.4	27.1 3.2	0.9 1.0	— —
30～34歳	138 5.8	5.1 7.3	20.3 5.7	50.0 8.8	22.5 3.5	2.2 2.9	— —
35～39歳	192 8.1	3.6 7.3	14.1 5.5	42.2 10.3	38.0 8.1	2.1 3.9	— —
40～44歳	170 7.5	3.4 6.3	18.4 6.7	28.5 6.5	46.9 9.4	2.8 4.9	— —
45～49歳	140 5.9	1.4 2.1	12.9 3.7	23.6 4.2	52.1 8.1	10.0 13.7	— —
50～54歳	137 5.8	3.6 5.2	16.8 4.7	20.4 3.6	51.8 7.9	7.3 9.8	— —
55～59歳	97 4.1	2.1 2.1	18.6 3.7	26.8 3.3	48.5 5.2	4.1 3.9	— —
60～64歳	117 4.9	2.6 3.1	24.8 5.9	14.5 2.2	47.9 6.2	10.3 11.8	— —
65～69歳	77 3.2	1.3 1.0	16.9 2.7	22.1 2.2	49.4 4.2	10.4 7.8	— —
70～74歳	54 2.3	7.4 4.2	20.4 2.2	24.1 1.7	35.2 2.1	13.0 6.9	— —
女性計	1,137 47.9	4.0 46.9	24.4 56.5	36.2 51.0	33.2 42.0	3.0 33.3	0.4 100.0
25～29歳	116 4.9	11.2 13.5	27.6 6.5	44.0 6.5	17.2 2.2	— —	— —
30～34歳	163 6.9	6.1 10.4	17.8 5.9	52.1 10.8	22.7 4.1	0.6 1.0	0.6 25.0
35～39歳	186 7.8	2.7 5.2	20.4 7.8	40.9 9.7	34.9 7.2	1.1 2.0	— —
40～44歳	171 7.2	2.3 4.2	16.4 5.7	36.8 8.0	42.7 8.1	1.2 2.0	0.6 25.0
45～49歳	127 5.3	— —	22.0 5.7	32.3 5.2	42.5 6.0	3.1 3.9	— —
50～54歳	126 5.3	1.6 2.1	30.2 7.8	23.0 3.7	42.1 5.9	3.2 3.9	— —
55～59歳	87 3.7	2.3 2.1	35.6 6.3	23.0 2.5	32.2 3.1	5.7 4.9	1.1 25.0
60～64歳	74 3.1	2.7 2.1	36.5 5.5	23.0 2.2	27.0 2.2	10.8 7.8	— —
65～69歳	47 2.0	10.6 5.2	25.5 2.4	19.1 1.1	31.9 1.7	12.8 5.9	— —
70～74歳	40 1.7	5.0 2.1	35.0 2.9	22.5 1.1	30.0 1.3	5.0 2.0	2.5 25.0

(出典) 経済企画庁「昭和60年度国民生活選好度調査」

さらに、子供への影響も懸念されるという点である。老親世代との交流がなく昔からの生活の知恵が伝えられていないために些細な事で悩むという例が増加している。また、子供にとっても、様々な考え方を有する異なる年齢・間柄、立場の人々との身近な交流が乏しい場合には、人々との意思疎通に悩み、また、ハンディキャップをもつ人々の気持が理解できない等の支障を生じよう。こうしたことが、子供へのしつけの面にも反映して、「いじめ」や校内暴力を誘発し、あるいは受験競争の中で追い込まれてしまう精神的な弱さにもつながっているのではないかと危惧される。さらに、親世代も、しつけ等について確固とした自信を欠くことが多いため学校に頼る傾向がみられ、混乱を増幅しているという状況があると考えられる。

エ 地域

地域については、戦後、旧来の地域共同体の機能が弱まり、特に高度成長期に人口の流入が続いた大都市地域を中心に、人間関係の希薄化が大きな問題となった。しかし、その後昭和50年代に入って、定住化が進み、また都市内においても多くの自治体が地域コミュニティの活性化に乗り出すなどにより、新しい地域意識が生まれることが期待されている。このような中で、最近、趣味・文化など個人的楽しみ追求から福祉ボランティアなどの地域に共通の利益をもたらす目的のものまで、様々な活動目的をもつ自主的なグループ、サークルが各地で増えており注目される。こうした新しいグループ等が、町内会など旧来の地域組織とともに、地域の中の人々の結びつきの結節点となり、市民らしい生活に向かって大きな役割を果たすことが期待されている。

また、こうした居住地を中心とするネットワークのほか、最近では、大都市の中の歴史的、文化的に個性的な環境をもつ地域を中心に、ユニークな文化や風俗が生まれ出される等これまでにない情報発信機能をもつ空間が生まれてきており、新しい変化といえよう。

めざすべき社会像

戦後を振り返ると、物質的に豊かになったと同時に、その間の経済社会や国民生活の変貌は極めて大きく、また、予想もしなかった影響が人々の考え方や様々な社会集団の姿に及んでいる。恐らく我が国

経済社会の今後の変化は、一層複雑かつめまぐるしさを増し、客観的な予測は必ずしも容易ではないが、人生80年時代の経済的・社会的システムを設計するために、まず、基本的方向としてめざすべき社会像を示すことにする。

ア 主な潮流

21世紀初頭においては、家庭が社会の基礎的かつ最小の集団として現在と同様の役割と機能を果たしているであろうこと、また、職場が所得を得る場であると同時に個人にとって自己実現の場としても重要であることも、恐らく変化しないであろう。

個人のあり方については、個人主義的な傾向を強くもつ人々と従来の職場集団を重視する人々からなるだろうが、平均像として描けば、全体としては、個人主義的な傾向を強めるものの、基本的には、理を通すより人間関係を大切に、問題解決に際して調和を尊重する日本人の基本的な国民性は大きく変化しないと考えられる。また、社会自体の複雑化に伴う煩わしさやコスト増等を契機として過剰な利便性に疑問をもつ等により、自分のできることは自分でやるという考え方が強まり、自分の人生は自分で設計し自ら困難を乗り越え人生をエンジョイする、という形で個人の自立が重視されるとともに、高齢者などが身近に増えてくるにつれて、そうした人々を支えようという、自立を支えるものとしての連帯の意識が社会全体に広まることが期待される。なお、仮に個人主義的傾向が行きすぎて利己主義が社会全体に反映することになるならば、家庭、職場、地域のいずれにおいても人々のつながりは緩くなり、我が国社会が経験したことのない事態が到来するおそれもある。

また、人々の社会との関わり方については、家庭と職場以外の、例えば趣味に関する横断的なグループにも多くの人々が参加するなど多様な形態をとると考えられる。また、そのような場合は、職場や家庭とは質の異なる自己実現の場になると考えられる。すなわち、人々は、それぞれ家庭や職場集団のメンバーとして役割を果たすだけでなく、ある人は職業上の専門と関わりのない分野の課題に学術的な興味をもって個人研究を行い横断的な集いに加わり、また、ある人は社会貢献を目的として地域のボランティア活動に参加する等、それ

それに独自の生きがいを見出し様々な場で追求するという状況が期待される。しかも、さらに理想的な展開を想定すれば、そのような個人活動を契機に形成される小集団・多くは民間非営利団体が一が社会的には大きな影響力をもつという構図が期待される。

さらに、情報通信システムの発展や交流の活発化等によって、日本人は全体として、より開かれた国際感覚を身につけ、現在よりも増加する海外生活経験者等の中には、欧米を始めとする諸外国の人々と、例えば家族ぐるみの形でプライベートな面でも親交を深める人々が増えよう。

主な潮流としては、以上の多くを含むこととなるが、経済社会の活力の維持という観点からの個々人や様々な社会集団の役割と貢献が重視されよう。また、同様の観点から、各人の多様な個性の尊重とそれを通じてもたらされる創造的な活動も重視されよう。

以上のようなイメージを概括すれば、活発な国際交流の進展を背景に、個人のあり方は、確固たる自立とそれを前提とした連帯を重視した個人主義として定着し、また社会は、個々人の個性を尊重した多元的な連帯社会として大きな活力をもった姿となることが期待される。

イ 家庭

家庭については、今後も世帯規模の小型化が見込まれ、また、家庭の女性の眼も一層社会に向けて開かれていくと考えられることなどから、子供の養育や老親介護など従来家庭が担ってきた機能の一層の低下を懸念する見方がある。また校内暴力等の背景にあると想像される家庭の教育面での迷いなども、状況の好転や解消などのめどが立たないという見方も出ている。このように考えると、現在のところ欧米に比べかなり良好な状態にあるとはいえ、我が国の将来の家庭や家族関係には心配な面があるといえよう。

家庭の問題は基本的には私的な領域の問題であり、公的な介入は極力避けるべき分野であろうが、将来の社会の基礎に関わる問題であることから、公的部門としても、家庭が、人々の期待する機能や役割を取り戻し得るよう対応していくことは当然である。こうした見地から必要なことは、第一に、家族の一人一人が家庭における自分の役割と

立場をしっかりと自覚することである。父親、母親を始めそれぞれがお互いに自分連の家庭をどう設計し運営していくのかについて十分な意思疎通を行った上、責任をもって実行する態度をもつことが大事である。第二に、脆弱な構造になっている家庭の構造と機能を回復させることである。例えば、各家庭に対して、孤立しないよう親族や友人、地域などにおいて様々なコミュニケーションをもつよう促すことであろう。具体的には、三世代同居や近隣居に対応する住宅面での条件整備や、ハンディキャップをもつ人々やその家庭に対する地域レベルでの支援体制の確立と強化などである。このほか、現在社会全体を覆っている「カネ万能」の風潮の是正等も、家庭に関する課題に取り組む上で重要である。

以上のような対応が行われれば、「家庭の危機」に直面することはないと考えられる。すなわち、むしろ、個人生活の重視等価値観の変化、自由時間選好の強まり、長男長女時代の到来を反映して家庭への回帰が強まり、個々の家庭において生活スタイルの個性化が進むと考えられる。また、国際的にも人々の移動が拡大する中で、家族形態自体が多様化するものの、家族の結びつきのために、交通・通信手段が活発に利用されるとともに、三世代同居や近居、隣居など家族のライフステージに対応した家族形態の柔軟化がめざされ、家族単位の余暇や扶養が行われる等、家庭の機能が再び充実に向かっていくことが期待される。

人々にとって人生80年時代が真に幸福な時代となるためには、家庭が健全に機能していることが重要な条件であると考えられる。

ウ 職業生活

従来職場は、就業の場であるとともに、交際、娯楽、福利厚生から家族のレジャーに至るまで、多くの付随的な役割を果たしてきているが、価値観が多様化する中で、職場のもつこうした付随的な役割への期待は次第に弱まる傾向にあるといえよう。こうした動きは、職場を就業の場として純化させるとともに、一方で、企業への忠誠心が薄れ、従来勤勉で良質な労働力を育ててきた土壌が変質していくおそれもある。

全体の方向としては、個々人の能力や適性それ自体に注目した、労働力の育成方法が求められて

いこう。

一方、企業全体の環境はかなり厳しいものになると考えられる。技術革新の進展、情報化の進展、そして我が国の一層の国際化の進展、特に新興工業諸国（Nics）の追上げ等の中で、企業活動は業際を超えて幅広く展開され、企業間競争は現在以上に激しいものとなる。このような企業活動に対し、人々は、職業生活をより重視する生活パターンを選ぶ人々・家庭や余暇も重視し定住との両立を考慮する人等幾つかのパターンに分かれよう。前者は、企業活動の空間的な広がりがますます拡大することに対して積極的に活動する人々であろうし、後者は、例えば地方圏など一定の地域的な広がりの中で企業活動を担う人々というような位置づけもあり、人々のこうした動きに対する企業の対応も進もう。

こうした中で、職業生活では、全体として創造力が重視され、また、個性の発揮が尊重されよう。多くの人々は、職業生活の中でも自らの個性を反映させながら、達成感を求めていくと期待される。

また、仕事が自らの個性に合っていること等が重視されるため、転職に対する抵抗感が弱まるなど、職業生活におけるモビリティが全体として高まると考えられる。

さらに、21世紀初頭における高齢者の就業のあり方を考えると、情報伝達システムの高度化による在宅勤務など新たな技術進歩の成果が生かされるとともに、発展途上国等における技術援助に参加するなど、高齢者のもつ経験や技能を生かす場が広がることが期待される。このような中で、人々の就業形態自体も多様化し、賃金体系は職場・仕事の種類に応じた職務遂行能力中心の体系へと更に変化し、能力主義の色彩が強まっていくものと考えられる。

エ 地域

人々は、社会の複雑化の中で、これまで以上に人間的な営みや温かみのあるコミュニケーションを大切にしていよう。このため、精神的、文化的な豊かさが感じられる活動や、あるいはボランティア活動などの社会に貢献する活動などに力を入れようとする人々が増えよう。すなわち、家庭を重視するとともに、音楽、絵画、映像などの文化活動や趣味等を通じて、他の人々と交流を深める

人々も増えようし、また、地域の人々のためになる活動に参加する人々も増えよう。

先に述べたように、21世紀に向かって、個人は自立と連帯を大切にし、家庭自体も、周囲の人々とコミュニケーションをもち、また、その機能を充実していることが期待されるが、これらと相まって、地域においても、人々の結びつきを強める方向での努力の積重ねが必要であろう。

(2) 人生80年時代の生涯生活像

我々は、以上のような社会像の実現をめざすべきであると考え、そのような社会の中で展開される、人生80年時代の国民の生涯にわたる生活像はどのような姿になるであろうか。

以下では、このような観点から、ライフステージ毎に国民生活像を示している。ただし、人々の考え方や生活は多様であることから、ここでは、就業人口全体の7割を超える雇用者を念頭においている。

なお、以下では、国民生活の安全・安定・向上を確保する基礎的な条件が確保されていることを前提としている。

青年期（18歳～29歳）

生涯学習体制が整備される中で、高等教育を受ける時期の柔軟化も進むと考えられる。医師など専門的な知識と技術を体系的に習得することが必要な特定の職業をめざす人々を始めとして、20歳代前半までに高等教育を受ける人々は少なくないと思われるが、そのような人々のほかに、例えば大学に進学する前の数年間社会人として生活するなど、高等教育を、受ける時期を自由に位置づける人々もある程度増加すると考えられる。また、個人の自立が社会的にも重視されるため、現在親が負担している高等教育費について、子供自らが負担し得る途も広げられよう。在学生活の中で多少とも勤労を経験することが一般化していると考えられる。

20歳代は、若年人口比率の低下に伴って社会的な期待が高まる。この層は、世代全体の中では個人主義的な性格が強く、自らの個性等を重視する世代であることから、仕事に対して自己実現の対象として取り組む姿勢が強いとも考えられる。したがって、企業もインセンティブの確保等に一層配慮することが求められる。また、適職を求めての転職に対しては社会はむしろ理解を示すと考えられるが、とりわ

け青年層の人々は、転職が容易なことから、自らの適性等に合致した職業を求めて積極的に新たな職業に挑戦するなど、職業生活におけるモビリティを高める。

さらに、国際協力に対する理解が社会全体に広まる中で、企業に勤める人々も、キャリアを継続しつつ、発展途上国等に赴き援助活動等に参加するといった国民レベルの活動が広がっていると期待される。

女性については、上に述べたことに加え、この時期の後半が結婚、出産、子育てを迎える時期に当たり、仕事と家庭の両立が重要な条件となってくる。社会的には、女性の能力活用の必要性が高まり、また、女性の感性が大きな役割を果たす等の職種も増えることを背景として、職業生活を続ける女性が増えていよう。もちろん、女性も多様な生活パターンを選択すると考えられ、再び職場に復帰できるシステムの中で、子育て等を積極的に評価し、結婚、出産を機に一度家庭に入ることを選択する女性も多いと考えられる。

自由時間の過ごし方も、レジャー活動だけでなく、音楽や絵画など個人生活を知的、文化的に豊かにする活動やボランティア活動など社会に貢献する活動にも向けられよう。

中年前期（30歳～49歳）

この層の人々は、現在と同様に、企業活動を支える中堅であり、企業間競争の激化の中で一層責任と役割が大きくなるとともに、40歳代に入ってから高齢期に向けて対応を始める人々も現れよう。職業生活面では、責任ある立場につくにつれ仕事の面白さを知り、家庭生活以上に傾斜するものの、家庭でもコミュニケーションを大切にする。このため、この層の人々も、自由時間のある程度の拡大を望み、企業も完全週休二日制や有給休暇消化の促進等を中心に引き続き自由時間の拡大に取り組んでいると期待される。自由時間の過ごし方は、現在多数を占める休息型やレジャー型・健康増進型などのほか、仕事とは別に学術的な研究に取り組み、あるいは、地域で福祉ボランティアとして活動するなど多様化していることが期待される。また、技術の陳腐化が速く、職業能力のリフレッシュがとりわけ重要な高度・特殊な分野の技術者や研究者等向けには、長期有給休暇制度も導入されよう。例えば、一定期間企業活動から離れ、あらためて高等教育を受けたり、

長期に海外旅行するなどにより、職業能力の向上やリフレッシュが行われよう。

なお、40歳代において、60歳代前半以降をにらんだ職業能力開発等のプログラムが開始され、また、中には、企業と関わりなく、自らの能力に合った新しい職業生活に挑戦しようとする人々も現れよう。

また、家庭でも、上に述べたように、子供の成長期に当たることから、家事や育児に多忙であると同時に、家族とのコミュニケーションを大切にする。子育て後の女性は、社会での能力発揮や他の人々とのコミュニケーションを求めて、従前の職場に復帰する等再びキャリア形成を始めたり、パートタイマーとして就業する等職業生活に戻り、また、社会参加活動に加わるなど、多様な形で社会に再進出することが現在よりも広まる。特に、長男長女時代の中で住宅の継承がスムーズに進み、また、教育費負担等も緩和されているならば、家計補助のための就労の必要性は少ないという場合もあろう。そのような場合においては、むしろ、自らの楽しみを追求するだけでなく、地域のハンディキャップをもつ人々のための活動に参加する等、社会で望まれている活動や事業に力を尽くす気持ちと行動が期待される。

経済生活面では、その力の一つは住宅に置かれようが、長男長女時代の中にあると考えられることから、相続により住宅を取得する人も増加するのではないかと考えられる。また、取得のケースでも、二世帯にわたる支払制度の普及等により、それに伴う負担は現在より軽減されていよう。なお、価値観・意識の多様化の中で、一生借家で通す人々の増加も考えられる。また、子供の高等教育費についても、子供本人の負担を可能とする途が開かれることも考えられ、この点でも、この層に見られる現在の経済的余裕感の乏しさは緩和されよう。

中年後期（50歳～64歳）

この時期の人々は、職業生活上の分岐点に行き当たり、自ら厳しい選択に臨まなければならない。

職業生活の面では、企業環境が大きく変化する中で、自分が長年にわたり貢献してきた企業にとどまるのかどうかまた、どのような立場で関わるのか等について自ら選択するとともに、逆に企業も、それまでの個々人の実績や取り組み姿勢等を総合的に判断し処理する等、企業の厳しい選別が行われる時期である。その結果、様々な経緯の中で、企業の将来に

携わる人々、別企業等で新たに拡大された職種につく人々、専門職にある人々などに分かれていく。ただ、定年延長や再雇用など多様な就業形態の下に、65歳まで雇用の継続が進められるシステムの中で、かなり多くの人々が最初の職業生活を終える。このように65歳程度まで仕事を続ける人々とは別に、定年を迎える前に自ら職業生活から引退し、従来から続けてきたライフワークに取り組み、あるいは、海外において技術等に関する協力活動を始める等必ずしも就業にこだわらない人々も増えてこよう。

経済生活面では、子供が独立した後はゆとりを取り戻す。老親介護に当たるケースでは、負担能力に見合う範囲で経済的負担が生じることとなろう。生活の力点も、職業生活への傾斜が依然として強い50歳代も含め、余暇生活を重視するようになっており、レジャー型、休息型のほかに文化創造型など多様な活動を展開しよう。特に、60歳代の人々の多くは、地域における世話役として、社会参加活動などに力を注ぎ、地域社会の活性化に大きく貢献していく。

④ 高齢期（65歳～）

この層の人々の多くは、65歳の時点でかなりの職業能力を備えているため、第二の職業生活の中にあるが、その後、70歳代に向かって職業生活から段階的に引退していく。しかし、引退後も、シルバーボランティアとして、あるいは発展途上国に赴き、長年培った技術の移転など海外協力活動に加わるなど、依然として行動的な人生を続ける人々も多いと考えられる。なお、経済生活面では、老後生計費の多くは年金を中心とし、これに貯蓄や資産運用益を併せて、生活を営んでいよう。

個人生活の面では、従来から続けてきた趣味や学習などに時間を費やしたり、時間に制約されない自由な旅行を行うなど、ゆとりある生活を楽しむ。家族との関係では、経済的な自立を維持しつつ、子供等と同居し、あるいは近くに住むなどの居住関係をとる、精神的な面を中心に家族との結びつきを一層強めていく。また、このような関係の中で、親世代から若い世代に生活の知恵が伝えられ、それが、生活上の様々な出来事や身の回りで起きる問題を処理し解決する上で役に立っていく。

また、社会との結びつきの面では、職業生活や個人生活の中で長年培ってきた知識、経験が、趣味等を通じて形成される交流や社会参加活動の場におい

て各世代をつなぎ、生活の知恵の外部化を進めすぎて却って不便になった社会の健全さを回復し、向上させていく上で重要な要素として大きく評価される。こうして、この層の多くは、その知識や経験等を若い世代に継承し、また、地域社会の活性化等に一層貢献していく。

さらに、以上のような社会への貢献を行っていく上で必要な健康状態を確保するために、予防サービスや身体機能の低下を補う機器やサービスの供給が社会的に進められ、人々自身も健康の保持増進のために種々の努力を行う。

このようにして、この層の人々は、家族や他の人々との結びつきやその中での自分の役割を大切にしながら、老いていく。

おそらく、医学の高度な進歩により技術的にはかなりの程度まで「延命」させることは可能となっていく。そうした事情を背景として、「尊厳ある死」について様々な追究がなされよう。

(3) 人生80年時代の経済社会システムの設計条件

人生80年時代における国民の生涯生活像は以上のように描かれるが、これを人生50年時代に形成された現在の経済社会システムの中で実現することは困難であり、80年という長い人生の各ライフステージにおいて、国民が達成感、充実感を高め、多様な生涯生活設計を行い得るようシステムの再設計を行うことが必要となっている。

その場合に、21世紀の経済社会システムの姿としては、以下の4点を備えることが設計の基本条件となる。

① 経済的負担や時間的な余裕が特定のライフステージに極端に集中し偏在することのないよう配慮され、また生涯を通じて職業生活と個人生活の両面において自己実現が可能となるよう経済社会システムであること。

この条件は、高齢者の能力、意欲の高さと高齢人口の規模を考え併せて設定されたものであり、ワークシェアリングの考え方に立つものである。すなわち、「所得の再分配から機会の拡大・再分配へ」という考え方により、意欲と能力のある高齢世代が現役として働く期間を拡大し、このことを通じて、青年層・中年層と高齢層との間で、時間・仕事・所得の再分配を行うということである。この提案は、同じ

ワークシェアリングでも、失業率の圧縮を主な目的としてヨーロッパで実施されている労働市場防衛型の発想にたつものとは異なり、むしろ、逆に働き過ぎの解消と高齢労働力の活用をセットにして扱う日本型ともいべきものである。この提案を実現していく上では、高齢層の職業能力を低下させないよう早い段階から能力開発を行うとともに、高齢層に適した職域の開発、就業形態の多様化を進めることである。また、同時に、就労することができない人々については、就労する人々とのバランスを考慮した所得保障を行うことも必要である。

この結果、改革は労働時間の短縮という対応の形をとる。すなわち、高齢者の労働供給が現在よりも増えるが、仮に労働力の需要総量が決まっている中で高齢者の雇用を確保するためには、青年層・中年層の労働時間を短縮して雇用の拡大が図られなければならない。

我が国の労働時間は、欧米先進国に比して相当長いものになっており、特に完全週休二日制の普及が遅れている。このため、今後、21世紀に向けて、完全週休二日制の普及・年次有給休暇の消化率のかなりの引上げ等により、欧米先進国並みの水準をめざすべきである。この場合、21世紀初頭の一つの姿として、年間総実労働時間1800時間程度を念頭におくことが考えられる。このようにして、個人生活において余暇活動等を通じて自己実現が可能となる生活時間構造としていくことが必要である。

さらに、第I部において世帯モデルに即して見たように、現実の国民生活は、中年期を中心に経済的負担の集中がある。このことは、基本的には個人の人生設計上の事柄であることから深く介入することは不要と考えられ、対応の基本は、むしろ国民が無理のない計画も設定し得るような選択の幅を拡大することになろうが、例えば、住宅についていえば、負担の平準化を図る等その取得を行いやすくする方策を講じていくなど、ある程度の社会的な対応を行うことと考えられる。

② 個々人が生涯において、必要とし希望する時に、教育・労働・余暇に関し、多様かつ柔軟な選択を行うことが可能となるような生活パターンを可能とするシステムであること。

この条件が必要となる背景としては、職業生活面、個人生活面それぞれに関する次のような変化がある。

まず、職業生活の面については、今後技術革新等の一層の進展に伴い、産業社会は著しく変貌し、人々は、職業能力の維持、向上に努めることが必要になる。特に、このことは、技術の陳腐化が速く職業能力のリフレッシュが重要な、高度な分野の技術者や研究者等についてあてはまる。また、個人生活の面では、家族や友人、地域の人々とのコミュニケーションを大切にする志向が強まる中で、文化的、精神的な豊かさを追求するため、音楽、絵画などの文化活動やスポーツ活動等のための時間が必要とされる。特に高齢期に、人々の結びつきの中でいきいきと生活していくためには、若い頃から継続した生きがいや趣味を持つことが大切になっていることから、こうした多様な生活パターンを可能とすることが求められよう。

このような変化を踏まえた対応の仕方としては、次のようなパターンが考えられる。

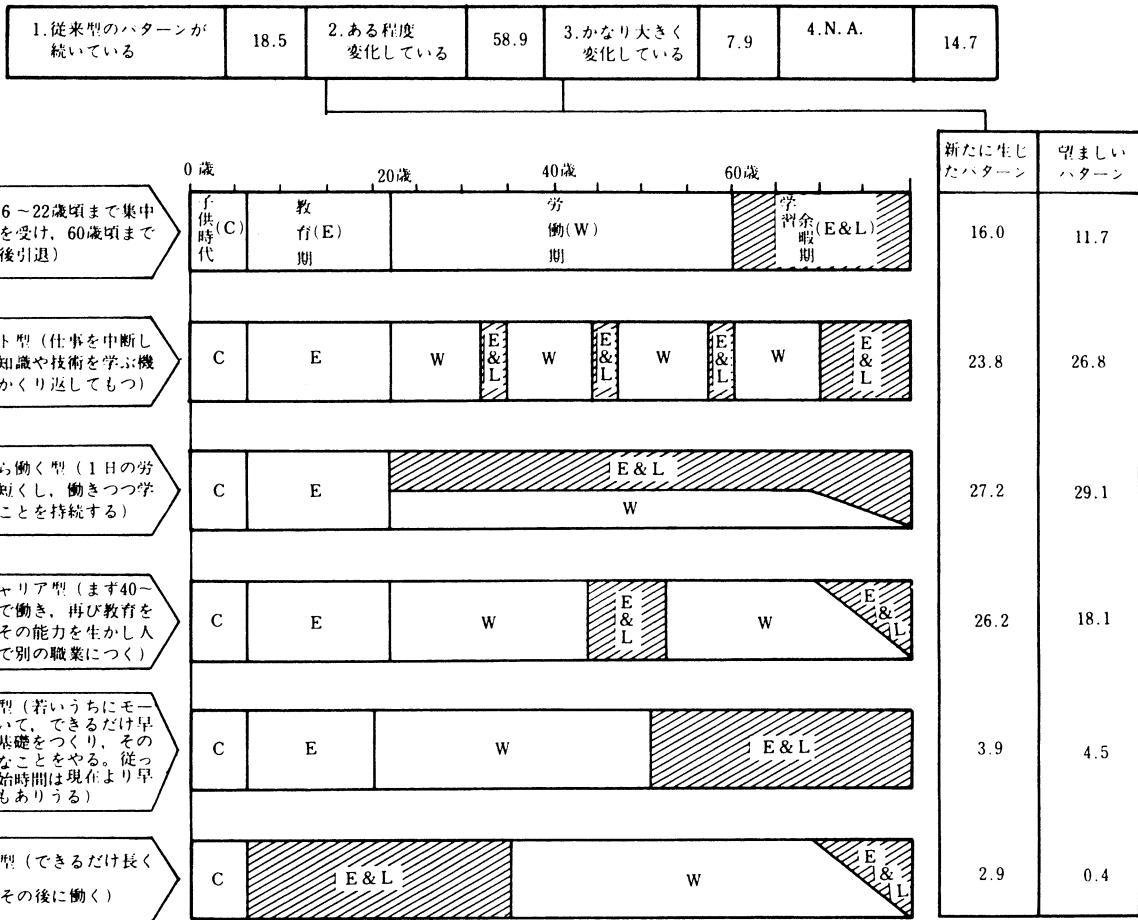
第一は、日常生活の中で、教育・学習活動や余暇活動に時間をかけやすいように、労働時間と自由時間のバランスを確保することであり、週休二日制の推進や学習の場の確保とともに、平素の生活における人々の自覚的な対応が重要である。第二は、主に、職業能力向上のための再教育・再訓練のために実施される長期有給休暇制度等であり、技術者等、特定の職域等にある人々への適用が多いと考えられる。このほか、第二の休暇制度と同様の制度であるが、目的上は職業能力向上に限定されず、したがって、海外旅行など個人のリフレッシュのためにも利用できるものがある。

また、いずれについても、教育・訓練と雇用のシステムの有機的な連携を図ることが今後極めて重要となる。

そこで、以上のような自由時間に関する様々な国民の要望をどのような形でシステムに反映させるかであるが、その一つの方法は、人々の生活観、生活様式、職業に応じたいくつかの生活パターンを用意し、必要な人々が教育・労働・余暇の活動のうち必要なものを実施できるよう、労働時間制度や休暇制度のあり方等について柔軟性をもたせることであろう。こうした見地からは、企業側と勤労者との間で十分に意見交換を行うこと等を通じて、例えば図II-2に示したパターンの幾つかを組み合わせる等、双方が納得し得る制度を設計することが重要になる。

図 II-2 従来型ライフサイクルの将来

下に、イメージとして示されている仕事や余暇、教育の配分パターンのうち、従来型のパターンは、21世紀初頭においても続いているでしょうか。



(注) 昭和60年2月下旬から3月上旬にかけて、大学、行政、労働団体、民間企業等の知識人を対象に調査した結果である。
 (出典) 経済企画庁「21世紀初頭の国民生活像に関する調査」(昭和60年3月)

③ 人々が、家族を始め知人友人や地域の人々等とコミュニケーションを大切にし、また、社会参加活動を行うなど、多様な人々との結びつきをもつことのできるシステムであること。

日常生活における余暇の重要性の増大に伴い、人々の生活の拠り所も、これまでの会社、職場集団に傾斜した姿から、家庭や地域の人々との結びつきや、さらには、多様な目的の下に形成されるグループ・サークルにまで広がり人々の社会集団への帰属の形態は多重化、多元化する。このような中で、

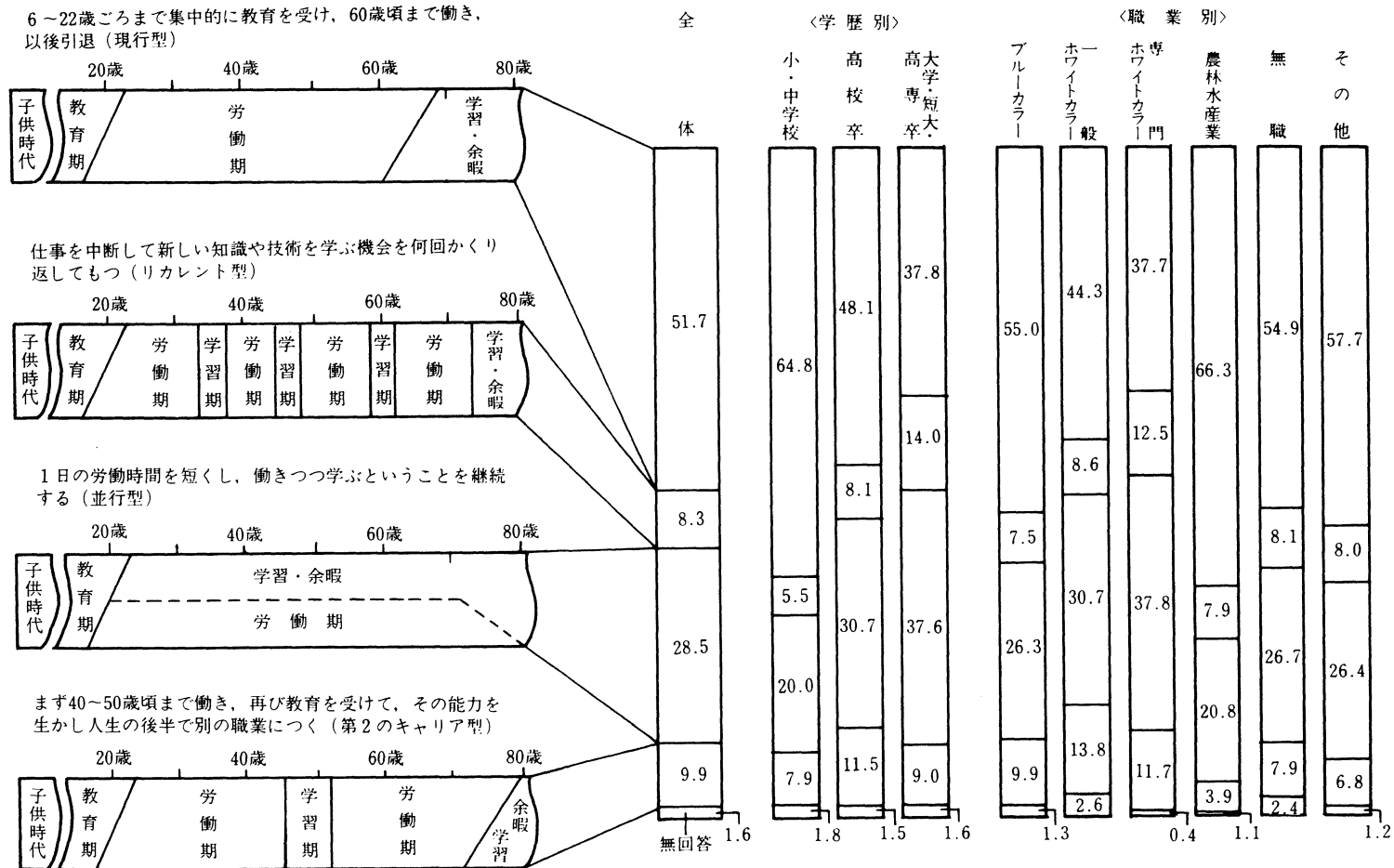
ア. 文化活動やスポーツなどの個人生活の充実をめざすもの、あるいは、ハンディキャップをも

つ高齢者や身体障害者、そしてその家族に対して支援活動を行ったり、あるいは、消費生活の向上など社会への貢献をめざすものなど、多様な分野で活発化しつつある社会参加活動が今後ますます盛んなものになると考えられる。

イ. このような活動は、個人生活の充実という観点から有意義であるばかりでなく、ひいては我が国社会の文化的活動の基盤を一層確固とし、また、社会における連帯の絆を強めることを通じて、新たな地域社会の形成につながる可能性をもつ。

図 II-3 学習とライフサイクル

〔問〕 現在私たちの人生は、青年期まで教育を受けてその後60歳前後まで仕事をし、この間に子どもを育てるのが一般的です。しかし、今後人生が長くなるにともない、仕事や学習のあり方が現在とかわったものとなってゆく可能性があります。その場合、あなた自身は次の4つのうちのどの生き方がもっとも望ましいと思いますか。 (単位%)



(注) 昭和60年11月下旬から12月上旬にかけて、一般の25～74歳の男女個人を対象とし、層化二段無作為抽出法により調査した結果である。
(出典) 経済企画庁「昭和60年度国民生活選好度調査」

したがって、個人生活を充実する上での重要な受け皿として、また、我が国社会の文化的な水準の向上や新しい地域社会の形成の重要な要素として、リーダーの育成など活動の発展を促進する環境条件の整備が求められる。

- ④ 各人の自立と家庭・職場・地域等における役割と貢献を評価し、これを促進するとともに、各人の多様な個性の尊重を通じて創造的な活動を促進する等、経済社会の活力の維持に必須の機能を備えること。

我が国社会についても、成熟化に伴って、人々の積極性が薄れ社会の活力が低下するのではないかと懸念する見方があり、そうした事態を招かぬよう、今から様々の対応を講じていく必要がある。

上記①から③の各条件もそのために有効かつ不可欠であるが、社会の活力の維持という観点からは、さらに、次のような点に重点を置いた対応を進めることが重要である。

第一は、家庭、学校、職場、地域等各々の社会集団が連携し、個人の成長過程等において、その個性を尊重し伸ばすことを重視するとともに、個人が社会の構成員として「自立と連帯」を身につけるよう促すことであろう。また、このような社会における配慮とともに、時に自然のもつ人間をはぐくむような暖かさや人間の存在を拒むような厳しさに接する機会を確保することもたくましい人間形成の上で重要である。

第二に、そのような個性豊かな人々が能力を発揮し易いような仕組みにするとともに、社会の大きな前進に結びつく可能性のある創造的な活動を最大限に尊重することが重要である。例えば、創造的な才能やオリジナルなアイデアに対する社会的な評価は、我が国の場合低いという指摘もあるが、このような点を是正することであろう。

第三に、創造的な活動を社会的に重視することの一環として時代の流れの中で目的を終えた様々なシステムのあり方を見直し、再活性化等を進めていくことである。

システムが①から③の条件を備えるとともに、機能面からも以上のような点を重視することが、経済社会システム全体の再設計を行う場合に見落としてはならないと考えられる。

2. 人生80年時代の経済社会システムのあり方

人生80年時代の国民生活を生涯を通じて豊かなものにするためには、国民生活の安全・安定・向上等に関わる基礎条件の確保が重要であり、その上で、1.(3)に示したように多様な生涯生活設計を実現可能とするための柔軟性を経済社会システムが備えることが必要である。こうした観点から、以下では、国民生活の基礎条件にあたる事項のうち各サブシステムに横断的に関わる事項について(1)において言及することとし、これを踏まえて(2)において主要なサブシステムが今後めざすべき方向を示すこととする。

(1) 人生80年時代の経済社会システムの課題

人生80年時代の国民生活を生涯を通じて豊かなものにするという認識の下にシステムの再構築を進めていく上において、国民生活の向上を図る上で欠くことのできず、かつ、各サブシステムで扱いきれない横断的な事項がある。そのような事項の主なものとして、国民生活の安全・安定・向上と国民全体を通じる公平の確保の2点があげられる。また、国際化への対応は、今後の我が国経済社会を考えると、生涯にわたる生活が国際的な広がりをもってくるとい意味で、国民生活の基礎条件といえよう。

① 国民生活の安全・安定・向上

まず、国民生活の安全・安定・向上という基礎条件の確保ということである。人生80年時代の到来に伴い、国民は、長い人生の各ライフステージのいずれにおいても、職業生活、個人生活両面で、達成感、充実感を一層高めることをめざし、そのために、各ライフステージにおける人生行事や大きな支出を伴う事柄を的確に織り込んだ生涯にわたる生活設計を行うことの重要性を一層深く認識していくことと思われるが、これら条件の確保は、そうした生涯生活設計に大きな狂いを生ぜしめることのないよう、公的部門が配慮すべき大きな政策課題である。まず、長い人生を豊かにする上で、健康は不可欠の条件であるが、近年、経済社会システムが高度化、複雑化することに伴い、心身両面にわたるストレスの増大が大きな問題になっている。また、経済社会システムの高度化、複雑化に伴う事態として、情報化の進展に伴うプライバシー侵害など、個人情報に関わる

問題も心配される。したがって、経済社会の高度化、複雑化の中にあっても、安全に社会生活が営め、また、我々の環境を人間らしい安らぎのあるものとするよう配慮していくことが必要である。

また、生涯にわたる生活設計は、長い目で見れば我々の生活は今日より明日の方が向上するということが、及び、その目標は努力が着実に積み上げられればほぼ確実に実現する、ということが前提であり、これらが大きく動揺することのないよう経済社会全体の舵とりをしていくことは重要な政策課題である。

このため、経済政策の面で、物価の安定を確保するとともに、その下で持続的な安定成長を達成していくことが今後とも強く求められる。

その際、国際的にみても高い水準に達している消費生活等の私的なフロー面に比べて立ち遅れている社会資本サービス・住宅等のストック面を重視するなど、経済発展の成果を将来にわたる国民生活の質の向上に、より積極的に活用していくことが、ひいては我が国経済の内需主導型成長にも資するものである。

国民全体にわたる受益と負担の公平

21世紀に向かって、我が国経済社会が活力ある発展を遂げていくためには、経済社会の活力の向上に関する環境条件を確保していく一環として、国民の自立と連帯を促し、また、創造的な活動等に積極的に取り組むことを重視する方策が不可欠であり、中でも国民全体にわたる受益と負担の公平は一層重要になると考えられる。

このような観点から公平を期すべき分野は多岐にわたるが、今後の高齢化を考えると、経済社会のサブシステムの構築の前提事項として、租税負担と社会保障負担を合わせた国民の公的負担における公平が今後一層重要になると考えられる。

こうした公的負担は、それに見合う財やサービスが供給され国民生活に役立っていること、また、今後、社会の高齢化の進展につれてそれを支える上で必要とされる公的負担の割合が増大すること、及び、年金についていえるように現在の負担者も将来は受益者になるという社会契約の下での世代間の助け合いのための費用であることから、一方で将来に見込まれる負担水準の上昇をできるだけ抑えるよう努めながら、受益と負担のバランス、負担の合理的配分の見地から国民一人一人が連帯し皆で社会を担ってい

くという合意の下に負担し合うことが期待される。

このような形での負担は、国民の相互間の連帯を強める契機になるとともに、さらに社会全体の利益の増進に資する活動へのインセンティブを高めるような負担の仕組みとして、21世紀の高齢社会を活力あるものとするに資することとなる。

国際化への適切な対応という観点から推進すべき事項

21世紀初頭の我が国の発想は、「小国の論理」から脱却し、地球レベルで日本のあり方を見直すという姿勢に転換していなければならないが、国民生活の面でも、このような発想の転換が浸透し、これに即した考え方や感覚が浸透していることが期待される。

我が国は、経済を中心に国際的に大きな影響力をもつようになったが、国際化への対応を国民生活の平面で考えると、次のような対応が進められる必要があると考えられる。第一は、人々の国際感覚の改善ということである。これは、高度な情報通信システムを活用するなどにより、取引等の結びつきの深さにもかかわらず心理上は遠い欧米諸国など各国の実情をよく知ることにより、島国に住む日本人の国際感覚やパーセプションギャップを改善することである。その結果・国際経済の動きを中心に人々の理解が深まれば、貿易問題等に関して国民が冷静に対応することが期待される。

第二に、人的交流である。外国人が我が国に訪れる目的が多様になり、その人数も増えるとともに、日本人自身の移動も一層増えよう。このため、都市や交通機関等に外国人の利用に配慮した工夫を施すとともに、長期滞在者に向けて国内諸制度の適応を進めることが必要である。また、日本人の移動に関しては、海外における適切な教育の確保、帰国子女受入体制など不安なく移動し得るよう、適切な対応を行うこと、さらに、国際的な技術援助活動への高齢者の積極的な参加の促進など日本にとらわれない考えをもつ個人レベルでの人々の活動の支援などが必要である。

第三に、企業においても、国際的な対応という観点と、生活自体を楽しむ人々の考え方の拡がりの双方に対応して、例えば労働時間制度など企業内諸制度を見直していくことが必要である。また、国際化の進展は、各種規制の緩和と相まって、企業活動の自由度をますます高めるものと予想されるが、こう

した中で企業が社会的責任を果たすためには、例えば製品に対する企業の自己責任の考え方を強めることも必要である。

(2) 主要な経済社会サブシステムの課題

雇用・年金システム

就業は単に所得を得るための場にとどまらず、余暇や学習だけによっては得難い豊富な人生経験、多様な人間関係、貴重な知識、情報を得る等・社会参加や自己実現の場として、生涯生活において重要な意味を持っている。したがって、就業の場の確保は経済社会の活力を維持する上で最も基本的かつ重要な要件であり、全ての人々がこの価値を共有できるようにすることが企業、労組、政府はもとより国民各層の社会的責務であるといえよう。

このような観点から人生80年時代の就業問題を考えるに当たっては何よりもまず、働く意志と能力のある者はそのニーズに応じた就業形態で何歳でも働くことが可能な社会とすることが大切である。その上で就業の場から引退する者に対しては、社会保険である公的年金制度により基礎的な生計費保障を行うとともに、老後生活費のうち、これを超える部分については、企業年金や就業期の貯蓄・住宅、個人年金等個人のニーズに応じた自立自助による資産の活用を図るべきである。これにより生涯にわたる所得保障も健全かつ効率的に達成されよう。

今後の労働市場を展望すると特に人口の高齢化の影響が大きく、労働力の世代間の需給調整を強いられることとなる。すなわち、21世紀初頭にかけて、生産年齢人口は増加するが、特に従来働き盛りとされてきた30～54歳層は減少し、55歳以上の高齢層が著増することが見込まれる。特に60～64歳層の増加は著しく、その20～64歳層に占める割合は昭和55年の6.3%から昭和65年には8.8%、昭和75年には9.6%に達する。とりわけ、直近である昭和60～65年において、60～64歳層が127万8千人も増加することが見込まれている。これに伴い、これまでに主に55～59歳層の増加として現れていた労働力人口の高齢化の扱が60～64歳層に移り、いわゆる60歳代前半層が大きく増加するものと見込まれる。

このような人口構成の変化は従来の就業システム、特に雇用システムの変革を迫っている。すなわち、人生50年時代の代表的雇用システムにおいては、

30～54歳が働き盛りとされ、55歳で定年退職することを企業も雇用者も前提として、賃金、職階、労働時間、企業内教育訓練・研修等のシステムをつくり、その下で企業は利潤の確保と成長、労働者は所得の確保、生活の向上を目標としてきた。しかしながら、高齢化と寿命の伸長という条件変化により、このようなシステムの下では、必然的に高齢者の雇用の場を確保することができなくなる。したがって、就労による高齢者の生計の維持が困難になるといって、引退した人々の社会的な扶養負担は経済社会の活力低下をもたらす、企業にとっても利潤の確保と成長は容易でなくなると考えられる。さらに、高齢者の経験、知識、能力を活用しないことが社会的な損失にもつながろう。

これに対処するためには、企業・労働者双方において、従来のシステムから脱却し、より長い期間にわたり就業の価値を社会的に共有するよう人生80年時代の雇用システムを再構築していくことが21世紀初頭までに我々が社会全体で取り組んでいく課題である。したがって現在をシステム移行の過渡期と位置付け、システム再構築に当たっての必須条件である高齢期に備えた中年期からの職業能力開発、高齢者を雇用する企業に対する行政の政策的援助、定年延長の立法化筆法制度の整備等を着実に実施していくことが必要である。

人生80年時代の雇用システムを構築する際には、高齢化の動向、高齢者の高い就労意欲等に鑑み、本人の意向を考慮しつつ、少なくとも65歳程度までの雇用の継続を目標とすべきである。また、人々の多様な就労観に対応し、仕事が単に所得獲得の手段であるということではなく、余暇・学習とのバランスを取りながら、それらとの相互作用により、生涯にわたる自己実現が可能となるようなシステムが作られることが必要である。

また、第 部で指摘したような、技術革新等の進展、国際化の高まり、個人の多様な就業ニーズの形成等の就業を取り巻く種々の環境変化に伴い、従来の労働市場に新たな要素が加わることが考えられる。

すなわち、技術革新のめざましい進展等により、専門的知識を身につけた人材を人材派遣業に求めたり、企業相互間の人材の引き抜きも増加し、これらの人材はスタッフ部門の強化に充当されよう。また、国際化の進展に伴い、専門的職業分野において、外

国人労働力に対する需要も高まる。さらに情報・通信分野の技術革新の進展により、在宅勤務もある程度浸透しよう。

また、個人によっては新卒時に就いた職業が自分に適したものと認められなかったり、よ1)よい就業の場を見い出したりした場合には、長い職業生涯を見通して、転職をめざす等、労働のモビリティが高まる。これは、若年層だけではなく、中年層においても、今後多く見られよう。

さらに、高学歴化・家事の省力化・効率化、女性のライフサイクルの変化等を背景とし、より豊かな生活を求める志向から、女性の労働市場への進出がより活発になる。特に時間面で弾力的な勤務形態を可能とするサービス化・ソフト化した産業分野において、企業、労働者双方の就労ニーズが合致し、女子労働力が今後益々活用されよう。また、キャリア志向の強い女性の増加、男子若年労働力の相対的不足から、継続就業の女性が増加しよう。

以上のような新しくかつ多様な就業機会の出現は今後の経済社会の活力の源泉となるものであり、これらの就業機会の拡大、進展と従来の雇用慣行との調整を図りつつ、高齢化等に伴う諸問題を解決していくことが肝要であり、以下のような方向で対応を進めていく必要がある。

(高齢者の就業機会の確保)

第一に就業意欲の高い高齢者の就業機会を確保することである。このため、当面少なくとも60歳代前半層までの雇用の確保をめざすこととし、60歳定年を基盤として、定年延長の一層の促進や再雇用・勤務延長等多様な形態の雇用延長、高齢期に備えた中年期からの職業能力開発、高齢者の経験や能力が十分に生かされるような職務再設計、ME機器による能力の補完等により、働く意欲と能力のある高齢者の就業環境を整備する必要がある。また高度成長時代には、年功と実力は一致している面が強かったが、技術革新、産業構造の変化により必ずしも年功のみによっては実力を測りきれない要素が増大してきた。このため、職務遂行能力についての適正な評価が可能となるような職業能力評価基準の開発を行い、賃金体系を整備することが必要であり、これは企業側の負担感を軽減させ、高齢者の雇用の促進にもつながると考えられる。ただ、能力評価基準が適正に運用されるためには労働者の能力開発、人事配置等が

公平になされることが前提である。このような高齢者の就業機会の確保については、労働力人口の高齢化の動向を勘案すると、今後4-5年間のうちに早急な対応がぜひとも必要である。

また、就業から引退への円滑な移行を図り、かつその経験、知識を社会的に活用するため、在職から退職後の生活について十分準備をすることを促進するとともに、引退する高齢層に対しては、ある程度の報酬の伴う短時間での生きがい就労の可能な環境を用意する他、シルバーボランティア等福祉の分野での活動を促進することや、永年身につけた技術を生かして発展途上国で指導に当たることを望む人々に対しては、国際社会における日本の役割という観点からもこれを積極的に支援する必要がある。さらには、核家族化、都市化の進展に伴い、家庭や地域の教育機能の低下が問題とされていることから、学校教育・社会教育の現場で高齢者の活用の道を開くことも考えられる。

(労働時間の短縮)

第二に長い就業期間をゆとりを持って過ごせるよう、時間的な余裕感に乏しい現役勤労世代全体の労働時間の短縮を進めることである。21世紀には職業生活とともに個人生活の充実が重視されると考えられることから、経済成長の維持と高齢者の雇用確保の努力の中で、労働時間の短縮を進め、余暇活動へのニーズとのバランスを取ることが重要である。このためには、適正な経済成長を前提として、労使双方が生産性向上の成果を労働時間短縮に積極的に配分することが必要であり、行政がこれを援助、促進する措置を講ずる必要がある。具体的には、週休二日制の普及、年次有給休暇の消化促進・有給教育訓練休暇の普及、季節や業務の繁閑に応じた連続休暇の定着、恒常的時間外労働の是正を進め、21世紀初頭には、欧米先進国並の労働時間を実現すべきである。時間短縮の阻害要因の中には、社員、企業等の横並び意識によるものがあることから、業種・企業グループ等利害を共通にする集団の一敦協力、個々の企業内での労働時間管理の改善等も重要である。

もとより生産性向上の成果を賃金と労働時間に配分するに当たっては、労働者の所得選好と余暇選好のバランスに対応して行ふべきものである。高度成長から安定成長への移行に伴い、ここ10年程労働時間の短縮がストップしているが、この要因としては、

労働者の余暇選好は強まっているものの、所得選好も依然かなり強いことが考えられる。この一因には家計の余裕感の低下があると思われるが、これは石油危機を契機とする実収入の伸びの低下を基本的要因に、40年代後半からの実収入に占める非消費支出の割合の上昇傾向を反映した可処分所得の伸びの鈍化や、預貯金のような選択性の強い自由裁量的貯蓄の低下等を背景として生じているものと考えられる。したがって、時間短縮を推進する上においては、家計の余裕感の回復を含め、中長期的観点から総合的な方策を推進していくことが期待される。

（女性の就業環境の整備）

第三に女性の労働市場への進出に対応した就業条件を整備する必要がある。このため、まず、雇用における男女の機会均等の確保への努力が必要とされるが、今後、出産、育児と女性の職業生活については、子育て期においても職業生活を継続する志向が高まるとともに、子育て後の再就業志向が強まると見込まれるため、子育て期間中も働き続けることを希望する女性には育児休業制度の普及により、出産・育児等を理由に退職し、一度家庭に入った後再度就業を希望する女性には女子再雇用制度の普及によりキャリアの継続が容易となる条件を整え、併せて安定的なパートタイム労働市場を整備すること等により、女性の意欲と能力を積極的に活用しつつ、職業生活と家庭生活の両立が可能である環増条件の整備を一層進めることが求められている。さらに、パートタイム労働者等が普通勤務への転換を希望する場合はその道を開く一方で、普通勤務の者が育児期において希望する場合には一時パートタイム勤務へ転換する道を開くことについても、積極的な検討が望まれる。また、今後専門的技術的職業分野におけるパートタイム労働や派遣労働、家庭生活との両立が図り易い在宅勤務等新しい職業分野における新しい職業形態が出現し増加すると予測されるが、これらに対応した適切な雇用管理システムの整備が必要である。このように多様な選択が可能となり、女性の就業のための環境条件が整備され、女性が自らの職業生活を設計し、その能力が有効に発揮されることが期待される。

（生涯を通じた能力開発）

第四に労働者の生涯生活を通じた能力開発を促進する環境を整備していくことである。技術革新の急

連な進展、サービス経済化、国際化等、環境の激しい変化に対する適応力を高め、職業能力の維持・向上を図るためには、労働者の長い職業生活にわたって体系的・段階的な能力開発を行うことが必要である。従って、職業能力開発体制を整備、充実し、オンザジョブトレーニング（OJT）と職場を離れた教育訓練（Off-JT）を効率的に組み合わせることにより、多様な能力開発の機会を確保することが重要である。特に、能力開発がシステムの推進されるよう、Off-JTの機会として、企業外の教育訓練施設が有効に活用されることが必要である。また、能力開発の基本である労働者の自己啓発による能力開発の努力を助長し、そのための環境整備を有給教育訓練休暇制度の普及、自己啓発に基づく教育訓練受講に対する企業の費用援助の促進等により進めていくことが重要である。さらには、研究者・技術者等の研修用長期休暇（サバティカルイヤー制）の設定も検討が望まれるところである。

このようなシステムの改革の中で、就業形態も多様化し、賃金体系は従来の年齢・勤続年数中心のあり方から、職場・仕事の種類に応じた職務遂行能力中心のあり方へと変化し、能力主義への移行が進められていく。

（老後の所得保障）

次に老後の所得保障については、基礎的な生計費の確保を公的年金制度により行い、老後生活費のうち、これを超える部分については企業年金や就業期の貯蓄・住宅、個人年金等個人のニーズに応じた自立自助による資産により行うことが基本であり、老後生活設計の中で、公的年金の果たす役割は大きい。したがって、年金制度については、今後見込まれる給付費の規模の拡大に備え、将来にわたって安定的な運営が確保されなければならない。

このため、世代間、世代内の公平を図り、安定的な年金制度を確保するという観点から、基礎年金の導入、給付と負担の適正化などを内容とする制度改革が行われたところである。しかしながら年金制度の設計変更には極めて長い時間がかかり、一方我が国の高齢化は急速に進展していることから、年金制度改革後も、経済社会の変化の中で老後生活のあり方を絶えず見直すとともに、年金制度の一元化をさらに推進しつつ、給付と負担のバランスを確保していくことが必要である。

なお、被用者年金の支給開始年齢については、高齢者の雇用動向とのバランスを取りつつ、その引上げについて取り組んでいく必要がある。その際には、60歳代前半層の多様な就業形態、就業ニーズ等の実態にも配慮しつつ、個人のライフスタイルに応じた給付システムについて今後検討する必要がある。

また、企業年金、個人年金については、中小企業における企業年金の整備等、その育成普及に努める必要がある。

さらに、海外商品先物取引、現物まがい取引、金融取引、土地取引等いわゆる資産形成取引においては、高齢者を中心としたトラブルが多発していることから、取引の適正化、高齢者対象のきめ細かな消費者啓発、若年層からの消費者教育等、消費者保護施策の一層の充実が求められる。

なお、以上の考え方に基づいて・雇用と年金が連携した生涯にわたる所得システムのあり方を検討するため、年間総実労働時間については、男子1850時間、女子1700時間、及び男子1600時間、女子1450時間の二つのケースを設定し、退職年齢及び年金支給開始年齢については65歳を想定し、賃金、就業構造等について一定の仮定を設けて、一般雇用者（15歳以上で週35時間以上就労する雇用者）の生涯を通じた生活時間・賃金、世帯ベースで見た家計収支バランス等を試算した。

その結果によれば、75年（2000年）における男子一般雇用者の生涯労働時間は40年の102千時間、56年の95千時間から、80～69千時間に減少し、一方、生涯自由時間は40年の123千時間、56年の157千時間から、201～216千時間に増加する。また、女子一般雇用者の生涯労働時間は40年の43千時間、56年の49千時間から45～39千時間に減少し、一方、生涯自由時間は40年の204千時間、56年の211千時間から、242～253千時間に増加する。これとともに労働時間の特定年齢層への集中といった時間配分の偏在はかなり解消される。

次に、時間当たり実質賃金が年2.5%上昇するとの仮定の下では、75年の生涯賃金（実質）は56年に比べて男子では1.2～1.4倍、女子では1.2～1.5倍程度となり、労働時間短縮を行って55歳以上の賃金を10%減額したケースにおいても生涯賃金は増加する。

この生涯賃金をベースに年金給付、退職金の受取り、税・社会保険料等非消費支出等を勘案した75年

における生涯家計収支黒字は、56年の1.1～1.4倍程度となる。（推計方法、推計結果の詳細は参考資料として本報告の最後に掲げた。）

健康・福祉システム

（健康システム）

健康は、あらゆる活動の基盤であり、生涯をいきいきとしたものとするために欠くことのできない条件である。

人生80年時代を迎え特に長くなった高齢期を豊かなものとするためには、青年期から日常生活における健康管理に努めることが重要になってくる。まず、健康管理・健康づくり対策を進める上では、我々は様々な形で社会活動を営む中で生きがいを感じて生活しているという視点を重視した新しい健康観をもつ必要がある。こうした観点からは、健康について、

ア．健康をライフスタイルや社会参加のあり方、家庭・地域など社会環境との関わりの方から考え、対応すること

イ．高齢期に向かって体に支障が生じてくることは加齢による自然な現象であり、従来のようにこれを「健康ではない」と考えるのではなく、前向きに日常生活を送ることができ、周囲への協力ができるならば「健康」というように「病気と共生する健康」というものも考えていくこと

も重要となる。このような健康観は、高齢者が病気をかかえていても社会活動を営み得るならば、積極的に社会への参加を促すことにつながるであろう。高齢化の進行を考慮すると、治療に最善を尽くすこととともに、このような健康観を導入していくことが重要であると考えられる。

以上のような健康観の下で、国民一人一人が健康管理・健康づくりに取り組む上では、第一に、「自分の健康は自分でつくる」という自覚と認識を深め定期的に受ける健康チェックの結果を健康管理・健康づくりに生かすこと、第二に、自分に合った健康管理メニューに沿って健康管理に取り組めるよう健康づくりスペシャリストやリーダーの養成及び人材登録制度等の整備を行うことが重要である。また、社会においても、第三に、正確で科学的な裏付けのある健康情報を提供すること、第四に、健康づくりを楽しく有益なものとするために家庭や地域ぐるみで展開すること、等が重要になる。さらに、新たな情

報伝達システムを活用することにより、ニーズに迅速・正確に対応できる健康管理・健康情報システムの開発、導入を進めることも重要である。

健康づくりは個人の取組みが基本になるが、それを裏打ちするためのサービス供給のあり方として、基礎的ニーズについては公的部門が対処し、またニーズの多様化部分については民間部門が補完的に対応するといった連携ある対応が大切と考えられる。また、地域や家庭の関わり方としては、家庭については、健康的な生活習慣をつくる場であり、家族相互間の健康への気遣い等を身につける上でも重要な位置にあることから、健康に対する積極的な取組みを促すとともに、地域についても、個人が自発的に健康管理に取り組む身近な場として重視することが大切である。

以上のような個々人の努力等と相まって保健・医療体制においても、治療重視の体制を健康増進・予防から治療・リハビリテーションまでの包括的医療体制へという、近年進められている体制の転換を一層強力に推進する必要がある。すなわち、家庭、学校、職場、地域等様々な場を通じた健康教育の普及を図り、健康の自己責任の下で個々人が生涯を通じて自分に適した健康管理・健康づくりを進めるとともに、地域の保健所や市町村保健センター等の機能強化や、さらにはこれら保健関係施設と福祉施設との連携の強化等を図っていく必要がある。

また、最近、働き盛りの世代について問題になっている心身症や鬱病、神経症などの精神障害の多発や職場への不適応についても、まず心の健康管理が重要である。このため、心の悩みや不安を解消していくためには、個人の努力や家族の協力のほか、職場や地域における相談体制の整備、ストレス解消法の研究と普及など、行政、企業、職場、家庭が協力していくことが必要である。

さらに、健康管理・健康づくりの充実により、成人病の予防やさらには健康の増進が図られれば、個人にとって生涯を豊かなものにする重要な条件が整うとともに、今後見込まれる医療費や福祉費の増大を抑制する効果も期待される。

国民の健康については、上に述べたこととともに、医療資源の効率的な配置を行うことが重要である。このため、地域レベルの健康管理や日常的な病気に対する外来医療を担当する一次医療、一般的な入院

医療を担当する二次医療、高度・特殊な医療を担当する三次医療等、医療機関の機能分担を行い計画的にその適正配置を図る必要がある。また、患者への医療機関の相互紹介・高度医療機器の共同利用等により、各医療機関の相互連携を強化していくことも重要であり、併せて、新たな情報システムの導入も大きな役割を果たしていくと期待される。

特に、人生80年時代には、人々の健康管理・健康づくりを支援する一環として、家庭医（プライマリ・ケア担当医）の養成が重要な課題となる。現代医療は専門化が進み、医師との関係は医療機器を媒介とした人間的な温かみに乏しい状況になっていること、患者に十分な時間をかけた健康相談や診断・治療が行われにくいことなどが問題になっている。また、患者側も大病院志向を強めている。こうした中で、家庭医は、地域の人々について、個々に家庭環境や生活歴・既往症など、人々の自発的な健康づくりの指導や病気の治療に際して必要な健康情報を持ち、必要に応じて高度専門医療機関への紹介を行う機能をもつ、人生80年時代の健康体制の要の位置にあるが、そうした立場にあるべき開業医の割合は低下し高齢化してきている。今後の健康管理・健康づくり等の強力な推進のためには、こうしたプライマリケアを担う医師の育成と普及が重要な課題になっている。

国民医療費の規模については、成人病中心の疾病構造の変化や高齢者の増加により今後もある程度増加せざるを得ないと考えられるが、以上の、健康管理・健康づくりの推進、医療資源の効率的な利用の促進等により国民の医療費負担が過大なものにならぬよう総合的に対応していく必要がある。また、生活水準が大きく上昇した今日、国民の医療サービスに対するニーズも多様化、高度化しているところであるが、そのニーズの全てに公的制度が応えていくことには自ずから限界がある。したがって、公的保障を中心としながらも、適正な設計、公的制度との適正な役割調整を図りながら、公的保障を補完するものとしての私的保険の活用も検討されるべきである。

次に21世紀を展望すると、現代の医学は遺伝子工学を中心に大きく発展していくと考えられる。例えば、既に欧米で日常的に行われている臓器移植は、人間の生命を100歳以上に伸長させる可能性をもつ

といわれ、このほか臓器移植と脳死、終末医療、そして人工臓器の導入など、生命と倫理に関する基本的なあり方が医療技術の開発と応用の方向づけとして欠くことのできない時代になりつつあり、国民的な合意を形成していくことが必要になってきている。

さらに、今後も国際化は一層進展すると考えられ、海外生活を送る日本人や外国人の日本滞在者は増えていくが、海外在留邦人に対する医療供給体制を整備するとともに、また、在日外国人に日本の医療サービスを受け易くすることが課題となっており、日本人医療チームの派遣や医療保険の適用の拡大などを進めていく必要がある。また、国際的な活動や交流は、今や、世界のすみずみに及び、しかも、益々活発化していることから、現代人が既に免疫を失ってしまった自己増殖型ウイルスの爆発的な流行が懸念される時代に入ってきている。こうした病原菌等に対する国際的なサーベイランス体制の早急な整備が望まれる。

(福祉システム)

将来の高齢者の介護需要については、現在程度の発生率のままであると、表II-2のとおり、ねたきり老人、痴呆性老人はそれぞれ昭和56年の1.96倍、2.09倍となると予測されている。もちろん、個人、社会の双方が健康増進にかなりの努力を傾ければ一定の効果が期待されるが、しかし、全体量は現在よりも増える可能性が大きいであろう。したがって、そうした介護需要に適切に対応する必要がある。ただし、その場合、社会全体も個人も、介護サービスなど高齢者の福祉ひいては社会福祉のあり方について、大きく意識の転換を行っておく必要があると考えられる。すなわち、我が国は、福祉の分野に関しては、欧米諸国のようにボランティアなど市民レベ

ルの活動を基盤とする形で進められたという面よりも公的に進められてきたという面が大きいと考えられる。このため、システムの基盤であるべき地域の人々の間に、「お互いに支え合おう」という心構えが依然として希薄なままに今日まできているのではないかと、という心配がある。

福祉の分野から人生80年時代の意味を考えると、それは、誰もが長生きし、しかも、ねたきり等の状態になる可能性もあるということである。ここから、人々がハンディキャップをもつ人々を自分自身の問題として捉え、積極的に対応する必要性が生まれてくる。このように考えると、福祉における活動は、民間活動も含め、単に経済的な余裕があるから実施するという程度のものではなく、21世紀の高齢社会を人間的な社会としていくための重要な要素ということができよう。こうした観点から、物心両面での人々の支え合いという社会福祉の基盤の醸成の上で好ましくない要因を排除し、一人一人が地域の構成員としてハンディキャップある人々の生活を自分の身近の問題として捉え、福祉に具体的に取り組む方向を明確に示していくことが、高齢者福祉対策の確かな推進の上で不可欠の条件と考える。

このような人々の意識の改革を強力に推進しつつ、高齢者の介護に関する対策を展開していく、第I部で見たように、高齢者の、家族や地域の中で介護を受けたいという希望等を踏まえて、現在福祉対策は、従来の施設収容型中心から在宅処遇型の対策へと転換が進められている。ただし、在宅処遇への転換といっても、核家族化等による家庭の構造と機能の脆弱化や、世代間のコミュニケーションを確保し難しくしている住宅事情等、ねたきり老人等を受け入れる家庭側にも様々な支障があり、また、そうした条件

表 II-2 ねたきり老人数、痴呆性老人数の将来推計

区分	昭和56年		昭和65年		昭和75年		昭和100年	
	実数(千人)	指数	実数(千人)	指数	実数(千人)	指数	実数(千人)	指数
ねたきり老人	520	100	730	140	1,020	196	1,650	317
痴呆性老人	540	100	790	146	1,130	209	1,920	356

(注) 1. ねたきり老人数は、厚生省「厚生行政基礎調査」、「社会福祉施設調査」に、痴呆性老人数は、東京都「老人の生活実態及び健康に関する調査(昭和55年)」に基づき、厚生省人口問題研究所の「将来人口推計」中位推計に従って作成した。
 2. ねたきり老人数は、痴呆性老人数とも65歳以上である。
 3. ねたきり老人数は、在宅、入院、施設の総数である。
 (出典) 経済企画庁総合計画局「高齢社会への課題と対応」

が整っている家庭においても、ある程度専門的な介護教育や実施段階での家庭の負担の軽減も必要である。このため、家庭奉仕員（ホームヘルパー）の派遣や特別養護老人ホーム等地域の福祉施設を在宅福祉推進の上で拠点化することなど、家庭の負担の軽減策が進められているが、施設福祉対策とのバランス上、一層強力な施策の推進が必要である。

また、これからは、在宅福祉中心の対策を展開する上においては、公的部門の活動に加えて、地域の人々の支援が大きな役割を果たすこととなる。ボランティアについては、宗教的な伝統など社会的な条件の違いがあり、彼我を単純に比較することは困難であるが、家庭が介護を行っていく上において地域社会の応援があるかないかは、家庭にとって精神的、物理的にかなり大きな差をもたらすことになる。

こうした在宅福祉対策の推進のほか、家庭での介護が困難とされている一定程度以上の重症な老人については、特別養護老人ホームなどの福祉施設に収容することとなるので、そのような施設の整備を今後も進める必要がある。なお、福祉施設の整備・運営に当たっては、それが単に施設に収容される人々のためにだけ設けられるのではなく、その施設の周辺地域において高齢者の介護を行っている家庭の負担の軽減や家庭が供給し得ないサービスの供給の拠点になるなど、周辺地域の家庭にとって中核的な拠点となることが理想であり、この方向での整備を進める必要がある。

なお、高齢者の介護のあり方をめぐり「老人保健施設」（いわゆる中間施設）に関する検討が進められている。これは、今後増大するねたきり等の介護を必要とする老人の多様なニーズに対応し、入院治療の必要はないが、在宅での療養が困難なねたきり老人等に対して、医療サービスと福祉サービスを併せて提供する施設体系として、制度化が予定されているものである。

公的部門における活動に関しては、このような人的サービスの供給や施設整備に加え、例えば痴呆状態に至ることのないように、その前の段階で必要な手立てを講ずることができるよう、老化に関する研究開発の推進が必要である。また、現在の科学技術では、人間の指等の複雑かつ微妙な動きが完全には把握されていないため、これをロボット化するに至

っていないが、これが実現した場合には、介護に伴う身体的な負担を大きく軽減することが期待されることから、そうした科学技術の推進や福祉機器の早期の開発、普及が急務である。

次に、公的サービスの対象者と常用負担に関してであるが、まず、対象者については、第 部及び上にも述べた通り、現在の家庭の機能低下という流れの中では、経済的な余裕の程度を問わずに介護を必要とする人々が増える。したがって、これに対応して、サービスを必要とする人々に対しては、経済的な余裕の程度を問わず、全ての人々を対象とすることが必要である。また、このように、対象者が一般的になり・経済的な負担能力の高い人々も多数対象者の中に入ってくることに伴い、費用負担面では、それぞれの負担能力の範囲内で適正な程度の負担をするという方向を一層強めていく必要がある。

さらに、最近、この分野で有料による福祉サービスの供給活動がみられるが、サービスの質や活動の安定性の確保などの面でこうした活動を誘導するとともに、ニーズの多様化、高度化にも対応し得る供給体制の形成を促していくことも必要である。

教育・学習システム

教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値を尊び勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われるものである。人生80年時代を迎え、増大する国民の学習ニーズに対応するためには、こうした目標を持った教育が、社会のあらゆる機会を通じて実現される必要がある。この場合、各学習機会は、それが公的目的を持つものであれ、営利を目的とするものであれ、国民生活に大きな影響を与える高齢化・国際化・情報化等の経済社会の変化に応じた教育を提供していかなければならない。

また、学習者が自ら定めた課題を解決するために、主体的に学習し、成長し続けられるようにするためには、場所的、時間的に多様な選択が可能となる学習機会が提供されるとともに、費用の負担方式も多様化されている必要がある。こうした条件を持ったシステムをつくる上で行政は、学習者のニーズを正確につかみ、これと社会全体の効率性、公共性・社会性等を勘案するなどの調整を進めていかなければならない。例えば生涯学習では、誰でも、いつでも、

どこでも学習が可能となる社会の構築をめざしているが、学習には適時性とか累積性といった問題があり、これを学習者のニーズとともに重視する必要がある。

これらは、生涯学習を実現するための基本的条件であるが、その条件を満たすため以下のような具体的方策を講ずる必要がある。

(学習機会の多様な選択)

学校、企業、公共職業訓練施設、さらには社会におけるその他の学習機会が連携を図るには、いかなる学習機会を利用する場合でもその履修内容・水準、学習成果が明らかになっている必要がある。例えば、社内研修で情報処理の学習をした後、それを発展させるため次に学習したいと思っている大学ではどの講義を履修するとよいのかといったことがわかるようになっていたり、学位をもらうまでには至らない短期間の学習に対する評価ができるような統一された基準が設定されているということである。また、各学習機会について、その提供する教育プログラムの内容、水準に関する情報提供を充実させるとともに、どの学習機会を利用すべきかということを相談できるカウンセリング機関を創設することも必要であろう。しかし一方では、社会の様々な分野の中で独自の発想をもって提供されている統一基準のない多様な学習機会の存在が、現在の多様な学習ニーズに応じたものであることを考慮しておく必要がある。

(時間の多様な選択)

学校教育、特に高等教育については、より一層社会人にも開放されたものとするため、社会人のための特別選抜の推進、放送大学の充実、大学公開講座の拡充など、社会人受入れ体制の強化を図るとともに、公共職業訓練施設等においても社会人が弾力的に学習ができるような体制を充実させる必要がある。一方、企業においては、必要に応じて、希望する社員が一定期間職場を離れて学校等で学習することができる機会をつくる必要であり、そのための長期の休暇制度を設けることなどが必要である。特に、中小企業でもこうした制度の普及に遅れをとらないように配慮していくことが望まれる。また、その成果を企業内で十分評価し、処遇するとともに、転職・再就職にも不利にならないような雇用制度、慣行を形成することや企業の持つ知能、人材等を学校教育で利用していくための環境条件整備を図るこ

とが望まれる。さらに、勤労者だけでなく、自営業者、家庭の主婦等の学校への回帰を容易にするため、地域が連帯して学習期の困難をお互いに助けしていくような機運が醸成されることも期待される。

こうして社会人の学校への回帰が容易になれば、中等教育終了後すぐに高等教育を受けるのではなく、何年か労働を経験した後にまた教育を再開するということも可能となる。

(費用負担の可能性の拡大)

学習のための費用に関しては、その期間における所得の確保や、支出時期の選択についての可能性が拡大されなければならない。

まず、所得の確保については、学習のため、一定期間職場から離れる状態になった場合の費用をだれが負担するのかという問題がある。学習が職業的動機に結びつくもので、企業との関わりの深い内容のものであれば、企業が授業料を負担したり、有給で教育訓練のための休暇を与える必要がある。有給教育訓練休暇制度はこれを利用した従業員の職業的能力の開発が行われるわけであるから、それは長期的にみて企業の生産性向上をもたらすという意味で、企業にとっては有益な制度である。この費用の一部は、これまでの企業内教育の経費を充てることによって賄うことができるが、企業が負担できる額や負担できる企業数は限られてくることが予想される。このため、教育訓練休暇のメリットが理解され、制度が普及するまでの間は、自己啓発助成給付金により、引き続き制度の奨励を進めていく必要がある。

また、自分自身の学習に必要な所得の確保という面では、親が負担している子供の高等教育費を本人の負担とする途を拡げることなどが考えられる。

(国際化への対応)

経済社会の国際化に対応して教育の分野での国際化は、これまで、留学に代表されるように主に学校で進められてきた。今後も外国人留学生の受け入れを増やすためその体制を整えるとともに海外留学を奨励する必要があるが、他の学習機会の果たす役割も見逃すことはできない。例えば、学生・生徒間や市民レベルでのスポーツ、文化、芸術、社会活動等の交流を促進することも効果が大きい。これにより、日本人としてのアイデンティティを確立し国際的バランス感覚を持った人材の育成、国際理解への貢献が期待できる。さらに、国際人の育成や相互理解の

ためには、留学などの交流に加えて国内の学校等においても、言語の習得、外国の社会・文化についての学習等多様な教育プログラムが提供されなければならない。

また、海外子女の教育については、海外における教育という利点を生かすことが必要であり、日本人としての基本を培いつつ、国際性豊かな人材の育成に資することが積極的意義を有することから、引き続き、日本人学校等の充実を図るなど、適切な教育のための環境条件の整備を図ることと併せ、教育方法等について研究を進める必要がある。さらに、帰国子女の教育についてもこれらの子女が身につけてきた特性を生かすとともに国内の学校の国際化に資するよう適切な受け入れ体制を整備する必要がある。

（情報化への対応）

今後、一層、情報の価値が高まり、教育以外の目的を持ったものを含めて大量の情報が供給されることが予想される。このため、情報手段の利用方法も含め、情報を主体的に選択しこれを自己の能力向上に利用し生活に役立てるとともに、社会の発展のためにも活用することができるような基礎的、総合的な能力を身につけることが重要になる。このため、その具体的な教育内容、方法についての検討をさらに推進するほか、特に高等教育段階においては情報化に対応した教育研究条件の整備を図るとともに、今後の情報化社会を担っていく人材の養成にふさわしい組織を充実強化していく必要がある。

また、様々な情報手段を利用し、学習を魅力的なものとしてその活性化を図り、教育の効率化を図っていく必要がある。そのためには、まず、すぐれたCAIソフトウェアの開発、指導者の養成、研修など基礎条件の整備を図ることである。また、人々の自発的な学習活動を活発にするため、学習情報のデータバンク化、図書館等のネットワーク化など情報の提供、相談体制の整備を図っていく必要がある。なお、新しい情報手段を利用する場合は、情報媒体としての映像の役割が大きくなるという情報の質の変化に適切に対処するとともに、テクノストレスなど心身への影響に配慮し、人間や自然との触れ合いなどをより探めていく必要がある。さらに、情報秩序に関するモラルを社会全体として確保するため、様々な機会を通じて、この点についての教育を進めていく必要がある。

（自由時間増大への対応）

自由時間の増大していく中で、それをくつろぎや休養、気晴らしのために使うだけでなく、積極的にスポーツ、文化活動を行うことにより、充実した生活を送り、創造的人生の構築を望む人が増加していく。このように、生涯充実した生活を送る上で自由時間をいかに有効に使うかといった問題は重要であり、人々のニーズに即したスポーツ、文化施設の整備を図るとともにこれに応える教育システムを整備していく必要がある。現在、これに関する教育については、学校教育、公的社会教育、スクールビジネス等で行われているが、これらの学習プログラムの充実、学習情報システムの整備を図るとともに、教育を第一義的目的としていない一方的な情報の影響への対処、仕事が集中している年齢層が学習機会を得にくいといった問題を解決する必要がある。

また、充実した余暇生活とは、経深社会という面からみれば創造的な消費活動を行うことである。実りある80年の生涯を送るためにこうした創造的な消費ができる能力を育てることは益々重要になってくる。

（家庭・地域環境の変化への対応）

少子化、小家族化等により、子供と親以外の家族員との接触が少なくなるとともに、雇用者世帯の増加等により子供と親との接触の時間も減っていく中で、家庭が持っていた教育機能の低下が指摘されている。家庭の教育機能は、本来、身近な人との接触の中で生まれるものであるから、これを安易に他の学習機会に依存しても問題の解決とはならない。このため、親に対しては育児休業制度等の福利制度を普及させ、労働時間の短縮を促進するとともに、育児等に関する社会教育の充実、カウンセリング体制の整備を図り、家庭の機能回復を図る一方、近隣の高齢者からは育児の知恵などを受け継いだり、高齢者と子供との交流機会の拡大を図ることが必要である。これに加えて、学校においても生活の基本的習慣、自律性・自主性などの人間形成の根本にかかわる内容の教育を一層推し進めていくことが重要である。さらに、近年、都市化や過疎化に伴い、地域における連帯が薄れ地域の持つ教育力が弱まる中で、自然に接する機会の拡大、地域に根ざした各種行事の実施、ボランティア活動の促進を図るとともに、学校においてもそうした活動への参加について適切

な評価を工夫するなど、学校教育と連携した地域社会における教育力の活性化を促す必要がある。また、学歴偏重の社会的風潮や過度の受験競争などの問題、さらに、いじめ、校内暴力等の問題行動についても、学校・家庭、地域が相互に連携協力して、解決に取り組んでいかなければならない。

住宅・生活環境システム

人生80年時代の住宅・生活環境システムの構築に当たっては、実際にそこに生活する人の立場に立ちつつ、次の諸点が達成されることを目標として、対応を進めていくことが必要である。

第一に、住宅・道路・公園・下水道・学校・文化施設・福祉施設、身近な自然、美しい街並み等の物的条件だけでなく、日常生活が便利なこと、安全であること、人と人とのつながりによって連帯感を持つこと、人々の協働を通じて生活の向上が図れることといった社会的条件が一体となって揃っていることである。

第二に、国民が「人生80年」の生涯生活設計の中で住生活を計画的に位置付け、持家・借家、あるいは親との同居、隣居、近居等居住形態を問わず、ライフスタイルの変化に対応して住宅を選択することが可能となり、また・生涯生活コストの面においても、住宅ローンの支払いが特定の年齢層に集中しているが、これらの層が経済的余裕感に欠けることがないように配慮することである。

第三に、高齢者の特性やニーズに行き届いた配慮が払われ、世代間の交流を通じて、人々が心豊かで安定した生活を営むことができるような、安全で快適な、暮らしやすい生活環境が形成されることである。

第四に、国土資源は有限であることを前提として、土地の有効利用が図られることである。特に、大都市圏の既成市街地においては、土地の高度利用、再開発等を通じて良好な住宅・生活環境が形成され、居住水準の向上が図られることが肝要である。

住宅・生活環境システムは、これらを踏まえつつ、次のようなことに重点を置いて構築していかなければならない。

(居住の安定の確保)

持家については、二世帯住宅ローン制度等、住宅取得を行いやすいような方策、借家については、民間賃貸住宅建設に対する融資制度等、良質低廉な賃

貸住宅の供給を促進するための方策の検討をさらに進めることが必要である。

持家、借家いずれについても、高齢者向け住宅の供給を促進していくことが必要であるが、特に、公的住宅については、高齢者に対して入居の優遇を図ることや、1階またはエレベーター停止階への住宅変更を認めるなどの方策を拡充していくべきである。また、増改築ニーズに対応するため、可変的な間取り構造等についての技術開発等を促進していくことが必要である。さらに、住み替えニーズに対しては、情報規格の標準化、流通機構間の提携の強化等による不動産流通情報提供の円滑化等を促進し、新築住宅・中古住宅、持家・借家等に関する豊富な情報の中から適切な選択ができるようにするべきである。

技術面では、部品改良、耐久性強化等により家族構成員の変化に応じて長期にわたり居住することが可能なセンチュリー・ハウジング等についての技術を開発・普及していくことが望まれる。

なお、このように、住宅を供給する側においては、国民の多様な選択が可能になるように対策を進めていくことが必要であるが、住宅を選択する側においても、生涯生活設計の中で住生活を計画的に位置付け、居住地、居住形態、持家、借家の別等を判断して選択するよう心がけていかなければならない。

(同居、隣居、近居等、多様な居住形態への対応)

核家族化等の進行に伴い、育児や介護に手がまわらなくなるなど家庭機能の低下がみられるが、それを補うかたちで高まってきた同居ニーズや隣居、近居ニーズへの対応を進めていくことが肝要である。そのため、同居向け住宅の供給を促進していくことが必要であるが、特に、公的住宅については、同居世帯に対する当選倍率や居住階の配慮を通じての入居優遇、分譲時の最低一時金の減額、老人同居等割増貸付、承継償還制度等の方策を拡充に向けて検討を進めることが必要である。また、隣居、近居ニーズに対応して、これらの居住形態にふさわしい住宅の供給や情報提供等を行うことが必要であるが、特に公的住宅については、二戸の住宅を隣接させた「ペア住宅」等を建設したり、親子いずれかの世帯が既に住んでいる共同住宅・団地に残りの世帯の優先入居を図るなどの方策を推進しななければならない。

(居住水準の向上)

国民が心豊かで安定した生活を営むことが可能と

なるように、住宅の広さ等を改善し、その質的向上を図っていくことが肝要である。そのため、第五期住宅建設五箇年計画の計画期間中（61年度から65年度）できる限り早期に、計画に示されているように、すべての世帯が最低居住水準（表II-3）を確保できるようにすることを目標とし、また、75年を目途として、半数の世帯が誘導居住水準を確保できるようにすることを目標として、居住水準の向上に努めることが必要である。このうち、誘導居住水準につ

いては、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住水準（表II-4）と郊外及び地方における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住水準（表II-5）の二つの水準があるが、それぞれについて地域の特性等に応じた居住水準の向上に努めなければならない。

（高齢化の進行に対応した住宅政策と福祉政策の連携）

表 II-3 最低居住水準

世帯人員	室構成	居住室面積	住戸専用面積 (壁厚補正後)	(参考) 住戸専用面積(内法)
1人	1K	7.5m ² (4.5畳)	16m ²	14.0m ²
1人(中高年齢単身)	1DK	15.0(9.0)	25	22.0
2人	1DK	17.5(10.5)	29	25.5
3人	2DK	25.0(15.0)	39	35.0
4人	3DK	32.5(19.5)	50	44.0
5人	3DK	37.5(22.5)	56	50.0
6人	4DK	45.0(27.0)	66	58.5

- (注) 1) 標準世帯の場合(表II-4, II-5についても同じ)。
 2) 標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供より構成される世帯をいう。ただし、5人以上の世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとしている。
 3) 居住室面積には、寝室及び食事室兼台所のみを含む。
 4) 住戸専用面積には寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。なお、住戸専用面積(壁厚補正後)は、鉄筋コンクリート造を想定した壁厚補正を行っている。
 5) 室構成の記号は、数字は寝室数、Kは台所、DKは食事室兼台所である。

表 II-4 都市居住型誘導居住水準

世帯人員	室構成	居住室面積	住戸専用面積 (壁厚補正後)	(参考) 住戸専用面積(内法)
1人	1DK	20.0m ² (12.0畳)	37m ²	33.0m ²
1人(中高年齢単身)	1DK	23.0(14.0)	43	38.0
2人	1LDK	33.0(20.0)	55	48.5
3人	2LDK	46.0(28.0)	75	66.5
4人	3LDK	59.0(36.0)	91	82.5
5人	4LDK	69.0(42.0)	104	94.5
5人(高齢単身を含む)	4LLDK	79.0(48.0)	122	110.5
6人	4LDK	74.5(45.5)	112	102.0
6人(高齢夫婦を含む)	4LLDK	84.5(51.5)	129	117.0

- (注) 1) 標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供より構成される世帯をいう。ただし、6人世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとしている。
 2) 居住室面積には寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)及び居間のみを含む。
 3) 住戸専用面積には、寝室、食事室台所(又は食事室兼台所)、居間、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。なお、住戸専用面積(壁厚補正後)は、鉄筋コンクリート造を想定した壁厚補正を行っている。
 4) 室構成の記号は、数字は寝室数、Lは居間、Dは食事室、Kは台所(ただし、1人世帯のDKは食事室兼台所)である。

表 II-5 一般型誘導居住水準

世帯人員	室構成	居住室面積	住戸専用面積 (壁厚補正後)	(参考) 住戸専用面積(内法)
1人	1DKS	27.5m ² (16.5畳)	50m ²	44.5m ²
1人(中高年齢単身)	1DKS	30.5 (18.5)	55	49.0
2人	1LDKS	43.0 (26.0)	72	65.5
3人	2LDKS	58.5 (35.5)	98	89.5
4人	3LDKS	77.0 (47.0)	123	112.0
5人	4LDKS	89.5 (54.5)	141	128.5
5人(高齢単身を含む)	4LLDKS	99.5 (60.5)	158	144.0
6人	4LDKS	92.5 (56.5)	147	134.0
6人(高齢夫婦を含む)	4LLDKS	102.5 (62.5)	164	149.5

- (注) 1) 標準世帯とは、この場合、夫婦と分離就寝すべき子供より構成される世帯をいう。ただし、6人世帯の子供については、そのうち2人は同室に就寝するものとしている。
 2) 居住室面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)、居間及び余裕室のみを含む。
 3) 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)、居間、余裕室、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。なお、住戸専用面積(壁厚補正後)は、鉄筋コンクリート造を想定した壁厚補正を行っている。
 4) 室構成の記号は、数字は寝室数、Lは居間、Dは食事室、Kは台所(ただし、1人世帯のDKは食事室兼台所)、Sは余裕室である。

高齢期に各人の希望する居住地、居住形態の選択が可能となり、心身機能の低下に相应して十分な介護を受けられるようになることは、福祉社会における基本的な条件である。そのため、高齢者用の住宅、老人ホーム等の整備を促進し、さらに必要な時に専門職員が機敏に対応できる機能等を備えた高齢者向け住宅の供給を進めるなど、住宅政策と福祉政策の連携を図っていくことが必要である。また、高齢者の住宅、施設需要を把握し、住宅の建設、管理運営等に関する計画をたてていかなければならない。

(ノーマライゼーションの考え方の導入)

健全者のみを念頭に置くのではなく、高齢者や身体障害者にとっても、暮らしやすく、日常的生活が可能になるようにするというノーマライゼーションの考え方を住宅や施設の設計等に導入していくことが必要である。そのため、住宅の設計に当たっては、段差を解消し、転倒防止用の手すりを設置し、必要な場合にはねたきり老人の移動を介助するための機器を導入するなど、高齢者に特に配慮しなければならない。また、施設については、道路の歩道部分の拡幅、歩道のネットワーク化、段差の解消、高齢者の利用のための「ふれあい公園」の整備等を行っていくとともに、今後増加すると予想される高齢者ドライバーのために分かりやすい道路標識、情報提供のあり方等を検討していくことが必要である。

(安全で快適な生活環境の創造)

国際的評価に値する、次の世代に伝えていくにふさわしい社会資本ストックを構築するためには、国際的に著しく立ち遅れた下水道等の基盤的な施設の整備を一層促進することはもとより、安全で快適な環境の創造のために、事故、災害等に強い都市づくりを進め、緑の保全、創出を図っていくことが特に必要であるが、その際、都市公園の整備、道路緑化等公共による緑化だけでなく、民間においても、生垣の設置、工場緑化、ビル周辺の緑化等を促進していかなければならない。また、民間による緑化のためには、企業や住民の協力しやすいような仕組みや制度を整えることが重要であるので、植樹、樹木の維持、保存樹林のある土地の買入れなどの事業を行える公益的な団体の拡充を図るとともに、緑化協定制度等の普及を進めていく必要がある。さらに、大都市圏の既成市街地の再開発の際にも、積極的に緑のオープンスペースをとるなど、様々な機会に緑化の観点を取り入れていかなければならない。また、都市から離れた原生的な自然等についても、積極的に保全するとともに、森林等とのふれあいを深める機会の確保を図っていく必要がある。

なお、今後、訪日外国人が増加すると見込まれることから、例えば道路標識の表示にローマ字を用いるなど、情報が適切に伝わるようにしなければならない。

ない。

(文化施設・スポーツ施設等余暇施設の整備,活用)
文化施設・スポーツ施設等余暇施設に対する住民の要望及び地域の実情に応じて、その整備を図ることが必要であるが、その際、多目的ホール、アマチュア作品を展示できる美術館のように様々なニーズに対応することが可能な施設にするなどの工夫が、計画段階から必要である。さらに、既存施設についても、利用手続きの簡素化、利用時間の弾力化、情報提供等住民が利用しやすいような管理運営方法を検討し、催物の企画等への住民の参加を募るなど、有効な利用を促進していくべきである。

(社会参加活動の促進)

総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)によれば、過去に社会参加活動の経験を持つ人のうち、63%が再度の参加意向を有している(図II-4)。今後、このように有意義なものである社会参加活動を国民に広め、より多くの人の参加欲求を顕在化させる必要がある。特に、福祉活動、健康・医療活動、生活環境改善活動等の社会への貢献性が高いものについては、普及、啓発、モデル事業等を通じて、社会参加活動の意義を社会全体に定着させ、活動に対する社会的評価を高めていかなければならない。また、福祉活動については、今後活動への参加を一層推進するために、将来自分が助けを必要とする立場になった場合に、活動実績が反映されるシステムの一層の普及も有効である。

さらに、人々の参加意欲を確実に実際の活動へと結びつけるため、次のような基盤的条件の整備を推進する必要がある。

ア. 活動場所については、利用者の意向を反映しつつ、施設の整備、学校等既存の公的施設の有効利用、民有施設の開放等を促進し、利用者が施設の管理運営に参加する途も開いておくこと

が望ましい。また、施設の整備、利用等に関する受益者負担のあり方について検討を進める必要がある。

イ. 活動に必要な情報の収集、提供については、施設や活動の案内等に加えて、活動の結成、運営方法、人材バンクの設立等人材に関する情報についても、特に充実を図る必要がある。その方法では、活動者自らが自発的に提供する方式を基本としながら、行政窓口の明確化や活動団体相互の情報の交換を促進するネットワーク化を図ることが有効である。

ウ. 活動の担い手については、経験豊かな指導者や的確な問題意識を有する人材が求められていることから、行政だけではなく、活動団体や地域の教育機関が、経験に裏付けられた、また地域社会に密着した人材を形成する機能を果たすことが期待される。

エ. 社会参加活動は本来資金的に自立していることが望ましいが、社会への貢献性が高く、公的部門の役割を補完するものについては、活動開始の初期のいわば離陸のための援助を中心に資金的助成が有効である。助成の主体としては、助成を必要とする活動の多くが生活に密接に関連した身近なものであることから、市町村が中心となるべきである。

オ. 以上のほか、社会参加活動に対する民間部門の活動援助が一層活発に行われるよう、財団法人、公益信託等民間非営利団体に対する優遇措置の普及、拡充を推進する必要がある。また、ボランティア保険等の保険制度の普及を進めることが必要である。

図 II-4 過去に社会参加活動に参加したことのある者の再参加の意向

(過去に参加したことがあると答えた者に該当者数 385人)

参加してみたいと思う	わからない	参加してみたいとは思わない
62.9	13.5	23.6

(出典) 総理府広報室「社会参加活動に関する世論調査」(昭和60年)

む す び

21世紀の我が国社会を真の「長寿社会」とするためには、高齢化を始めとした国民生活をとりまく経済社会の条件変化に伴う諸問題を克服し、国民の生涯生活構造の変容を織り込んだ人生80年時代にふさわしい経済社会システムの設計と再構築を進めていく必要がある、その成否は、来るべき時代の国民生活を生きがいとゆとりあるものとなし得るか否かの分岐点となる。

本政策委員会の検討の出発点は、21世紀初頭の本格的な高齢社会の到来に備えて、高齢者を対象として対策だけではなく、国民の各ライフステージにおける生活を対象として、社会全体として取り組む必要があるとの基本的認識のもとに、人生において再生産のできない貴重な資源である「時間」の視点から国民の生涯にわたるトータルな福祉を考えることであった。

こうした観点から、本報告においては、国民の生涯生活からみた現行経済社会システムの問題を明らかにし、21世紀初頭の社会像と国民生活のあり方を展望した上で、長寿社会にふさわしい新たな経済社会システムが備えるべき基本条件として

経済的負担と時間的余裕を人生の特定の時期に偏在させず、生涯を通じた自己実現を可能とするものであること

教育・労働・余暇に関して、必要な時に多様で柔軟な選択を行い得る生涯生活設計を可能とするものであること

社会参加活動等を通じて、また、地域を場として横断的に形成される人々の結びつきを促進するものであること

自立と連帯を重んじ、個性豊かな創造的活動を促進する等の、経済社会の活力維持の機能をもつものであること

の四条件を提示している。

今後、こうした方向で、

働くことを通じて自己実現を可能とし、生涯にわたる安定的な経済生活の基礎を保障する

「雇用・年金システム」

生涯にわたっていきいきと過ごすための心身

の基礎条件を増進し、あるいは補完する「健康・福祉システム」

急速な経済社会環境の変化に対応しつつ生涯を通じて自己研鑽や自己実現を可能とする「教育・学習システム」

生涯にわたって安全で快適に暮らし、連帯感のある人と人とのつながりをもつことを可能とする「住宅・生活環境システム」

を、それぞれの有機的な連携を保ちつつ、21世紀までの残された期間内に構築していくことが必要である。

その際、これら各システムに共通する基礎条件として、物価の安定と持続的経済成長の達成や研究開発等を通じての国民生活の安全・安定・向上の確保、国民負担における公平の確保及び国際化等への適切な対応が重要であることも強調しなければならない。

こうした政策課題にこたえていくために、国際的にみても高い水準に達している消費生活等の私的なフロア面に比べて立ち遅れている社会資本サービス・住宅等のストック面を重視しつつ、経済成長の成果を、人間形成をも含めた将来にわたる国民生活の質の向上に積極的に配分していくよう、我が国経済のあり方を転換していくべき時期に来ている。このことによって、国際的地位にふさわしい実体を備えた経済社会が実現されるとともに、長寿社会を支える基盤となる経済の活力も維持、強化されることとなる。

21世紀初頭の社会のめざすべき姿として、本報告では、自立した個人が、様々な生活の場で連帯していく、活力のある社会を想定している。そこでは、自立・自助を基本としつつ、それぞれの多様な個性を十分に発揮でき、また個人の力の及ばないところは、自立を支えるものとして、互助を含めた社会的支援が用意されていなければならない。そのためには、国、地方公共団体、企業、個人、家庭、地域等が、その役割と責任を自覚しつつ、協力し合うことが必要とされる。

そのことが実行されて初めて、後世に残すべき、活力ある豊かな長寿社会への選択が可能となる。

参考資料

生涯生活時間配分フレーム分析の概要

1. 分析の基本的考え方

我が国の高齢化は、欧米諸国にも例を見ないほどのスピードで進行しており、21世紀前半には同時期の欧米諸国の水準を上回るものとなる可能性が強い。急速に進行する高齢化は、年金等社会保障負担の増加をもたらすとともに、経済社会の活力と世代間の負担の変化等を通じ、国民生活の各般にわたって大きな影響を及ぼすものと考えられる。特に雇用の面では高齢者の就業機会の不足を始めとする労働力需給の質的不均衡が生じる恐れがある。

また、平均寿命の伸長は世代間での労働時間と自由時間の配分のアンバランス等によるゆとりの欠如をもたらすことが懸念されるところである。

このような高齢化の進行、平均寿命の伸長に伴って生ずる様々な問題は、人生50年を前提とした現行諸制度では対応が困難であり、今後の国民生活及び生活ニーズの変化を踏まえつつ、人生80年時代の長寿社会にふさわしい新たな経済社会システムの在り方を明らかにする必要がある。

このための手掛かりとして、本資料においては、国民のライフサイクルの変化を踏まえ、現役世代の労働時間の短縮と定年延長など高齢者の雇用の促進等により、人生80年代のライフスタイルを提示しつつ、各種シミュレーションにより経済的・社会的側面からその実現可能性を検討するものである。

具体的には、昭和75年（2000年）を推計年次とし、現行の雇用・年金システム（退職年齢、年間総実労働時間、年齢別労働時間、年齢別賃金格差、年金支給開始年齢）を上記ライフスタイルに沿った形で変更した場合における一般雇用者（15歳以上で週35時間以上就労する雇用者）の生涯生活時間構造、生涯収支バランス等を昭和56年と比較する。その際、雇用・年金システムは今後の国民生活及び生活ニーズを踏まえたいくつかのケースを設定し、予測結果が

ら望ましいシステムのあり方を探る。

推計結果の評価については、貸金上昇率、就業構造等について外生的に扱っている変数もあり、あくまでも一定の仮定に基づくものであることに留意する必要がある。

なお、本推計は、事務局である経済企画庁が（社）日本リサーチ総合研究所の協力を得て行ったものである。

2. 雇用・年金システムのケース設定

高齢化の進行、平均寿命の伸長に伴う国民生活のニーズの動向を踏まえ、以下のような雇用・年金システムのケース設定を行った。

（設定根拠等）

退職年齢

60歳前半層の就労意欲が極めて高い。

高齢者の熟練した技術・能力と豊富な経験を生かすことが社会的に望ましく、企業もその点を雇用延長のメリットと考えている。

年間総実労働時間（一人当たり）

年間総実労働時間は（年間労働日×一日当たり労働時間）による。

ア）男子1850時間、女子1700時間のケース

年間労働日については、週休二日制の完全実施、週休以外の有給休暇・祝祭日の完全消化を仮定。週休以外の有給休暇は56年の実績に基づく。なお、女子については、これから産休（2人出産、それぞれ12週間の休業）、生理休暇（年間12日）を差し引いて得る。

一日当たり労働時間については、56年の実績に基づく。

イ）男子1600時間、女子1450時間のケース

ア）に加え、週休以外の有給休暇を欧州並とするとともに、所定外対所定内労働時間比率を56年の1/4とする。

労働時間の短縮は全年齢同率に短縮するケースと年齢別の労働者の意向を反映させ、年齢別に格差を設けて短縮するケースの二通り

を設定した。「労働時間・週休二日制に関する世論調査」(総理府広報室, 54年8月実施)によると, 年齢別にみた被雇者の労働時間短縮の意向(「短縮してほしい」と回答したものの割合)は, 20歳代82%, 30歳代78%, 40歳代75%, 50歳代60%, 60歳以上で67%となっている。ここでは, この年齢別の短縮意向度合いを指数化した比率を用いて56年の年齢別労働時間を短縮することにより, 格差を設けることとした。

③ 年齢別賃金格差

●57年「雇用管理調査」(労働省)によると, 過去一年間に定年延長を行った企業のうち, 定年延長後の賃金を減額した企業は23.9%あり, その賃金減額率は, 「10~20%未満」が52.5%を占めている。そこで, ケース2~4においては, 55歳以上の賃金減額率を10%とする。

④ 厚生年金支給開始年齢

●退職年齢65歳を踏まえて仮定。

	退職年齢	年間総実労働時間 (1人あたり)	労働時間の 短縮方法	年齢別賃金格差	厚生年金 支給開始年齢
ケース1 (現状踏襲型)	65歳	男子 1,850時間 女子 1,700時間	全年齢同率短縮	56年と同じ	65歳
ケース2 (賃金減額型)	65歳	男子 1,850時間 女子 1,700時間	全年齢同率短縮	55歳以降10%減	65歳
ケース3 (構造変革型)	65歳	男子 1,850時間 女子 1,700時間	年齢格差短縮	55歳以降10%減	65歳
ケース4 (大幅短縮型)	65歳	男子 1,600時間 女子 1,450時間	全年齢同率短縮	55歳以降10%減	65歳

3. 推計のフローチャート

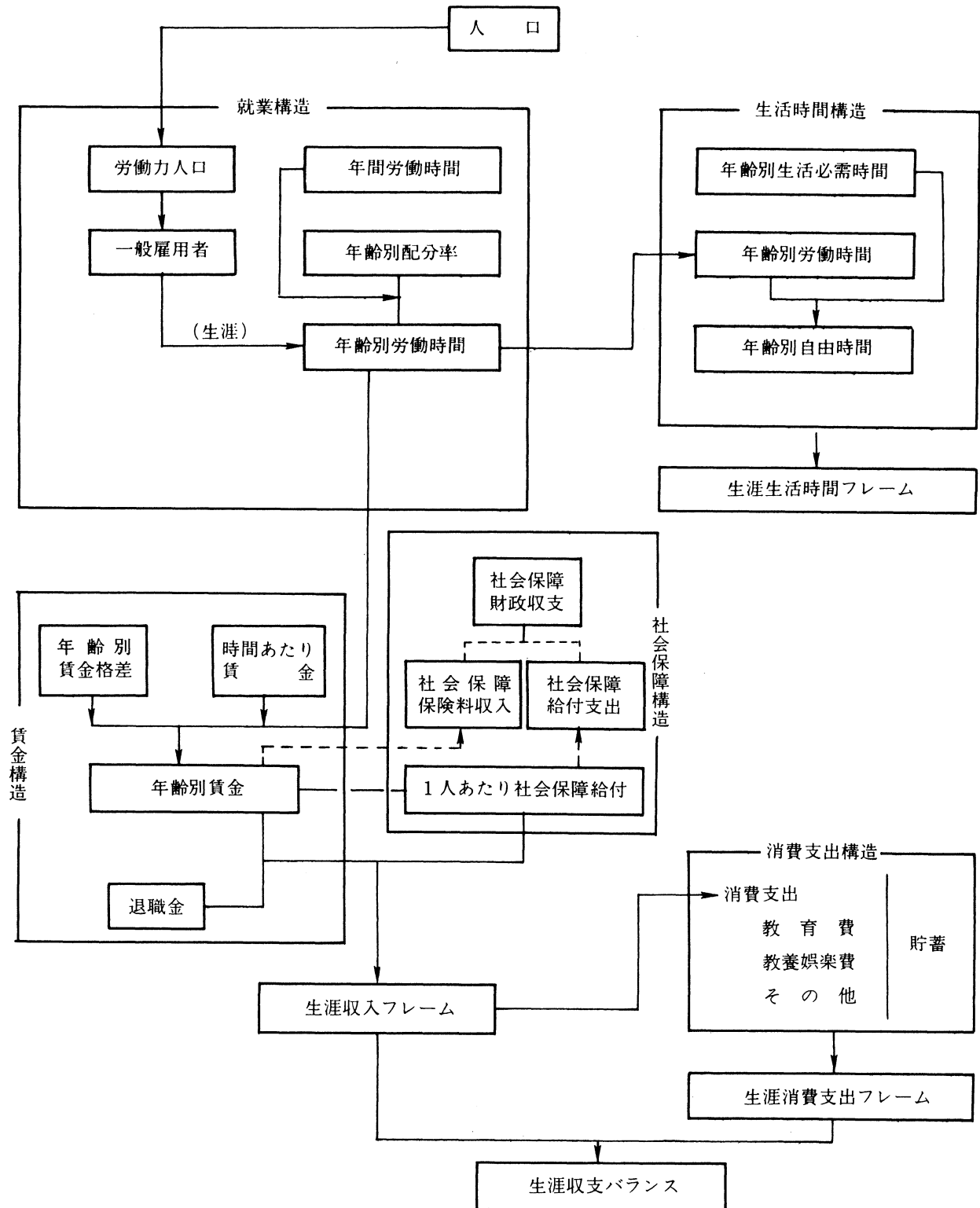
(基本的手順)

- ① フローチャートは下図の通り。人口を起点に, 就業構造, 生活時間構造, 賃金構造, 社会保障構造, 消費支出構造の五つの推計ブロックから成り, 最終的に生涯収入, 生涯支出及び生涯収支バランスを推計するものとなっている。
- ② 就業構造ブロックでは, 行為者平均(労働力調査, 毎月勤労統計調査による一般雇用者統計ベース平均)の年齢別年間総実労働時間を推計し, 別途推計した労働力人口, 一般雇用人口等就業構造により, 一人の人間の生涯にわたる年齢別労働時間を推計する。ここで, 生涯計算については, ある時点に瞬間に生涯を終えるものと考え, その時点の年齢別の労働時間をもって代替する。(以下, 自由時間, 賃金, 収入, 支出について生涯計算は同様の考え方をとる。)
- ③ 生活時間構造ブロックでは, 就業ブロックで推計された一般雇用者平均生涯年齢別労働時間, 及

び生活必需時間の残差として自由時間を推計し, 一般雇用者平均の生涯生活時間年齢別, 用途別配分構造を得る。

- ④ 賃金構造ブロックでは, 年齢別年間賃金と就業構造ブロックで推計された行為者平均年齢別年間総実労働時間から行為者平均年齢別時間当たり賃金を推計し, 同じく就業構造ブロックで推計された一般雇用者平均年齢別年間総実労働時間を乗じて一般雇用者平均年齢別年間賃金, すなわち, 生涯賃金構造を得る。また, ここでは男女別の他に, 妻の世帯当たり年間賃金を推計し, 一般雇用者世帯当たり生涯賃金構造を得る。なお, 世帯は妻の就業状況, すなわち, 主婦専業, パート, 一般雇用者を考慮した平均的な世帯である。さらに生涯退職金受取額も推計する。
- ⑤ 社会保障構造ブロックでは, 厚生年金保険について, 制度に従って, 一般雇用者世帯当たりの厚生年金受給額(夫のみ働き, 妻の収入なしのケースを用いる。)を得る。制度は旧制度と新制度の2ケースについて考察。

⑥ 消費支出構造ブロックでは家計調査ベース、全国勤労者世帯について、賃金構造ブロックで推計した年間賃金等をベースに実質消費支出関数により75年の消費支出構造(項目別シェア、消費性向)を推計する。



⑦ 次式により、一般雇用者世帯の生涯収入・支出、収支バランスを得る。

$$\text{収入(可処分所得)} = \text{男子・生涯賃金} + \text{妻・生涯賃金} + \text{年金} - \text{非消費支出}$$

$$\text{支出} = \text{収入(可処分所得)} \times \text{消費性向}$$

$$\text{収支バランス} = \text{収入} - \text{支出}$$

$$\text{総収支バランス} = \text{収入} - \text{支出} + \text{男子・生涯退職金} + \text{妻・生涯退職金}$$

⑧ 以上の推計手順に従い、56年については実績ベース、75年(2000年)については前述の四ケースにより行う。

る。女子については、40歳代の労働力率の高まりから、40歳代の年間総実労働時間が昭和56年より高まるが、20歳代後半には大きく減少する。

3-3 生涯労働時間 (単位: 時間)

	男子	女子
昭和40年	101,625	43,098
56年	94,572	49,220
昭和75年		
ケース1, 2	79,923	45,264
ケース3	79,990	45,218
ケース4	69,152	38,605

4. 主要な推計結果

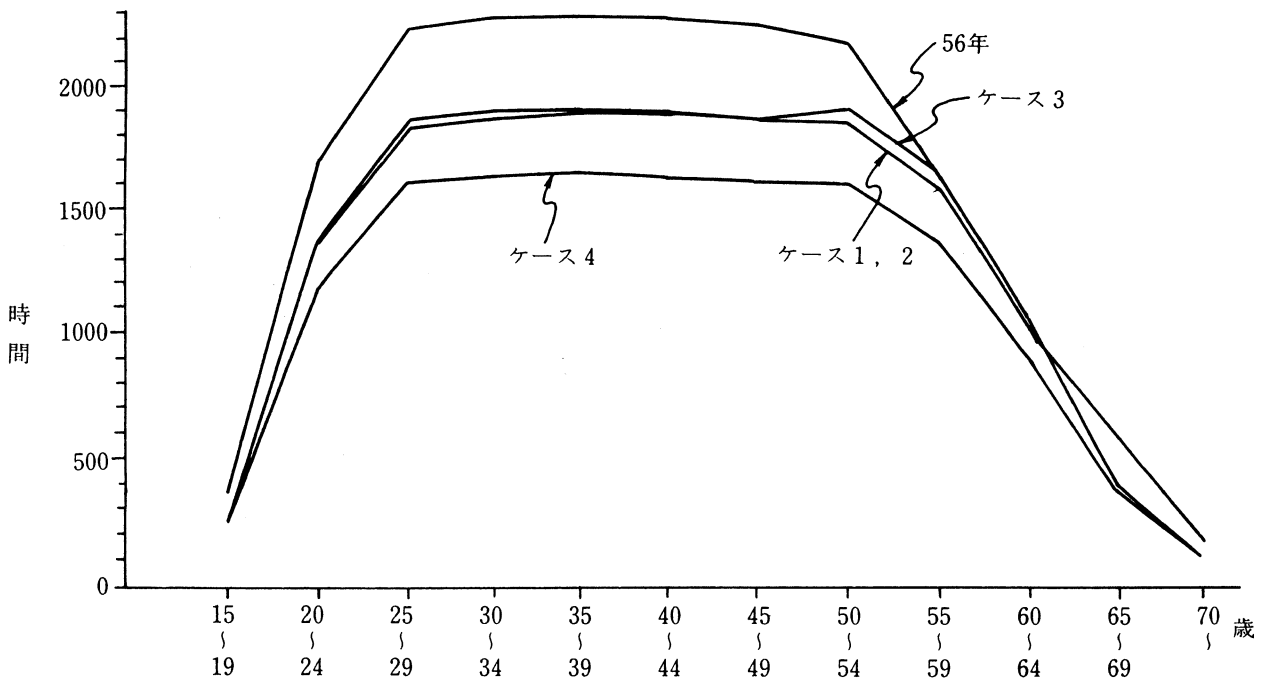
① 生涯生活時間構造

65歳への雇用延長と労働時間の短縮の結果、労働時間の特定年齢層への集中といった偏在は解消され、男子の生涯自由時間が大幅に増加、女子については労働力率の高まりの影響が大きく、男子ほどには増加しない。年齢別にみると、男子については、30~34歳と60~64歳との年間総実労働時間の差が昭和56年で約1240時間あったのが、約750~850時間に縮小す

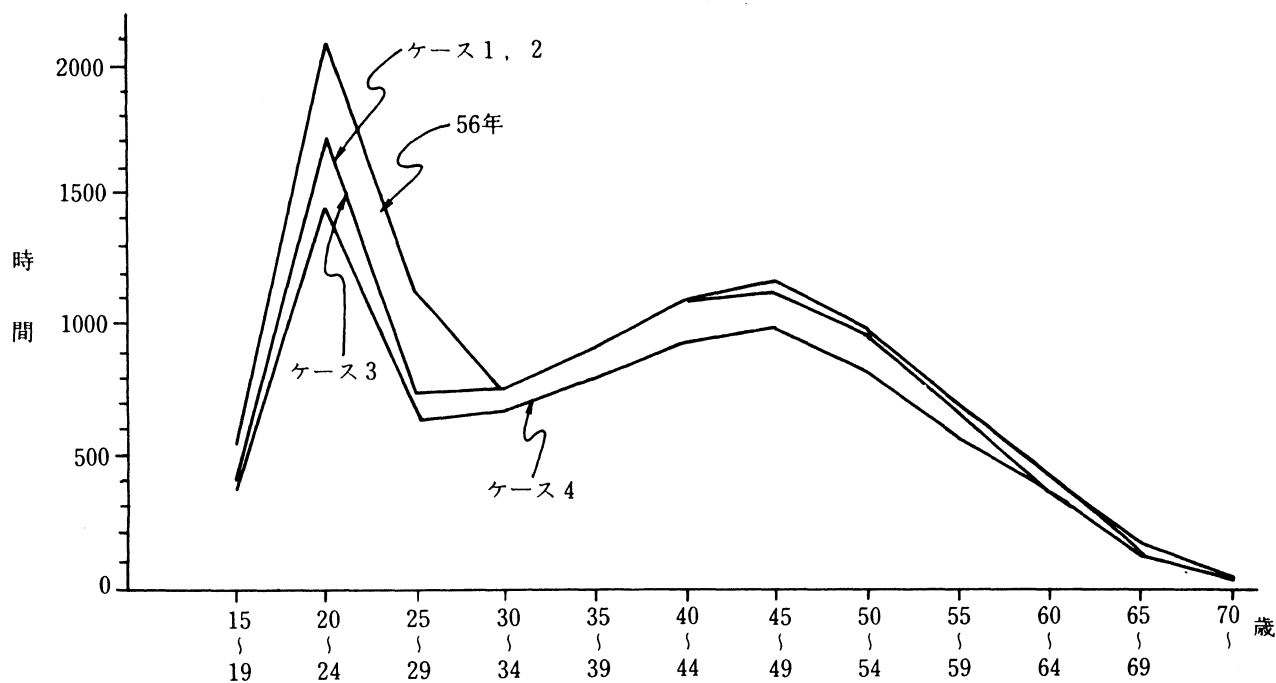
3-4 生涯自由時間 (単位: 時間)

	男子	女子
昭和40年	123,053	204,243
56年	157,278	211,223
昭和75年		
ケース1, 2	200,684	242,244
ケース3	200,678	242,954
ケース4	216,120	253,096

生涯年間総実労働時間 (男子)



生涯年間総実労働時間（女子）



② 生涯賃金

時間当たり実質賃金が年2.5%上昇するとの仮定の下で、生涯賃金は労働時間男子1850時間、女子1600時間で昭和56年の男子1.34倍程度、女子1.46倍程度となる。労働時間男子1600時間、女子1450時間で男女とも昭和56年の1.2倍程度となる。これはケース2（賃金減額型）においても同様である。女子については、20歳代の上昇が低く、40歳代後半から60歳代後半が他の年齢層に比べて高い伸びとなる。

3-7 生涯賃金（実質）

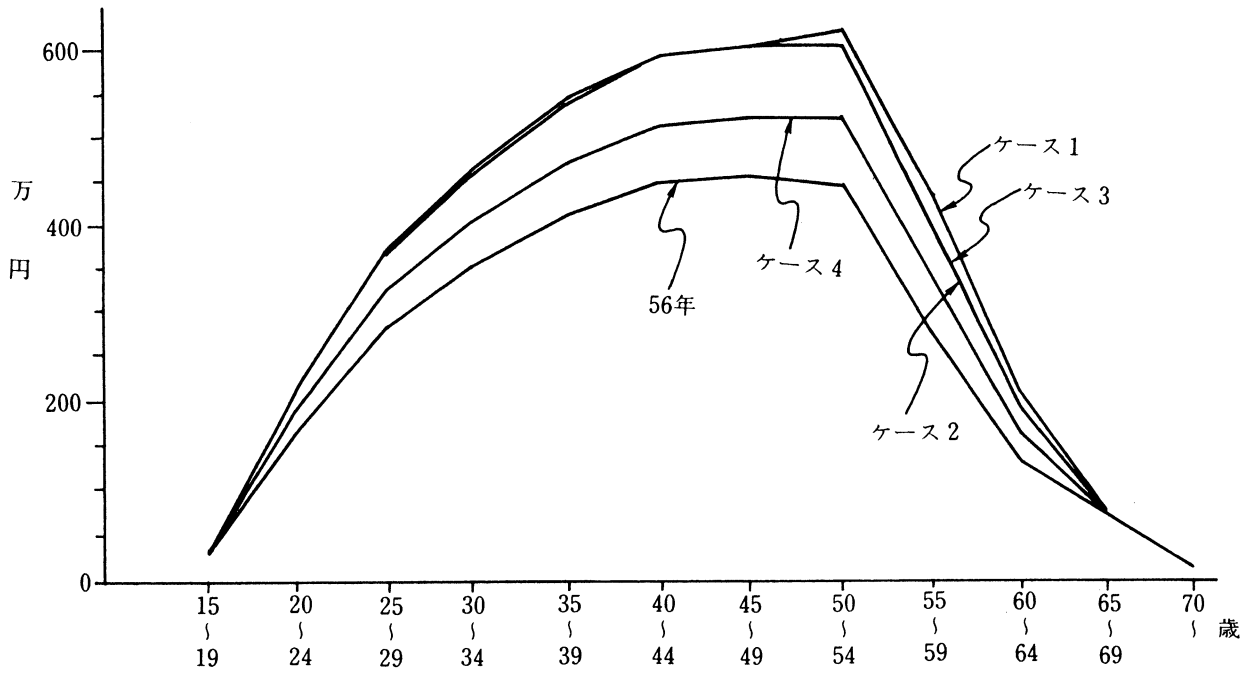
（単位：円）

	男子	女子
昭和56年	1億5,573万 (100.0)	4,604万 (100.0)
75年 ケース1	2億1,105万 (135.5)	6,790万 (147.5)
2	2億 730万 (133.1)	6,698万 (145.5)
3	2億 772万 (133.4)	6,690万 (145.3)
4	1億7,912万 (115.0)	5,717万 (124.2)

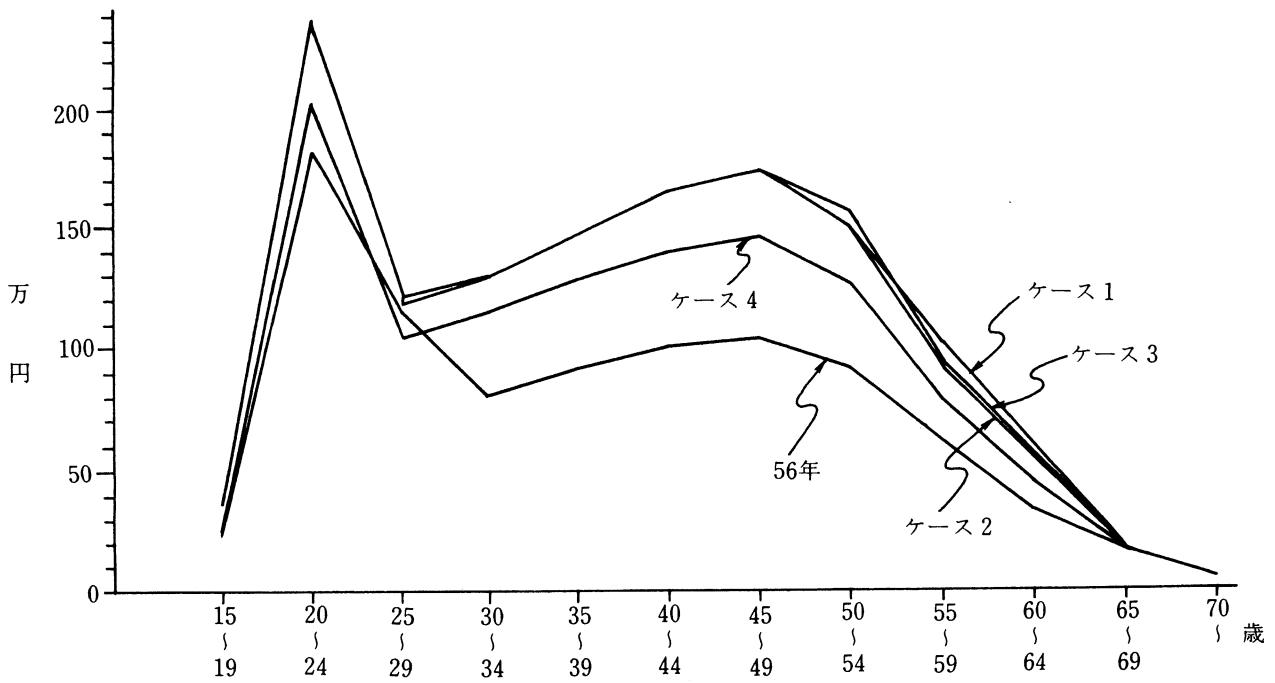
（注）（ ）内は対昭和56年比

長寿社会の構図

生涯年間賃金（男子）



生涯年間賃金（女子）



③ 生涯収支バランス

労働時間を短縮しても、65歳への雇用延長の下では、男子年間1850時間、女子年間1700時間のケース1～3においては、昭和56年よりもゆとりが生まれるが、男子年間1600時間、女子年間1450時間のケース

4においては、現在とほぼ同程度かそれを下回る。ライフステージ別にみると、75年においても、教育費負担が高まる45～49歳において、収支バランスが前後の年齢よりも悪化する。また、雇用延長によって55～59歳の時期に56年に比べてかなり収支バラン

生涯収支バランス（実質）

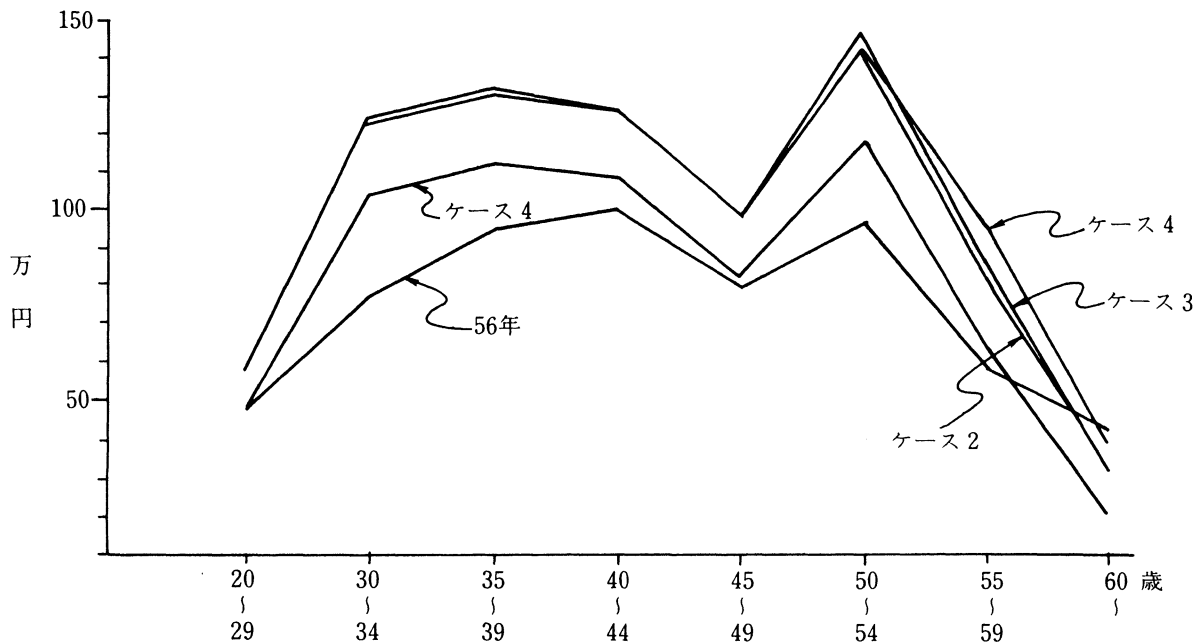
（単位：万円）

		平均世帯 （妻：主婦専業 ＋一般雇用者 ＋パート）		共働き世帯 （妻：一般雇用者）		夫のみ有業世帯 （妻：主婦専業）	
		収支バランス （退職金を除く）	総収支 バランス （退職金を含む）	収支バランス （退職金を除く）	総収支 バランス （退職金を含む）	収支バランス （退職金を除く）	総収支 バランス （退職金を含む）
昭和56年		3,663.0	4,907.7	3,937.1 (124.3)	5,295.3 (124.2)	3,166.5 (100.0)	4,262.3 (100.0)
75年 ケース1	男 1,850時間、女 1,700時間 全年齢同率短縮、賃金格差56年	4,789.8	6,758.4	5,201.0 (128.9)	7,420.3 (128.5)	4,034.2 (100.0)	5,774.7 (100.0)
ケース2	同 上 同 上、55歳以降10%減	4,588.9	6,476.7	4,995.0 (129.5)	7,124.2 (128.9)	3,857.6 (100.0)	5,525.9 (100.0)
ケース3	同 上 年齢格差短縮、同 上	4,626.8	6,540.1	5,028.2 (129.2)	7,186.0 (128.7)	3,890.9 (100.0)	5,582.1 (100.0)
ケース4	男 1,600時間、女 1,450時間 全年齢同率格差、同 上	3,718.6	5,351.3	4,045.2 (129.5)	5,882.0 (128.8)	3,122.7 (100.0)	4,567.4 (100.0)

（注）共働き世帯（ ）内の数字は夫のみ有業世帯の収支バランスを100とした場合の比率。

生涯収支バランス（退職金含む）

（平均世帯）（実質）

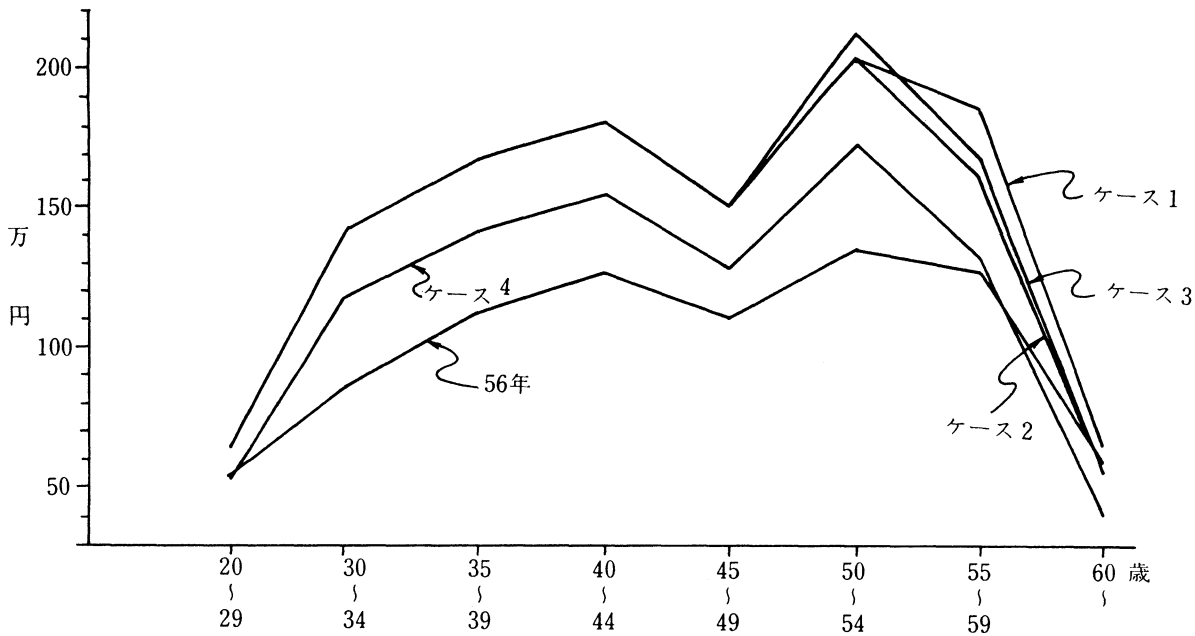


長寿社会の構図

スが改善される。妻の就業の有無による家計収支バランスの違いを見ると、妻が一般雇用者である共働き世帯では、主婦専業の世帯に比べ、生涯の家計収支が昭和56年で24%増昭和75年で29%増と、主婦の

就業が家計の収支に大きく貢献する。特に56年では20歳代で大きく貢献していたのに対し、75年ではライフステージ全般にわたり、幅広く貢献する。

生涯収支バランス（退職金含む）
（平均世帯） （実質）



生涯年間収支バランスへの主婦就業の貢献度

（実質）

(年齢)	昭和56年				ケース2 男 1,850時間, 女 1,700時間 全年齢同率短縮, 55歳以降10%減			
	A 平均世帯 収支	B 夫のみ有業 世帯収支	C A-B	D C/A	A 平均世帯 収支	B 夫のみ有業 世帯収支	C A-B	D C/A
歳	万円	万円	万円	%	万円	万円	万円	%
20~29	53.7	41.9	11.8	22.0	63.6	52.4	11.2	17.6
30~34	86.9	74.1	12.8	14.7	144.1	118.7	25.4	17.6
35~39	111.9	95.6	16.3	14.6	168.2	139.5	28.7	17.1
40~44	126.2	108.6	17.6	13.9	180.5	152.1	28.4	15.8
45~49	110.9	96.9	14.0	12.6	152.0	129.5	22.5	14.8
50~54	135.0	119.4	15.6	11.6	203.7	176.5	27.2	13.3
55~59	127.2	114.4	12.8	10.1	162.0	145.0	17.0	10.5
60~	58.7	53.3	5.4	9.2	52.5	46.4	6.1	11.6

④ 厚生年金

75年の世帯あたり給付報酬比率（夫被用者、妻専業主婦の場合）を各ケース毎にみれば、雇用・年金システムが現状のままで、旧制度を適用した場合と、労働時間を短縮（男子1850時間、女子1450時間）し、65歳への雇用延長に対応した形で年金の支給開始年齢を65歳に引き上げ、新制度の給付算定方式を適用した場合においては、共に69%程度となるが、労働

時間の大幅短縮（男子1600時間、女子1450時間）の場合には75%程度とかなり高まる。

また、制度の成熟度（老齢年金受給者数の被保険者数に対する比率）は、旧制度によって75年まで推移すると、26%程度まで高まると予想されるが、上記雇用・年金システムを想定すれば、75年で22%程度とかなり緩和される。

世帯あたり給付報酬比率（夫被用者、妻専業主婦の場合）

(昭和)	年金制度	標準報酬月額 [A] (万円)			世帯あたり老齢年金支給額月額 [B] (万円)			世帯あたり給付報酬比率 B / (Aの男) (%)	
		男女計	男	女	夫被用者 (第2号被保険者)	妻被扶養配偶者 (第3号被保険者)	計		
									男女計
56年	実績	19.8	23.2	12.6	11.0	1.5	12.5	53.9	
75年	旧制度型	50.1	58.0	31.6	37.3	3.1	40.4	69.7	
75年	ケース1	新制度型	41.7	48.8	26.3	27.5	6.0	33.5	68.6
	ケース2	"	40.9	47.9	25.7	27.2	6.0	33.2	69.3
	ケース3	"	41.0	48.0	25.8	27.2	6.0	33.2	69.2
	ケース4	"	35.3	41.4	21.9	24.9	8.0	30.9	74.6

- (注) ・標準報酬月額算出の際にベースとなる賃金の伸びは56~58年までは実績、59年以降は実質2.5%、名目5%の上昇と仮定。
 ・旧制度型の年金の定額部分については56~60年までは実績、61年以降は5%の伸びとし、加給年金については56~61年までは実績、62年以降は5%の伸びと仮定。新制度型の基礎年金部分については61年は実績、62年以降は5%の伸びと仮定。
 ・第2号被保険者の75年の平均加入期間については、新制度型は旧制度型より5年伸びると仮定。
 ・新制度型第3号被保険者の老齢基礎年金は国民年金任意加入者と国民年金未加入者別に推計し、加重平均により算出。

成熟度の推移

昭和	旧制度型				新制度型			
	A 被保険者数 (万人)	B 老齢年金受給者数 (万人)	C 成熟度 (B/A) (%)	D 受給者1人あたり被保険者数 (A/B) (人)	E 被保険者数 (万人)	F 老齢年金受給者数 (万人)	G 成熟度 (F/E) (%)	H 受給者1人あたり被保険者数 (E/F) (人)
50年	2,364.8	103.1	4.4	22.9				
56年	2,569.6	221.9	8.6	11.6				
61年	2,686.3	340.9	12.7	7.9	2,702.4	309.1	11.4	8.7
70年	2,900.6	610.8	21.1	4.7	3,072.9	553.7	18.0	5.5
75年	2,935.0	767.0	26.1	3.8	3,196.2	695.4	21.8	4.6

- (注) ・新制度型において65歳への雇用延長による被保険者、受給者の変化は就業構造ブロックで推計した一般雇用者数の変化により算出。

・ 国民生活審議会総合政策部会政策委員会委員名簿

委員長 林 雄二郎 (財)トヨタ財団専務理事
木田 宏 日本学術振興会理事長
公文 俊平 東京大学教授
小山 路男 上智大学教授
下河辺 淳 総合研究開発機構理事長
隅谷三喜男 東京女子大学学長
高橋 展子 前デンマーク特命全権大使
正村 公宏 専修大学教授
宮崎 勇 (株)大和証券経済研究所理事長
村上 泰亮 東京大学教授
山崎 正和 大阪大学教授
(五十音順, 敬称略)